

第一百一回 参議院商工委員会會議錄第九号

昭和五十九年五月十日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十日

辞任
佐藤栄佐久君

補欠選任
内藤 健君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
齊藤栄三郎君

委員

石井 一二君
岩本 政光君
亀井 久興君
杉元 恒雄君
鈴木 省吾君
内藤 健君
松尾 官平君
松岡満寿男君
山本 富雄君
梶原 敬義君
対馬 孝且君
福岡 知之君
田代富士男君
伏見 康治君
井上 計君
木本平八郎君

衆議院議員
商工委員長代理
渡辺 秀央君

國務大臣
通商産業大臣
小此木彦三郎君

政府委員
経済企画庁国民生活局長
及川 昭伍君

通商産業政務次官
大木 浩君

通商産業大臣官房長
福川 伸次君

通商産業大臣官房審議官
棚橋 祐治君

通商産業省産業政策局長
小長 啓一君

通商産業省機械情報産業局長
志賀 学君

中小企業庁長官
中澤 忠義君

事務局側
常任委員会専門員
野村 静二君

説明員
警察庁刑事局刑事企画課長
三上 和幸君

経済企画庁国民生活局長
長沢 哲夫君

政策課長
原田 明夫君

法務大臣官房司法法制課長
中島 公明君

大蔵省証券局長
朝比奈秀夫君

大蔵省銀行局長
谷川 英夫君

小金融課長
遠山 敦子君

国税庁直税部法人税課長
文部省初等中等教育局長中学校教

育課長

出、衆議院送付)

○委員長(齊藤栄三郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○福岡知之君 最初に大臣に総括的に二問お聞きをしたいと思ひます。

御案内のように、近時、消費者産業その最たるものである割賦販売の業態というものが、いわゆる花形産業の一つとして異業種をも含みまして重要な関心が高まっております。信用情報について十分な基盤もないままに参入をしております状態でありまして、したがって、そこには各種の混乱も見られるのが現状であります。ちょうどこの姿は数年前にいわゆる大型店が進出をして既存の小売業とのあつれきがまたに巻き起こったという姿に似ているわけでありまして、こういう状況を放置をしていくという事は決して好ましくないと思ひます。私は思うわけでありまして、この点について、基本的に行政当局としてどういふふうな見解を持っておりますか、お聞きをしたいと思ひます。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 現行法のもとにおきまして、例えば割賦購入のあつせん業に必要とされる登録を新たに行うことにつきましては、中小小売業者等への配慮から慎重な運用を行つてきておりまして、改正法のもとにおきましては中小小売業者等への影響を十分考慮した運用を図つていく所存でございます。今回の法改正によりまして、リボルビング方式の割賦購入あつせんにつき

ましても登録を要することとなるのでございまして、この登録の可否を判断する際にも中小小売業者等への影響を十分考慮する方針でございます。

○福岡知之君 少し具体的な対処策についてお触れになりました。これは後ほど順次ひとつお聞きをしてまいりたいと思ひますが、もう一つ、信用業者間の競争が激化してくるに伴ひまして、いわゆる信用供与の姿勢がそれぞれの企業によつて安易に流れ過ぎる。そして、ユーザーである消費者の欲心を買うべく便利性だけを強調するような傾向が見られるのではないかと、むしろ消費者側からすれば、便利性も結構だけれども、それ以前にその信用供与に伴う金利がでる限り低い方が望ましいわけですね。そういう面での競争が十分に行われないうちに、安易な便利性の追求という事で目先をこまかすというふうな傾向がなきにしもあらずでありまして、結果において、消費者もそれに惑わされて購入したが後ほど支払いに困難を招来する、こういうふうな問題が起こつておるんじゃないか、これはマクロで言えば一つの社会的な問題だと思ひます。例の話題になつておるサラ金におけるそれと類似した状態になつておるんじゃないか、そういうふうな思ひわけです。御案内のとおり、アメリカではこの種の傾向についてローンシャークだと、ローンの地獄だといふふうな時代にも入つていると言われておるんですけれども、我が国においても信用供与の業務が拡大するにつれてその種の社会的風潮に陥らないかどうか懸念されるわけですが、当局としてはどういふ御見解ですか。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 割賦関連の取引が近年非常に増加を示している反面、確かに福岡委員御指摘のような問題が引き起こされておることも事実でございます。こうした状況に対しましては、この改正法案に基づきまして信用供与の適正

化を図ってまいる所存でございます。

○福間知之君　そこで、当局にお聞きしますが、クレジットの利用そのものは結構ですけれども、契約を締結する場合に、割賦販売の総額が個人で数千万円というふうな高額になるケースもあると耳にするわけですね。そんなにたくさんあるとは私個人も思わないですけれども、まあないことはないというふうなことです。こういうふうな当初から金額を完済するという見通しがないままに信用供与するというのは一つの異常な姿ではないか、そういうふうな思いがあります。まあ平たく言えば商人道を踏み外した商売の姿勢だ、こう言われてもやむを得ないわけですが、この点、今回の改正案の四十二条の三におきまして、支払い能力を超える購入の防止について努力規定、訓示規定が設けられておるわけですから、この程度で規定では目的を果たして達し得るのかどうか疑問を感じるわけですから、いかがですか。

○政府委員（小長啓一君）　先生御指摘のように、支払い能力を超える購入の防止のための規定は四十二条の三ということでございまして、それが訓示規定になっておるのは御指摘のとおりでございます。ただ、訓示規定になっておりますのは、支払い能力を超えた購入につきましてはその購入者の責任でもあるわけでございますので、またその罰則担保規定を設けるということは構成要件が不明確であるというふうな点もございまして、訓示規定にとどめておるわけでございます。ただ、近年割賦関連取引の分野でも多重債務者の発生の問題が大変大きな問題となっております。この四十二条の三の規定に基づきまして、クレジットカードの発行とかあるいは個々の取引の段階におきまして信用情報機関の利用等によりまして過剰な与信が行われることのないよう厳に業界及びその関連企業を指導してまいりたいと考えておる次第でございます。

○福間知之君　そういうことも一応わかるわけですね、さらに五十八年十一月に施行された貸金業の規制法でも同種の規定を置いておりまして、さ

らに通達によって当該資金需要者に対する一業者当たりの貸付金額について五十万円まで、あるいは年収額の一〇％に相当する金額という定めがあるようでありまして。今回の改正法におきましても同様の措置がしたがって考えられるべきではないかというふうにも思うわけですから、いかがですか。

○政府委員（小長啓一君）　私どもの法律の場合には、頭打ち規定を設けることにつきましては、物販の場合には多少問題があるのではないかと考えておりますけれども、多重債務者の発生にならないように、私どもとしてはできるだけ業界関係方面を指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○福間知之君　余り法的に強い規制をすることは望まないという気持ちは私も同感なんですけれども、しかし、サラ金業でいろいろの問題が提起されてきたように、私はやはり、先ほどの局長の答弁と、また今の、頭打ちを余りしたくないという考えのようですけれども、しかし、やはりこれはある程度規制をする方が結果として消費者を保護することにもなるし、あるいはまた、中小の業界に損害を与えない、あるいはまた、中小の業界にわたる繁栄というか、そういうものにもつながる、そういうふうに私は思います。規制は貸金業の例があるようにある程度はもうはつきりした方がいんじゃないか、こんな気がするわけですから、いかがですか。

○政府委員（小長啓一君）　先生御指摘のように、今回改正法で新たに設けられました過剰与信の防止規定につきまして、その厳正な遵守を指導することによりまして、安易な与信に起因いたした不良債権の発生を防止に努めてまいりたいと考え、おるわけでございますが、また、その過剰与信の防止の実効性を担保するためにも信用情報の蓄積を進めることが非常に重要ではないかと考えておるわけでございます。信用情報機関の連携の強化を図ることが重要であると私どもは思っており

るわけでございます。そのため、そういう方面の指導につきましても十分強化をまいりたいと思っております。○福間知之君　そこで、クレジット会社は、今日、一見堅調に業績を伸ばして推移しているように見えるわけですが、昨年あたりから不良債権の急増という現象が見えるわけでありまして、これがまた経営の足かせにもなっております。であります。それらはいわゆる競争の激化に伴ってカード会員の獲得という点に際して審査がやルーズに流れているんじゃないかというところから起因する面があります。そこで、各企業が入会審査システムを強化するという点に当たっておるわけですが、特に不良債権、つまり多重債務者を出さないためにいわゆるスコアリングシステム、チェックシステムというものを企業ごととに確立して実施に移っているようでありまして、しかし、その場合に各社間にこのスコアリングシステムのあり方についてはかなり出でおりまして、業界全体として見た場合に十分に機能を果たしているのかどうか疑問があるようでありまして、この点について当局としての、何と申しますか、目安づくり、基準づくりというものが、指導性を発揮すべきではないか、こういうことはいかがですか。

○政府委員（小長啓一君）　先生御指摘のように、確かにスコアリングシステム等につきまして各社にばらつきがございます。御指摘のとおりでございます。したがって、そういう点につきましては、今後の検討課題としてよりその適正な信用情報が蓄積できるような方向で私どももいたしておるわけでございます。先生がおっしゃいましたように、私どもとしましては、実質的には過剰与信の防止の実効性を担保するということが極めて重要な政策課題ではないかというふうに思っております。わけでございます。そのために信用情報の蓄積が不可欠ではないかと思っております。またその前提といたしまして信用情報機関の

連携の強化ということも必要ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○福間知之君　後はどう質問する答弁を先取りされたようであります。まあこの過剰与信の防止あるいは信用情報の蓄積とか横断化、そういう問題についてはまた後ほどちょっと指摘をしたいと思いますけれども、さてそこで、昨今通信回線の自由化という波に乗りまして、公衆電気通信法の一部が改正されて、クレジット産業、信用産業におきましては、いわゆるNTTにおけるCAFIシステム、これは主に銀行系クレジットが採用しているシステムですが、さらにアイ・ビー・エム系のCATNETシステム、これは信販系、今こでいわれる割賦販売業の大宗をなすものでありますけれども、それそれぞれがこの両回線を持つて一種のオンラインを形成しよう、こういう状況になっております。これによりまして磁気テープ交換からオンラインが可能となつて、時間的にも人的にも省力化が進んでまいっております。

そこで、同ネットワークシステムの利点として、限度額のチェックや不正使用防止等によるいわゆる事故防止のほか、分割払いの手続のスピード化などが指摘されておるわけですが、これも、ちょっとわかつたようではわからないので、当局としてはこういう機械化といいますが、そういう実情についてはどの程度把握されておりますか、概略わかつていればお聞きしたいと思っております。

○政府委員（小長啓一君）　ただいま先生も具体的にお話になりましたように、実際のカードの有効性のチェックであるとか、あるいは与信限度額のチェックをいたしますいわゆるクレジットカードのオートリゼーションという言い方をしているわけでございますが、そのオートリゼーションの問題に関しましては、従来より、より迅速化、合理化を図るためには機械化が必要であるということを確認しておるわけでございます。一部、一部の企業におきましてそれそれオートリゼーションのための加盟店端末を設置するというような個別

さらに先生御指摘のように、ネットワークシステムといたしまして、いわゆる電電公社が中心のCAFIISというシステムと、それからアイ・ピー・エム中心のCATNETという両ネットワークが存在をしております。それぞれが加盟店、消費者の利便性とかあるいはクレジット企業を含めたトータルコストの観点から具体的な利用が図られておるわけでございますが、私どももいたしましては、その両ネットワークが相互利用ができるような形、つまり相互乗り入れを図っていくことが望ましいというふうに考えておるわけでございます。その点は先生の御指摘のとおりでございます。

○横間知之君　　そういう観点からもこのネットワークに関して問題になる一つは、各業者ごとに利用システムが異なっている、それではCA-T機能 がさらに汎用化して利用されるということを阻害するんじゃないか。新規加入会社に対してのコスト負担の面を考えましても割高になるというふうなことで、システムをより普遍的に活用していくというためのルール化を当局として指導をされるというふうな御意向はないかという点。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、關係業界によつて構成をされておりますシステム化推進連絡会というのができておりまして、その段階で、先ほど申しました加盟店端末につきましては、その加盟店端末の共同端末化ということについての検討が行われておるわけでございまして、昨年の十一月より加盟店の共同端末の設置が開始をされ、徐々にではございますけれども、その展開が行われているところでございます。

それから、先ほどのシステム間の相互乗り入れの問題につきましても、現在その連絡会の場を通じてまして両システムの供給者間で話し合いが持たれておる状況でございます。

○福岡知之君　そういうことで昨年十一月からですか、具体的に手を染めつつあるということで、それは結構だと思ひます。

そこで、先ほどもちょっと触れたNTT系の銀行クレジットのCAFIISと、それからアイ・ビー・エム系、信販系のCATNETですね、大きくこれ大別されているわけですが、この今後の展開については、そのまま放置していいのか、何かそこにはやはり行政面で一定の配慮をしなければならないというふうな事態が考えられるのかどうなのか、これは始まったところですから私どもちょっとわからないですよ。これは今単にこの割賦販売業におけるシステムの採用というにとどまらず、御案内のとおり回線の自由化に伴いました、通信衛星をも含めて、特にアメリカの関係企業、日本の参入というものが積極化してまいりまして、そういうマクロで見ても私どもはこれだ、というのになっていくのかなあという、いわゆる懸念を持っているんですけれども、まあこの場は一応この割賦業に関してのみにとどめますけれども、将来的な一つの展開について心配もあるし、あるいはまた確信もあるでしょうけれども、

どういふふうな今御感想を持っていますか。

○政府委員(小長啓一君) 先ほどもちょっと触れさしていただきました、関係業界によつて構成をされておりますシステム化推進連絡会の場におきましても、ネットワークの実質的な一元化を実現するために必要な作業を行うよう要望が出されておるところでございます。これを受けまして、ユーザーがいずれのシステムを選択しても問題がなないように両システムの供給者間で話し合いが持たれるということでございますので、私どもはしばらくその成り行きを見守つてまいりたいというふうな考えておる次第でございます。

○福岡知之君 願わくは消費者にとって便利さがかえって不便にならないようにこれはあつてほしいし、またそこにそれぞれのシステムが競合する余り社会的に不正が生じないようにあつてほしいと思うんです。現に、今問題になっている電電の民営化問題に絡みまして、アメリカのA T Tとのそれからそれに関連した分割された会社との関係は大変な事態になっていまして、新規の参入会社

が長距離の光ファイバーを引いて、そのもうけのいいところだけ仕事としてやり出したと。結果として、もう電話番号ですね、長距離にかける場合、あるネットワークを利用すると二十から、二十一から電話番号を回さにかいかなというような事態が出ているのです。今、日本は大体長距離でも九つか十ですわね。プッシュホンでやつたらさらに早い。二十から二十一電話番号かけなきゃ通じない、非常に不便が出てきているんですね。それは一つの例ですけれども、この場合はそうにはならないんですが、かなりこの問題が通信回線の利用という面では予期しないような事態が出るという危険も一応は想定しておかなきゃならぬ、こういうふうに思うわけでして、十分ひとつ推移を見守って適切に対処を願いたいと、こういうふうに思っています。

それから、先ほどの消費者個人信用情報面でございませうけれども、既に触れられたように、この個人信用情報機関の能力の強化、あるいはまた横の連携一体化というふうなことが必要だと、こういうふうにおっしゃられていますから、それはそれで基本的に私結構だと思います。特にこのうち、今大蔵省関係の消費者金融の面で三つ機関があるようであります。それから通産当局関係の信用販売業務の面で二つです。管轄下にはあるかと、こういうように言われていますが、これに比べて、かなる違いがあるのか、かねて一体化が望まれないながら、言葉は悪いですけども、大蔵省主導のもとに再編を嫌っている通産省としては一体化に反

対応だとむしろ情報交換の程度でないと困ると
 こういう御意思をお持ちのようですけれども、得
 所間の権限争いが昨今その他の面でも感じられて
 いる時期でございますけれども、何か合理的な解
 決ということについて必要性はないのかどうか、
 お聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(小長啓一君) 先ほどの御質問の答弁
 の中で述べさせていただきましたわけでございま
 すが、多重債務者の発生を防止していくために
 も、金融、物販の枠を超えまして、消費者信用全

般にわたって信用情報、蓄積、整備を進めていくことが必要であるという点につきましては、先生の御指摘のとおりであるわけでございます。

また、昨年の七月に私どもの産業政策局長の私的諮問機関といたしまして、消費者信用産業懇談会というところでいろいろ議論した結果レポートをまとめたわけでございますが、そのレポートの中におきましても同じような認識から「個人信用情報の内容は、基本的には、クレジット、消費者金融とともに同質であることから見れば、将来的には双方の情報を総合的にとらえるべきであろう」という旨の提言がなされておるわけでございます。通産省といたしましては、消費者金融の分野を含めた信用情報機関の連携の強化につきまして、これは今後の課題といたしまして関係の省庁とも連絡をとりながら取り組んでまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○福岡知之事 これは大蔵当局、御答弁願います。

○説明員(朝比奈秀夫君) 小長局長が御答弁されましたように、私どもといしまして、も過剰貸し付けによるいわゆる多重債務者の発生を防止いたしまして、消費者信用市場の健全な育成、これを図っていくことが大切である。そのためには個人信用情報システムの整備充実、またできるだけ一元化というものを図ってまいる必要があるのではないかと、そういうような観点から最近の状況をないますと、そういう信用情報機関はいろいろ業種別に幾つか設立されて、それぞれ相互に無関係に独立して運営されている、こういう状況にございます。そういう実情でございますので、これを十分に効果を上げさせるような機関とするためには、少なくとも、その機関の統合ということとはなかなか難しいとは思いますが、情報の一元的な活用、利用、そういうったものはぜひとも望ましいことではなからうかと考えております。そうして、そういうった方向へ向けて通産省を初めといたします、経企庁、行政管理庁、その他関係省庁ともいろいろな観点から連絡調整をとりつつそういうい

た方向へ努力してまいりたい、そういうことで積極的に信用情報機関の一元化に向けて支援を行う、こういうことで充実整備に努めてまいりたいと考えております。

○福岡知事 金融問題研究会ですか、等での答申等もちょっと勉強してもらいましたけれども、今さしあたっての御答弁としては両当局ともその程度だと思ふんですが、やはりこれ時間があれば今後一遍聞きまじたいし、これは考えようによればまたプライバシーの問題にも関連してまいりますので、非常にデリケートな問題ですけれども、しかし、罰賦業というものが発展すればするほど一面において大事なことで、今後のひとつ適切な対応をこの際はお願いをしておきたいと思ひます。

ところで、大蔵の方にお聞きしたいんですけれども、最近首都圏の消費者金融専門業者で構成しているところの個人信用情報センター、いわゆるJDB、ジャパン・データ・バンクが外資系の消費者金融会社の加入申し込みについて態度を留保している、こういうふうな報じられていますけれども、その理由として先ほど触れました大蔵系三つ、通産系二つの情報機関の分野調整ができるまで結論を控えると、こういうことのようにですが、これはプライバシーの侵害を防ぐのがねらいなんですか、あるいはその後事態に何か進展でもあったんですか。これは考えようによれば、今国際摩擦、特に日米間の経済摩擦というものが諸般の面で出来ていますけれども、そのひとつになりかねない、そういうふうに思ふんですが、大蔵当局は事態についてどういうふうに考えていますか。

○説明員(朝比奈秀夫) 首都圏を対象にいたしましたJDB、これは個人信用情報を収集いたしました、消費者金融専門業者に対する情報提供を行っておりますが、これは株式会社となっておりますので、純粋な民間機関でございます。それで先生御指摘のように、外資系の貸金業者に對してはその参加を認めておりませんが、その説明といたし

ましては、そのJDBの会員資格には他の信用情報機関の会員でないことという条件になっております。したがって、そういう不法入会を認めないというふうな意味で断つて、というふうな聞いていますのでございます。しかしながら、今後、御指摘のような多重債務者の発生を防止していくというところは非常に大切なことでございまして、今後幅広い業態によって信用情報機関というものが活用されていくことは大変に望ましいことだと考えております。したがって、その外資系貸金業者に対しても十分に個人信用情報機関が活用できるように、できるだけこの貸金業界その他を通じて指導していきたい。その結果、各機関相互間の情報交流も徐々に進展していく、こういうことを期待しているものでございます。

○福岡知事 ちよつと実態も余りわかりかねるんですけれども、私の視点は、先ほど言ったように、この種の問題で余り煮え切らない態度をとっていると、アメリカからさらに過大な要求というものが出されてくるぞ。だからやはり、先をよく見きわめて対処していかないといかぬぞ。例えば、特定不況産業に対する対策をしようという場合でも、一種の委員会なりプロジェクトなりつくって通産当局でもやろうとすると、そんなことにならぬ。アメリカは今くちばしを入れてきてるんだから、ちよつと私から言えば論外なんですけれども、それはど今貿易摩擦解消というにききの御旗のもとにかなり過大な要求を性急にアメリカがやってきている。そういうような危険を感じるわけですから、そんなものがこんなところまで来られたら、さらにまた事態は悪い方向に発展するようじゃかえっていけない、こういうふうに思ひますので、やや先見的なお取り組みをひとつお願いしておきたい、こういうふうに思ひます。

次に、これは通産当局にお聞きしたいんですけれども、先般衆議院の商工委員会でも小長産業政策局長が答弁された中で、クレジット産業の度を越えた債権取り立てを防止するために、クレジット

産業にかかわって貸し金返済を求めたり、あるいは適切な取り立て方法を指導したりする機関の設立を関係業界に働きかけていくという趣旨の方針と、うか、答弁が行われたんですけれども、具体的にはこれはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(小長啓一) 衆議院段階のその御質問の趣旨は、債権の保全とか、あるいはコンサルティング機能を有します第三者による債権の共同管理システムについて検討したかどうかというふうな御質問であつたわけですが、私も、私もその問題に關しましては、不幸にして多重債務を負うに至つた消費者にとつても、またその債権を回収しようとする割賦関連業者にとつても、そういうことは必要なんではないだろうかというふうなことを考へておるわけでございます。今後の課題といたしまして、諸外国の状況等も調査しながら、また関連業界の意向も十分踏まえながら前向きに検討してまいりたいというふうな趣旨の答弁をしたわけでございます。その考え方は変わつてないわけでございます。

○福岡知事 これは悪意で言われたことではないんで、また今の御答弁もありましたように、そういう考へのもとに對したいということですが、その限りですと、そのわけでありまして、現在、この焦げつき債権回収の業務というのは、弁護士法で規制されております。違法な取り立てから債務者の人権を守るために、債権回収の代理を弁護士以外の者が行うことは禁じられていま

す。しかし、現在のような消費者信用分野において焦げつき債権が大量に発生したり、あるいは大量処分が必要ない時代というときにおきまして、従来と変わらぬような手段では対応力に限界がある。今お触れになりましたようにアメリカの場合の例でも、公正債権回収行為法なるものが存在しています。弁護士等の指導、助言のもとで債権管理のために調査を行つたり、回収は弁護士が法的手段をもって行うということですが、こういうことを勉強して日本でも適切なひとつ体制を

つくりたい、こういうことですか。

○政府委員(小長啓一) 第三者によります債権の共同管理システムのファンクシヨンは絶対必要であるというふうな私どもは認識をしておるわけでございますが、具体化するということになりますと、先生御指摘のように、さしあたって弁護士法との調整の問題もあるわけでございます。幾つかの問題があるわけでございます。したがって、私も、私も今後の課題といたしまして諸外国の状況もよく調査をしながら、また関連業界の意向も踏まえまして、前向きに検討してまいりたいというところで作業を続けたいと思つておる次第でございます。

○福岡知事 そういうことがたくさん起こるようじゃ実際は困るんで、望ましいことではないですけれども、しかし、この業務が拡大すればするほど、これは並行してその種の対応がやっぱり避けられない、こういうふうな思ひますので、せつかくひとつ早い時期での対策をお願いしておきたいと思ひます。

次に、このクレジット時代の幕あけに伴ひまして、先ほど来言われている個人信用情報の収集という業務が非常に活発化すると同時に、重要性を増してまいります。それと並行して、いわゆる個人のプライバシーというものが明らかに保護をされるということになければ一面ならぬわけでありまして、本法の第四十二条の四におきまして信用情報の適正な使用が規定されております。しかし、他人に名前を使用された、あるいはまた、クローリングオフを行つたならば、それ以降クレジット契約を拒否されたというふうなトラブルがあることから、情報チェックの一環として、本人への情報公開、場合によってはフィードバックということが行われなければならぬのじゃないか、あるいは同姓同名で悪用されたというふうなこと、あるいは既に既にお金は返済したけれども、これは誤認識で相手方で返済されたことになつてない、再請求が来る、こういうふうなこと、こんなことがないようにしなければなら

らぬのですけれども、どのようにチェックし、適正を期するか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、改正法案の四十二条の四に基づきまして、割賦取引関連業者及び信用情報機関に対し、信用情報の適正な利用を指導してまいりたいと考えておるわけですが、具体的にそのプライバシーの保護の問題に關しましては、業者が購入者の信用情報を信用情報機関に登録する際に当該購入者の承諾を得るようすることが第一点。

それから第二点といたしまして、業者及び信用情報機関は信用情報が関連のない第三者に漏れることのないよう適切な管理を行うというふうなことにつきまして指導をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○福岡知事 抽象的にはそういうことでございますが、今御指摘になったように、第三者に情報が漏れることのないようにするというふうなことは、あるいはまた個人情報記録しておくことを本人の承諾のもとに行うこと、あるいは本人から内容変更、情報が誤っているなど、内容を変更してくれ、こういう削除要求や訂正要求があったらそれを可能にするというふうなことも必要だろうと思うわけですが、万一これに反した場合は、業界側で、これは罰則は特になんていって、やはり極端に言えば、実効性を担保するため、先ほど局長も触れられた、私も触れたような二つ、三つの大前提について実行が行われない場合には一定期間の業務停止等、罰則を設けることがやはりプライバシーの流出を防ぐということが必要じゃないかと、こう思うんですけれどもね。

○政府委員(小長啓一君) 先生の御指摘の点も一つの御主張だとは思いますが、先生が御指摘の点も、本法におきまして信用情報の適正な使用等のための規定が訓示規定になっておりますのは、制裁規定を設けて厳しく規制をするというふうになりまして、かえって信用情報の円滑な蓄積が妨げられるのではないかと、その結果といたしまして別の法目的でございます多重債務者の発生のおそれがあるという点が勘案をいたしまして、私どもは訓示規定ということにとどめておるわけでございます。

ただ、先生も御指摘のように、信用情報の適正な使用を図るということは、当省といたしまして大変重要な問題だと受けとめておるわけでございます。プライバシーの保護の問題につきましては、先ほど申しましたように、業者が購入者の信用情報を信用情報機関に登録する際には当該購入者の承諾を得るようすること等を中心に行うとしまして、具体的な指導をすることを考えておるわけでございます。

○福岡知事 これだけやっていくわけにいかぬので余りやれないんですけれども、情報の漏れが非常に多いということは事実だと思っております。これ今局長さん、大臣さんも言うに及ばず、最近はこのダイレクトメールは大はやりですわね。我々の家なんというのを見るのに面倒くさいくらい来るから捨ててしまふ以外にないんですけれども、それは極めて単純な話ですけれども、だからそういうことは深層部分ではもっときめ細かく私はやはり進んでいると見るべきだと思っております。これは日本の社会だけじゃないですわ。だから、このプライバシーの保護の問題というのはクローズアップしてきているわけで、訓示規定で当面いこうというのは、それはやむを得ぬかもしれぬけれども、これよほど考えないと将来大問題になると思っております。私は実態としてこれはもうかなり進行しているというふうに見るべきだと、こういうことだけひとつ申し上げておきたいと思っております。

そこで次に警察庁にお聞きしたいのですけれども、昨年警察庁が御発表されました八三年犯罪事情によりますと、キャッシュカードが現在九千万枚出回っている。一方、クレジットカードも五千万枚余り出回っている。これらが今の世の中を流通しているわけですが、いわゆるプラスチックマネーと言われるものに絡んだ犯罪がふえているというふう聞いています。その内

容、状況についてお伺いをしたいわけですが。

アメリカでは先般人気を集めたいわゆるコンピュータ犯罪の映画である「ウォー・ゲーム」というのがあるわけですが、そこに見られるようなコンピュータ、端末のパソコンなどが普及するにつれて犯罪が発生する土壌が広がっている、こういうことになると思っています。事実日本でも、我が国でも初めて本格的なコンピュータの知能犯罪は、例の電電公社の元職員によりましてデータ通信の盗聴やCDカードの偽造、こういう事件が起こりまして現金を引き出したということでありまして、これに対して裁判所の判決も出されたところがございますけれども、このような事態に對しまして警察当局も今日のエレクトロニクス、コンピュータ時代に対処するために、コンピュータの専門知識を捜査員にひとつ身につけてもらう、そういうふうな訓練もいよいよ始めているように思われます。実態はどうなっているのか。

また、コンピュータ犯罪というものが今後ふえていくというふうな推察すれば、結果として信用供与というものが命である割賦販売業、クレジット業などのあり方といえます。経営にも影響が出てくるというふうに考えます。もともとこのようなコンピュータ化が進んでいく時代の中でクレジット産業等において必要な法制度等の整備あるいはその準備というものはおこなわれているんじゃないか、こういうふうなふうに思われますけれども、いざにしろコンピュータを利用したカード犯罪というものの対応するための法律上の整備、これについては必要があるのかないのか、これは通産当局についてもお聞きをしたいところでありますけれども、両者で御見解を伺いたい。

○説明員(三上和幸君) キャッシュカードあるいはクレジットカードを利用した犯罪の発生状況でございますけれども、他人のキャッシュカードを使って現金を盗み出す等のキャッシュカードの不正利用犯罪でございますが、昨年六百四十二件把握をいたしておりますが、前年に比べまして三六

%の増加となっております。

一方、クレジットカード利用の犯罪でありますけれども、クレジットカードシステムを巧みに利用し、支払意思あるいは能力がないのにカードを使って加盟店等から多額の商品等をだまし取る、こういった事件も急増をしております。昨年は八千九百件、検挙被害者が四百六十七人に上っております。前年に比べまして件数で二八%、人員で一〇%の大幅な増加を見ております。被害額の面でも四億七千万円になっております。前年に比べ三六%の増加という状況でございます。

また御指摘もありました本格的なコンピュータ犯罪と申しますと、御指摘のありましたような電話を盗聴いたしました、キャッシュカードを偽造した事件等、本格的な事件、これも御指摘のありましたような事件が発生をいたしております。ただ件数全体としては現在までのところそう多くはございません。しかし、今後のコンピュータの一層の普及あるいは利用の多様化というふうなことからいろいろ問題が生じてくるおそれがございます。まあこういったコンピュータの普及、これは社会に占めます、非常に中核的な機能を果たしてきつ々あることだと思っております。

一度この種の犯罪が起きた場合に、社会がこうむる損害というものは極めて大きなことが予想されるわけでございます。その面では、まずこういった犯罪が起らない、起こさないというふうな、未然に防止する対策ということが最も重要になるというふうに思っています。このような観点から、法の整備も含めて検討していくことが必要であるというふうに考えております。

また、警察におきましては、コンピュータ犯罪等の、こういった非常に専門的な犯罪というものが増加する傾向にありますので、コンピュータ犯罪に對します捜査要領と申しますか、そういったものを十分備えた捜査員を養成をいたしたいという観点から、警察庁及び都道府県警察に

において研究会等を設置して調査研究に当たるとともに、警察大学校に各都道府県警察からの担当者を集めまして所要の教養を行うなど、この種犯罪に対する捜査員の養成を進めているところでございます。

○政府委員(志賀学君) 私の方から、やや一般論の立場に立つかもしれないけれども、コンピュータセキュリティの問題、コンピュータセキュリティ対策という面からお答えをさせていただきます。

私もどなたかしまして、先生御案内のように、日本の経済社会、急速に情報化が進んでいるわけでありまして。

例えば、汎用コンピュータの設置台数で申しまして、一九七一年では一万二千台でございました。それが八二年になりまして十一万台を超えたといいような形になっておりまして、非常に社会のいろいろな面でコンピュータが利用され始めてきている。現在、国民生活に欠かせません交通機関あるいは電話あるいは金融サービス、いろいろな面でコンピュータが利用されているわけでございます。

また、先ほど来問題になっておりますけれども、いろいろな個人情報あるいは企業の情報、それがコンピュータの中に膨大に蓄積されている、こういう形になってきているわけでございます。したがって、一たびコンピュータシステムが正常に機能しなくなるといふことになりまして非常に大きな影響が出てまいります。あるいは情報漏えいという事になります。あるいはまた個人あるいは企業に対して非常に大きな影響が出てまいります。

そういう意味におきまして、犯罪に限らず、一般的にコンピュータシステムが正常に機能するように、あるいは蓄積された情報が他に漏えいしないように保つていくという事は極めて重要であるというふうに私も思っているわけでございます。

まして、そういった面での重要性というものは、これから日本の社会がますます情報化が進んでまいりますので、その重要性というものは今後ますます

強まってくるというふうに思っているわけでございます。

そこで、具体的な対策といたしまして、現在私どもがやっておりますのは、これは昭和五十二年に電子計算機システム安全対策基準というものをつくり、これを公表しております。それに基づきまして、このコンピュータシステムを設けて活動をやっている事業者に対して指導をやっているわけでございます。

また、今申し上げました安全対策基準をベースにいたしまして、これは五十六年からでございますが、情報処理サービス事業電子計算機システム安全対策実施事業所認定制度というものを発足させておりまして、要するに、こういう電子計算機システムを利用してやっております事業所について、その安全対策が適正であるかどうかという点について認定をして、適正にやっておりますことになりまして、これは優良な企業である、事業所であるという、言ってみますとお墨つきを出すというような形で安全対策の推進に努めているところでございます。

さらに昨年十二月に、私どもの産業構造審議会情報産業部会におきましてコンピュータセキュリティ対策についていろいろ検討をし、報告をいたしております。私どももいたしまして、この報告、答申に沿いまして、今後さらにコンピュータセキュリティ対策を進めてまいりたいというふうな思っているわけでございます。

○福岡知事 今の局長のお話あるいは警察当局のお話もありましたけれども、当局としてもこの種のこれからの事態に対する予想をやつぱり厳しくされているんじゃないかと、こういうふうにお伺いしまして、ぜひひとつそういうことで先手を打って対策を講じていけるように、特に要望しておきたいと思っております。

これは、まあこの業務の問題だけじゃありません。志賀局長おっしゃったとおり、これは大変な新しい情報化社会に突入していくわけなので、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

ところで、これはもう経企庁にお伺いすべきなんです。通産当局にちょっと聞いておいてください、きょう経企庁呼んでおりませんかからですか。

経企庁の国民生活審議会で、先般消費者取引に使われる約款の適正化につきまして報告が提出されました。その中で、コンピュータの不正使用などで他人の預金を引き出したとき、現在の約款では、その預金者は犯人が逮捕されないとそのまま損害をこうむりかねない規定になっている。これは改めるべきではないか、こういうふうになつて答申に触れておるようです。

そのため、当面消費者あるいは行政当局の二者間で意見調整や約款トラブルの審査をする専門の機関の設置を唱えておるんですが、まあ今後これは具体的にどういうふうな展開していくのか、あるいは立法措置等も含めてやはり考えるべきではないのかというふうにも思ふんですけれども、これは通産当局の方では御承知かと思ふんですけれども、どうですか、御存じないですか。——そうですか。じゃ、もうやめておきましょう。

まあそこで法務当局にお聞きしますけれども、こういう状況に對しまして最高裁が、先般、訴訟の事件が大都市に集中する傾向が最近ある、主にこれはクレジットカード犯罪の場合です。そういう実情にあるので、全国に展開している簡易裁判所あるいは地裁や家裁等の支部、この配置を全般的に見直す方針を決めたようなんです。そのために法務省と日弁連と法曹三者で検討したらどうか、こういう議題を提起していると言われてますけれども、その実情はいかがですか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。ただいま御指摘いただきましたように、最高裁判所におきまして、全国の簡易裁判所の配置と申しますか、そういうものの適正な形を得たいというところで検討しようという意思を表明されてまして、そのことを御指摘のような法曹三者協議の席に正式議題として取り上げるように申し出がなされております。

先生御指摘のとおり、特に昭和五十七年に簡易裁判所の事物管轄と申しますか、簡易裁判所に訴えを提起することができるよう総額が、従来三十万円でございますが、これを九十万円にいたしました。そのことも関連があるんでございまして、割賦販売に絡む紛争、またサラリーマン金融等に絡む紛争等の少額の民事事件がかなりの勢いで増加していることが数字的にもあらわれております。

特にそのような事件は大都市周辺と申しますか、大きな簡易裁判所に集中するという傾向があるようでございます。この点につきましては、最高裁判所当局におきまして、予算面その他の設備面に対症療法と申しますか、できるだけ裁判所に訴えを提起される方々の便になるように、裁判の遅延を起さないように、いろいろな観点から対策を講じようということで努力はしているものと承知しております。

ただ、抜本的に考えてみますと、全国の簡易裁判所の位置及びそのそれぞれの管轄の範囲ということ、戦後間もなく法律で定められて以降、抜本的な見直しはなされておられません。これにつきましては、従来各方面から見直しをやるべきじゃないかという意見もございまして、過去も何度かその試みがなされたようではございますが、最近の先生御指摘のような事情も踏まえまして、対症療法では間に合わないような事態が出てくるんじゃないだろうか。特に全国的に見ますと、交通事情が相当変わってきております。それから行政区画も相当変わってきております。また、人口の分布状況と申しますか、また、その動態も変わってきておる。弁護士法の在任といふことも、事務所が置かれていた状況も戦後三十七、八年の間に相当変わってきておる。そういう状態で、現在の簡易裁判所の配置でいいのだらうかという点につきましては相当疑問もあるというところで、これをかなり大幅な規模で見直しをするべきだという状況になつてきたわけでございます。

先生御指摘のとおり、去る二月二十日に法曹三者協議という場にこの問題を正式に議題として取

り上げるようにすることで最高裁判所から話が出されまして、現在これにつきましては、弁護士士の全国団体でございます日弁連においてどのように取り扱うかということについて協議中でございます。

この法曹三者協議と申しますのは、昭和五十年の三月に正式に設けられたものでございますが、従来からもより司法制度の改革に係る法案あるいは施策を講ずる場合には、裁判所それから弁護士士の団体であります日弁連、法務省で協議を事実上やってきましたわけでございますが、国会御方面からのお話もございまして、司法制度についての法案をつくるか、あるいは基本的な制度改革をやるという場合には、法曹三者と我々申しておりますが、裁判所、弁護士、それから法務省の間で十分協議をしない、するべきだという御指摘もございまして、正式にそういう会が設けられたわけでございますが、その会の運営の形といたしましては、やはり一方的に話を持ち込んで多数決原理で決めてしまおうということではなくて、いわば議題にすることも含めてよく三者で話し合いました、こういう議題をするべきだというコンセンサスを得て、かつまたその協議の形もできるだけそれぞれの関係者が納得の得られるものをつくるべきだという観点から協議をする形になっております。

そういうわけで、裁判所が提起いたしましたもすぐそこで協議が始まるということもございまして、日弁連におきましても各単位の御意向もございまして、日弁連の対処方針というものがつくられて、そこで正式議題になっていくということになるわけでございます。

現在、日弁連におきましては、そのための作業を鋭意進めているというふうに承知しております。それができた段階でこれが正式議題ということになって協議されていくものと承知しております。

ただ、先生御指摘のように、この問題は国民全般の立場から極めて重要な問題でございまして、

もとより法改正を要するというところでございまして、最終的には法制審議会の議論を経なければいけませんし、また、関係地元の方々の御意見も十分集約していく必要があると思っておりますので、いずれはそういう形になっていくと思っておりますが、とりあえずは法曹三者ということで、直接司法制度の運営にタッチしている者の中で意見調整をして、どうあるべきだということを話し合っている。そして国民全般が納得の得られるといえますか、公平かつ与えられた人的、物的設備のもとで、十分社会的な機能も果たしていけるような裁判制度のための改革を実施したいということから努力していこうという段階にございます。

よろしくお願いいたします。

○福岡知事 話を聞けば聞くほど非常にこれは重要な問題だと。法務省当局も珍しい問題でこの委員会でも今立派に御答弁をされましたけれども、時間がありませんのでこれ以上続けるわけにいきませんが、さらに重要性を再認識しまして、ひとつ適切に、できるだけ早く対処願うように要望しておきます。

次に、大蔵と通産にちよつとお聞きをしますけれども、産権審の消費経済部会の基本政策委員会におきまして、いわゆるローン提携販売に關して抗弁権の接続問題が扱われたと聞いております。当時の審議状況からしまして、当然ローン提携も規制対象に入るのはないか、入れるべきではないか、こういうように一般的に予想されておりました。その理由はどうかということ。聞くとところによりますと、全銀協からの反対がかなり強かったと。これはまあ大蔵当局は全銀協を通じて言わしたんではないかと、こういうふうにも勘がわかれておるわけですが、つまり銀行の提携ローンに抗弁権を接続することは、借り主あるいは提携先との折衝や機械処理上の問題、延滞管理などに多くの業務上障害を生ずるおそれがある、銀行は提携ローンに消極的にならざるを得ないというふうな理由を挙げておられるようです。

けれども、たとすればこれはいささか御都合主義的であって、信販会社としては同じ条件にあるんじゃないか。なぜ同様な扱いにできなかったのか。まず通産、次に大蔵からお聞きしたい。

○政府委員(小長啓一君) 福岡先生御指摘のように、確かに産権審の答申の中ではそういう議論がされていることは事実でございます。ただ、産権審の中では余り法律的な側面からの議論というものはされなかったものですから、その後法制局の審議等々調整の過程に、ローン提携販売につきまして抗弁権の接続の規定は適用されないということになったわけでございまして、その理由といたしまして私どもは二つの理由を挙げておるわけでございます。

第一は、ローン提携販売につきましては、抗弁権の接続にかかわるトラブルがほとんど起こっていないという事実があるということが第一点でございます。

それから第二点は、ローン提携販売につきましては、販売業者が購入者による代金支払いのために、金銭借り入れを保証しておるわけでございまして、貸付業者は、購入者に債務不履行があった場合にはその販売業者に保証債務の履行を求めることになるわけでございまして、したがって、販売業者と購入者の二当事者関係が復活することになるわけでございまして、貸付業者が介入することによりまして抗弁権が切断されるといったような問題は少ないんじゃないかというふうに考えたわけでございまして。

したがって、以上二つの理由から抗弁権の接続規定は適用しないということにしたわけでございしますが、先生ちよつとお触れになりました全銀協サイドからの反対とか、そういう事実はございしません。

○説明員(朝比奈秀夫君) ただいまの小長局長からお答えになった御答弁と私どもと全く同じになるわけでございしますが、基本的に法律上の性格が異なるという面のはかに、ただいまお話しになりましたようなローン提携販売につきましては、個

品割賦購入あっせんの場合に主婦連の方とかそちらの方からいろんな御指摘がされているようなそういうトラブルが現実問題として起こってきていない、こういう点の一つ。

それから、今詳しく局長から御答弁がございましたが、割賦販売法による規制になじまない、その保証契約が特別に付加されておりますので、そういった点があるかと存じます。

いずれにいたしましても、私ども、こういった問題について十分政府内部で調整をして主務官庁である通産省の方でお決めたこととございまして、特に私どもの方といたしまして強い反対をした、あるいは全銀協を通じてどうこうした、こういうような実情はございません。

○福岡知事 時間がありませんので、一応聞いておきますけれども、これは現在問題は余り起こっていないことは事実でしょう。しかし、だからといって将来このままではいかぬのかというところ、どうもそうでもないようなちよつと危惧を感じますので、一応これは聞きおく程度にしておきまして、それで納得できるわけじゃありません。

また、小委員会の審議の中で、銀行系カード会社が行っているいわゆるマンスリー方式についても、これは割賦購入あっせん契約に準ずるものとして規制対象に加えるべきだと、こういう議論があったと聞いています。改正案には入っておりません。消費者の側から言いますと、これはカードで商品を購入することには変わりないんであります。銀行系のそれであるか信販系のそれであるかわかりません。また、購入した商品に瑕疵がある場合、これはもう区別して扱われちゃったものじゃありませんので、今回の法改正で欠落させた理由は一体何なのか、この点これは通産当局にお聞きしたいと思っております。

○政府委員(小長啓一君) 福岡先生御指摘のように、本件につきましても産権審議会の議論の中ではいろいろ議論が行われたことは事実でございます。ただ、その銀行系クレジット会社の行いますマンスリー方式の取引につきまして

は、第一に消費者トラブルがほとんど起こっていないという点、それから第二に、割賦取引のリスクから購入者を保護することを目的としております。本法つまり割賦販売法になじまない面もあるのではないかと、これが第二でございまして、その二つの理由によりまして本規定を及ぼさないこととしたわけでございます。

○福岡知事 五十二年の国会での附帯決議もあるようでして、そういうふう聞いておりますので、当面当局の御説明で私も理解はできるんですけど、先ほどの問題と合わせまして今後事態の推移を十分注意深く見守っていただきたい。消費者の側に立って、トラブルがそういうことが理由で起こるということであつてはやはり法改正で少し手落ちがあつたということになるわけなんです、そういうことのないことを祈りますけれども、事態の推移をひとつ見守っていただきたい、そういうふうに思います。

次に、前払式特定取引、いわゆる百貨店の友の会だとか、それよりも冠婚葬祭互助会等を区別する理由について、みずからの商品の販売を行わないとあるが、商品購入者、役務の利用者がその商品や役務を入手するのが目的である以上この提供義務は当然負うべきではないか。しかし現状は、目的が成就されないことが確定したときあるいはまた目的の商品や役務が得られなかったときのみ解除権など、現実にはしかし無視されているんじゃないのか。したがって、政府は約款の改定を急いで行う必要があるんじゃないだろうか。そして、前払式特定取引を前払式割賦販売に含めるか、または同様の規制を行うべきではないか、こういうことについてはいかがですか。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘の約款改正につきましても、三月からもうすでに実施をしております。約款は消費者の申し出によりまして自由でございまして、先生の御懸念の点は相当解消されておるのではないかと私も確

信をしております。

○福岡知事 次に、これからの問題としていわゆるリース取引についての規制問題があると思うんですが、消費者リースという概念が今日必ずしも定着していないのではないかと、いうふうにも思われます。自動販売機などの契約にリースが行われているわけですが、多くの場合に買取権つき賃貸借として実質的に割賦販売と同じ効果を上げていくんじゃないかと思つております。問題なのは、このリース契約について買主はリース事業者に対して瑕疵の主張ができないという、そういう状況にあるんじゃないかと思つております。その点が一つ。そのために消費者救済ができないでいる、こういうことにつながっていくんじゃないかと思つております。こういうリース取引について、消費者保護という観点から一定の措置を講ずる必要があるんじゃないか。これは問題も今までのことないと思うんですが、そういう事態についての認識とこれからの方針はいかがですか。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のいわゆるリース関連の取引、いわゆる買取権つきの賃貸借などがこれに該当するわけでございまして、これは一般の賃貸借とは異なっておりまして、賃貸された物品が最終的には購入者のものになるというような契約が同時になされる取引である場合が多いわけでございまして。そういう場合は、使用料の支払いでございまして、実質的には販売代金の分割払いというのと同様のものであるわけでございまして、一般の割賦販売と経済効果は全く同じであるというふうに私も認識をしております。わけでございまして、したがって、こういう取引につきましても、割賦販売であると解釈をしております。本法の適用があると考へておる次第でございまして、消費者保護の規定は適用されるわけでございまして。

○福岡知事 消費者保護の規定が適用されるといふことだからいいと思つておりますが、審議会でもこれは議論になつて結論は次回に持ち越している、こういうことになっておりますが、そうなんです

すか。――まあそれはいいです、調べればわかることです。

それから次に、時間がありませんで先にまいります。同じように産権審小委員会の答申段階で、いわゆる役務関連取引の適正化について、これは旅行のあっせん、ツアーのあっせん業だとかゴルフ会員権の問題とか、あるいは教育機器と家庭教師を派遣しようという併用業務ですね、そういうものが考えられるわけですが、この役務関連取引適正化についての問題でございまして。小委員会の議論でも役務を規制対象に入れることで進んできたように聞いています。立法段階で落ちた理由ですね、立法の段階でこれがネグレクトされた理由、技術的に詰めがでなかつたというふうなことも聞いていますけれども、一応理由をお聞きしたいと思います。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、産権審の答申の中では役務を対象にすべしという有力な意見があつたことは事実でございまして。ただ、これも法制局等を中心といたします内部調整の段階で、今回は役務を対象に加えることから見送つたというふうな次第でございまして。

その理由といたしましては、役務につきましてもさまざま形態の取引が存在をしておるわけでございまして、さらにその実態を説明する必要があるのではないかと、第一点でござい

それからまた、その役務に関連した消費者トラブルにつきましても、支払い方法、つまり割賦とかというその支払い方法のあり方というよりは、むしろ提供される役務の内容に関連して発生している場合が多いんじゃないかという二つの理由によりまして、今回の改正からは見送りまして、今後さらに実態を調査しながらどのような規制を行うのが妥当であるかというところにつきまして引き続き産権審等との適切な場で検討を続けてまいりたいと思つておるわけでござい

に実態を説明しながら検討する必要があると考えております。点につきましては、三、具体的な事例で言わしていただきます。例えばスポーツクラブ等の場合につきましては、役務の提供者と購入者との間に媒介業者とか、あるいは取次業者等が介在している場合が多いわけでございまして、そういうものに対してどういうふうに対応するのがいいのかという問題があるということ。

それから第二に、ゴルフ会員権といったような場合につきましては預託金というふうなものが存在するわけでございまして、その場合の価格をどういうふうにとらえて、また、手数料率をどのように算定したらいいのかというふうな問題があるということ。

それから、第三点といたしまして、会員権とかあるいは継続的役務につきましても、前受け金保全措置のような前払取引にかかわる規制が必要な点がある場合もあるんじゃないかというふうな点があるわけでございまして、そういう点はいわゆる支払い方法に関するというよりは、むしろ役務の内容そのものに関連した事項ということになるわけでございまして、さらに調査検討が必要であるということでございます。

○福岡知事 ここで結論が出そうでもありませんから、これ以上これ触れさせないけれども、先ほど触れました、今、局長言われたように、こういう役務関連取引に関してトラブルというものが少なからず発生してきています。冠婚葬祭の互助会なんてそんなたくさんあるとは思われないんだけど、今おっしゃったようなスポーツクラブとか、ゴルフの会員権だとか、あるいは住宅あつせん、最近これは切実だと思つて。あるいはまた、場合によっては医療だとか運送だとか教育関連というふうな考えられる範囲でもそういうふうなありませぬ。こういう実態をじゃいつ調べて、またしるべきときにお聞きをしたいと思つております。

ることになっておりまして、それ以外のものは必要が生じた場合に追加する、こういうふうになっているわけですが、これは考え方を逆にし、原則としてはあらゆるものを指定しちゃって、それで不必要なものを除外する、こういうふうな規定の仕方に変えたらどうか。こういうふうな意見を持っていくわけですが、どういふことなのか、どういふように考えるかということ。

それから、最近、消費者の苦情として、指定商品にない新しい製品が次々に登場してきていて、その取り扱いについての疑問が出てくること、あるいはサービスの附帯した指定商品の契約はふえていくということ、あるいは指定商品からは外されているけれども、役務の販売がふえていく。これは先ほど来申したことを整理すればそういうことじゃないかと思うんですけれども、消費者保護の目的で定められたところのクーリングオフ制度の適用について、なかなか今言ったような事情からの確には行われない、消費者は必ずしも十分保護されていない、こういう苦情が消費者センター等に出てくるようであれば、その実態についてつかんでおられますか。あるいはまた、どのようにこれ考えていかれようとしていますか。

○政府委員(小長啓一君) 先生の現行法の指定制度を廃止をして、いわゆる裏返しに全体を対象にするというふうな考え方はどうかという御所論でございますが、私どもの考えでは、この割賦販売法という法律は、国民の権利義務関係に変更を加えまして、あるいはまた新たに義務を課するというものであるわけではございませんから、規制の対象というものは必要のある部分に限定をいたしまして、かつ、いやくも過剰規制にはならないようにするというに留意していくというのが必要なんではないかというふうに考えておるわけでございます。したがって、割賦取引の実態があるものについて、かつ、消費者とのトラブルが生じ、または生じるおそれ強いものを政令で

指定するという考え方をとっておるわけですが、その考え方がすべてを勘案した場合の考え方としては適当ではないかというふうに考えておるわけではございません。

それから、いわゆるその非指定商品とか役務附帯商品等についてトラブルが増加しておるのではないかと御指摘でございますが、商品につきましては、従来から割賦取引の実態があり、かつ、その消費者とのトラブルが生じ、または生ずるおそれ強いものを政令で指定しておるということにつきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、今後とも問題のある商品につきましては、必要に応じて追加をして指定をすることにしたいと思っております。それから、今回の法改正におきまして、いわゆる消耗品についても問題がある場合には指定し得ることとしておるわけではございません、その面からも消費者保護の充実を期しておるわけではございません。

それから、役務関連取引の中でも特にトラブルが多い役務附帯商品につきましては、これは塾と教材といったような場合がこれに該当するわけではございますが、そういう役務附帯商品につきましては、関連の省令を改正いたしまして、附帯役務を明確に契約書面に記載させることによりまして、取引の明確化を図っていききたいというふうに思っております。また同時に、業者に対しては、取引の適正化のための指導を徹底してまいり所存でございます。

○福岡知事 その点はもうそれでとどめておきたいと思っております。次に、大蔵あるいは国税当局を含めてお聞きしたいんですが、最近、信販会社におきまして、貸倒引当金の過剰計上あるいはまた利益の計上漏れ、そういうことでのトラブルがあったと聞きますが、これは信販会社、国税当局との間で税務計算方式に多少のそこもあるということが理由であったんでしょう。これについては追徴金という姿で終わっているようすですが、一般的企業と信販会社という性格の企業と必ずしも同一視でき

ないという面があるんじゃないかというふうな気もするんですが、端的に言えばクレジット会社、信販会社というのは、これは一般の企業なのか、金融会社なのか、税法上あるいは行政上その位置づけというのはどういふふうになっているのかということが一つ。

それから、さらに有価証券報告書等につきましても各信販会社ごとに作成の仕方に相違があったりして、消費者の側から見ればその企業実態というものを把握しにくいという点があるんじゃないか。また、銀行などからこういう企業に融資するにしても、そこあたりが必ずしも判断つかみ得ないという結果になっているんじゃないか、こういうことが言われているわけですが、信販という業務が拡大していくという時代の趨勢の中で、あんまり隠し立てをする必要もないと思うし、むしろそれは堂々と実態を開示して、そうして世間に信用を得ると、こういうことにしていくべきではないかと思うんですけれども、そういう点での有価証券報告書のつくり方、決算のつくり方等の標準化、こういう点について大蔵当局はどういふふうにご考慮しておられるかお聞きしたいと思っております。

○説明員(谷川英夫君) すべての法人といふのは、やはり税法に従いまして適正に申告をするという点については、信販会社も全く一緒でございます。

先生御指摘の貸倒引当金でございますけれども、税法上信用販売会社といふものは、割賦購入あつせん業といふのに該当することになっておりまして、法定引き当て率が千分の十六というふうな定められております。それから過去三年間の貸し倒れ実績によることもできるということになっているわけではございません。

我々といましては、税法上適正に申告をしているかどうかという点を十分にチェックいたしております。問題がありました場合には調査等によりましてこれを是正するというふうな

している次第でございます。

○説明員(中島公明君) お答えいたします。

私どもの所掌しております証券取引法におきましては、上場会社を初めいたしまして、公開の市場で資金を調達している企業に対して有価証券報告書の提出というのを義務づけているわけでございます。現在、有価証券報告書を提出しておりますいわゆる信販会社といふものは約千社近くあると思っております。確かに先生御指摘のとおり、経理の仕方なり、あるいは表示の方法についてかなりばらつきがあるというのが実態でございます。

有価証券報告書の制度と申しますのは、投資者に対して投資判断のための資料を提供するということが目的でございますから、できるだけ投資者の利便と申しますか、投資者にとりて利用しやすい形での報告といふことを考えますと、同一の業種に属する企業につきましては、少なくとも基本的な部分につきましては統一的形式での作成が行われるということが望ましいと私も考えているわけでありまして、この点も先生御指摘のとおりでございます。私どももいたしましては、そうした観点から、かねてから業界に対してそういった問題提起をしております。

それから、有価証券報告書につきましては、公認会計士が監査しているわけではございますが、公認会計士が組織しております公認会計士協会の中に信販・クレジット業部会というふうなものをつくっていただきまして、そうした場で統一化のための検討をお願いしているというのが実情でございます。

一口に信販と申しましても業態にいろいろ差があるようでありまして、なかなか難しい問題もあるようではございますけれども、やはりそういう基本的な部分については統一化が図られるということが望ましいわけではございません。現在、公認会計士協会等におきましてそういった検討が進められておるところでありますので、私どももいたしまして財務内容の適正な開示という観点か

ら、この問題に適切に対応してまいりたい、かように考えております。

○政府委員(小長啓一君) ただいま大蔵省サイドからの答弁があったわけでございますが、私どもといたしましては経理基準の標準化を図るということは、資金調達の円滑化を図っていく上で極めて重要な課題だというふうに認識をしております。でございますまして、通産省といたしましてはこのような考えから、昨年の十月以来、割賦販売審議会におきましてこの問題について審議を重ねておるところでございます。この答申を得次第、経理基準の標準化が図られるよう関係業界を指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○福岡知之君 大蔵にもう一点伺いますけれども、現在のクレジットカードにおいては、これまでの経過措置もこれあり、それを尊重して、手数料の表示方法が実勢金利よりも非常に低く出ているアドオン方式、これが依然として使われていると聞いております。そのために消費者が判断を誤ったりする結果を招きまして問題になっている。問題になっているというよりも、問題がある。この際、アドオン方式の使用禁止を徹底すべきじゃないか。既に五十一一年に他の金融機関におきましては使用禁止となっているわけでございますが、この点は大蔵当局としてどういうように認識しておられますか。

○説明員(朝比奈秀夫君) 私ども、貸金業規制法を昨年、公布施行いたしました。それに伴う政省令、通達も整備いたしまして昨年十一月一日から施行しております。その中で、金利の表示につきましては、先生御指摘のような、消費者を誤らせる、あるいは勘違いをさせる、こういう事態を避けるために、必ず年利建てで、年率で表示しなさい、そういう指導をいたしております。そういう規定を設けて、それに伴う指導をいたしております。

その前は、金利の表示につきましては、アドオン方式ならまだいい方でございまして、そのほか、例えば一万円借りると一カ月たばこ一箱分の金利、そういうような表示も間々見られたわけでございます。ということ、今後は年利建てですっきりさせるというようになことをやっております。その違反については検査でこれを指摘していく、こういうような方針で臨んでおります。

○福岡知之君 特に問題はありませんか。

○説明員(朝比奈秀夫君) 現在まで各財務局、各県などいろいろな検査をした結果は、各業者ともこの年利建ての表示に従って営業を行っている、店頭表示、顧客との契約その他すべて年利建てで行っている、こういうことを聞いております。

○福岡知之君 次に、リベットの問題について通産当局にお聞きしたいんですけれども、年間ほぼ九兆円と言われる多額の販売額に達していると言われる新車中古車販売業界におきましての問題です。

割賦あつせんをする信販会社等が車の販売業者に消費者の負担で巨額のリベットを払っていたことが昨年明るみに出ました。通産当局もこれは放置できないということで対処されたようですけれども、一体どういうふうになったのか。

時間がありませんでしょと先に付け加えますが、これまで最高三〇％台であった金利を半分の一六、七％に引き下げたということのようです。そういうことになっているのかどうかですね。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、クレジット業者が過当競争によりまして多額のリベットを販売業者に支払うという取引慣行というのは、関連業界の健全な発展を阻害するだけではない、当該業界に対する消費者の信頼も失いかねないことになるわけでございます。当省といえども、こうした取引慣行の是正及び割賦手数料率等の適正かつ確実な表示についての指導を昨年九月から行っております。

その後、関係業界においては、取引慣行は正の趣旨を徹底するとともに、割賦手数料率等の表示の方法について改善を図っているわけでございます。

が、たまたま先生御指摘の具体的な率の点でございますが、この点につきましては、私どももいたしまして、昨年九月の通達の実施状況のフォローアップという意味で、現在、実態の把握に努めておるところでございます。

○福岡知之君 私が申ししたように、仮に五月一日から最高三〇％を半分ぐらいいの二〇、七％に引き下げたということだとすると、金額にして一％が約二百億円に相当すると言われています。ざっと計算しただけでも今まで三千億円近くが消費者の財布から余分に流出をしていた、こういうことになる。したがって、これは自動車販売に限らず、他の商品の分野においても同じようなことが考えられるわけで、だとすれば、これは消費者の側から見てもやはり利率をやる必要があるんじゃないかな、そういう指導をやる必要があるんじゃないかな。これは他の業種についても通産当局は知っておられると思うんですけれども、これは十分推察できますので、これひとつ十分関心を持って対処願いたいということなんです。

さらに、訪問販売の場面において意図的に指定商品以外の商品売り込む、こういう節が十分あるわけでありまして、かなり高額な商品が多いというところから解約をしなきゃならぬというふうな事態になったときにも、二〇％からの多額の手数料を取られる、こういう事態が出ているようです。二〇％からの手数料を多額の商品についてその解約料として取られればそれだけ業者の経営が成り立つわけでありまして、こうした点についてのは是正も必要じゃないかと、こういうふうに思うわけでありまして、見解を伺いたいと思っております。

それから、もう一点、ちょっと先ほど忘れたんですけれども、例のクレジットの伝票をつくるときの印紙ですね、これについては負担がからぬようになるということでよろしゅうございませうね。

○政府委員(小長啓一君) 御指摘の解約手数料の適正化の問題にしましては、個々の事案ごとに検討をすべきものと私どもは考えておるわけでございます。

○福岡知之君 先生の御指摘のように、個別的には問題となる事例というものは幾つかあることは十分承知はしております。わけございまして、従来からも関連の業界あるいは個別業界に対して適正化の指導を行ってきたわけでございまして、今後ともこうした指導の充実を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、クレジットカードを利用した取引における販売業者が交付する書面に収入印紙を張る必要があるのかないのかという点についての御質問ではないかと思うわけでございまして、今回の法改正によりまして、御指摘のような負担を関連業者に課することにならないよう関係当局とも協議をしながら法の運用を検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○福岡知之君 この販売業者が、契約解除の際に購入者に請求する金額はもろん制限されております。第一は商品が返品された場合、これは当該商品の通常の使用料の額となっておるわけなんです。目安としてその商品がリースされている場合はそれを基準に、それ以外のときは減価償却費、金利、マージン等に見合った額となっております。しかし、消費者センター等に持ち込まれている苦情を聞いてみますと、その計算がなかなか乱脈であるというのが実態のようです。四割から五割も高く払わざるを得ない。だとすると、もう買った方が気がきいてると、まだだというふうなことにもなりかねませんが、これは業界の指導を通じてもう少し適正にやっていく必要があるんじゃないか、そういうふうに考えますが、いかがですか。

○政府委員(小長啓一君) 先生の御指摘のとおりでございます。先生の御指摘の御趣旨を踏まえまして、私どももいたしましては、業界あるいは個別企業に対する指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

○福岡知之君 次に、現在強制執行認諾文言付公正証書作成ということが行われておるわけですが、

が、この委任状がクレジットの申込書と一緒、一つづつになっているわけであります。この一つづつのためこの公正証書の委任状は一番下の方にくっついていて、一般的にそのためにセールスマン・トークによって十分説明されなければ消費者の方は知らぬ間に公正証書が作成されている、こういうこれは現実の姿なんです。それはちゃんと見て確認しなかったのが消費者が悪いんだといえどもそれまでだけれども、なかなかそうも言い切れません。

そういう点で、これは別々にしたところで、消費者は二度書きする手間は要るけれども、より明確になって責任のある商行為として適正じゃないか、こういうふうに思うんですけれども、いかがお考えでございますか。その点だけお聞きします。

○政府委員(小長啓一君) 強制執行認諾文言付の公正証書作成に関する委任状については、御指摘のような問題があることは私も十分承知をしておるわけでございます。ただ、先生が今お触れになりましたように、委任状の部分を別紙にするということにつきましては、記載が二度手間になるのではないかと。その結果、かえって繁雑となる面もある。また、記載ミスを生ずるおそれもあるといったような問題もあるわけでございます。

したがって、購入者が委任状について十分な理解を得られるように説明等を行うことを関連業者に対して指導することによって対処してまいるのが適切ではないかと考えておる次第でございます。

○福岡知事 質問した趣旨を踏まえまして、このままではいかどうか一週考えてもらいたいというところであります。

次に、本法第一条の中小事業者の安定、振興という点に関連しまして、消費者信用事業の分野が今日大きな発展を遂げていますけれども、このことは金融機関など大企業の新規参入などがあつたからだとも言えます。しかし、その反面競争の

過当な激化が懸念されておりまして、それが先ほど来も触れました消費者の側から見ても種々の問題を醸し出すことにもつながっております。

もともとの消費者信用事業の分野というのは、戦後からいち早く手をつけてきた、むしろ中小企業の事業として出発し、発展の端緒をつくつた。その中小企業の協同組合やあるいはまた一般的な株式会社、こういうものが、昨今の情勢の中ではかなり経営上も厳しい環境にさらされるに至つた。先ほど触れた本法第一条の目的に照らしまして、今後どういうふうにするかを観察し、あるいはまた必要な施策を講じていくか、そういうことについての抱負をお伺いしたいと思います。

○政府委員(中澤忠義君) 中小団体が行つておりますクレジット事業は、現在でも日本専門店会連盟あるいは日本商店連盟という小売団体が展開している例がございます。これらのクレジット事業は御指摘のように非常に地域に密着した事業といいたしまして、その組合員の中小小売商の販促促進あるいはその組織化という面に非常に貢献をしておるわけでございます。したがって、これらの中小クレジット団体にとりましての情報技術の革新あるいは消費者信用の一層の展開ということ、今後ますます競争が激化する中で、非常に厳しい現実であるということと認識しております。

したがって、私どももいたしましては、流通段階に對しましては特別な金融あるいは税制措置を講じておるわけでございますけれども、今後問題といたしまして、中小小売団体のクレジット事業に對します施策は、さらに強化をしてまいりたいと思つております。

特に商工組合中央金庫の組合金融を通じてこれからのクレジット団体には助成を図っていく方針でございますし、また五十九年度におきましては、中小クレジット団体がこれらの環境変化にどのような形で的確に対応していくべきかという点につきましまして、その方策につきましての調査研究を特に行うという予定にしておるわけでございます。

○福岡知事 今中小企業庁長官が申されましたように、ぜひひとつこのように、さらにまた積極的に対応願いたいんです。

御案内のとおり、五十二年の分野調整法成立に際しまして、衆参の商工委員会で銀行系のクレジットカードの割賦購入あつせん事業進出について、中小に悪影響が及ぶように必要な対策を講ずること、こういう附帯決議も行われておりますし、昨今の事情から、このことは一層切実感を持つてひとつ対応願いたい、そういうふうに思います。

そこで、本法の第三十三条の一におきましても、この中小企業への影響を考慮しまして新規参入の登録を拒否すると、こういう定めもあるわけでありまして。最近の新聞論調見てみましても、割賦販売法改正を、この今回の改正を契機として銀行系カード会社などの登録についての、まあ憶測記事かもしれないんですが、一定の論評が載つておるわけでございますけれども、このことがまた中小業者に不安をかき立てる、こういうふうな点については、先ほどの御答弁がありましたように、また当委員会での決議、過去の決議にも照らしまして善処を願いたい、そういうふうに申し上げておきたいと思つた。

それから次に、今も触れましたように、銀行系のクレジット会社に割賦購入あつせん方式を認めないという今日までの方針によりまして中小クレジット団体会社とかやれてきてるんじゃないかと、こういうふうにも思つた。日専連とか日商連というのがそれに当たるわけですが、その結果全国どの地域におきましてもクレジット利用が可能になつて、今日中小関係の団体は千五百を数えるというふうなことであります。で、今後この中小関係の業務をさらに円滑に、あるいはまたきめ細かく発展させていくために末端の加盟店にカード処理のためのCATシステムを導入する、やがてこれはオンラインでコンピュータと結びつきまして機能を強化拡大させていく、こういうこと

になるわけでございますけれども、この点について、これは資金面その他いろいろな助成が必要だと思つたが、中小企業庁あるいは通産省当局としてこのプロジェクトについてどのように支援をされていくか、お考えをお聞きしたいと思つた。

○政府委員(中澤忠義君) オンラインを利用いたします情報のシステム化の問題は、中小団体にとりましても非常に重要な課題になっております。このために中小企業施策といたしましては幾つかの対策あるいは制度を設けておるわけでございますが、第一には金融面ということにつきましまして、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫におきまして流通近代化貸付制度という制度のもとに長期低利の融資を行うということにいたしてあります。また、特に小規模な事業者、企業者に対しては、都道府県からの設備貸与という形で有利なリースの制度を活用できるということもこれを補完する形で設けております。

また、先生御指摘のような共同設備、共同施設ということにつきましては、特に組合を形成いたしました場合には中小企業事業団によりまして高度化融資、これは特に長期低利な融資でございますけれども、これも活用できるという形が現行の制度でも設けられております。

また、本年からは特に流通段階におきまして情報化設備、あるいは電子計算機等の導入が中小小売商にとつて重要であるということから、中小企業、新技術体投資促進税制を新設いたしまして、中小小売業者につきましてはPOSシステム、いわゆるPOSシステムは販売時点の情報管理システムとして最近急速に進展しておるものでございますけれども、これを税制上の優遇措置に取り入れる、あるいは電子機器を利用いたします設備の導入に對しましては、これもこの税制のもとに採用するということで、流通段階の情報機器の導入が中小業者にとりまして導入しやすい形を本年からスタートしたわけでございます。

以上のような形あるいは制度を背景にいたしま

して、中小小売商が大企業の流通競争の中におきまして十分対抗していき得るような制度的な整備を考へておるわけでございます。

○福岡知事 先ほど通産当局は一つ印紙税の答弁が漏れておりましたから、念のため御注意申し上げておきます。

最後に、時間が参りましたので、加盟店の問題についてお伺いしたいと思います。これは大臣にひとつ総括してお伺いしたいと思います。

今回の改正法案が成立をいたしますと、かなり業界に大きな影響を及ぼすことになると思ひます。したがって、信販業界としては既に着々と法改正後の新事態に対応すべく新しい企業戦略といひますか、経営施策の練り直しにかかっていると聞いております。既に、個品の割賦購入あつせん、債権の買い取りの抑制だとか、総合割賦購入あつせんの強化だとか、あるいはまた末端の加盟店の見直しというものに取り組んでおるようでありま

す。とりわけ契約解消を含む加盟店の対策というものは、加盟店側にとつても大変重要な問題であります。すまじいまでに事態が進行しているようでありま

す。具体的にはどういふふうな業種や業界でこれが対象になっているのか。そうなる場合によつては売り上げがかなり減つてしまつたり、あるいは資金力の乏しい業者は苦況に追い込まれる、こういう事態になるわけで、既にそういう事態が始まっているとも聞いておりますが、問題は、新しい法律の趣旨に沿つて新しい事態が展開していくというのは避けられないことで、当然といえば当然ですが、問題は余りにもドラスチックにそれが社会的不安あるいは業界における波乱を招いてはこれいけないんでござい

ますが、したがって慎重な対応こそ望まれるんですけれども、当局としての見解を伺ひ、今後の適切な処置を希望して質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 今回の割賦販売法の改正は、購入者保護の徹底を図るために必要最小限の規制を課するものでございます。この改正によりまして抗弁権の接統規定等が整備されて、商品等の供給を適正に行へない、さらには詐欺等の違法行為を行うような販売業者につきましては、その適正化を図られることを期待いたしておるものでございます。したがって、資金力の乏しい販売業者といへども正常に商品等の供給というものをやっているものであれば、御懸念のようなことはなほいものと私どもは考へておる次第でございます。

○福岡知事 終わります。

○委員長(斎藤栄三郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時九分開会

○委員長(斎藤栄三郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

割賦販売法の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

○福岡知事 私は、消費者保護、購入者保護の観点に立つてこれから幾つかの質問をいたします。

時間も下がつておるようでありま

す。当初一時間の予定でしたが五分に短縮をされて、したがって簡単に聞いてまいりますので答弁の方もひとつ要領よく核心に触れていただきたいと思ひます。

最初に通産大臣にお伺いしますが、これからのクレジット業界の展望、それから動向について一体どう大きくとらえておるのかという点が第一点。

それから、私は五十七年度の決算、上場信販会社七社の決算書類が今手に入つてないんですが、できれば五十八年度の決算状況、五十七年はちょっと悪い、こういう傾向の収益力の低下が目立つというようなことでありますが、五十八年度は一体どういふことになつておるのか、少し資料があれば報告をしていただきたいと思ひます。

次に、これは大臣にぜひ考へていただきたい、御答弁をお願いしたいのでありますが、ことの正月に通産省のある幹部が、クレジットライフという新聞に載つてゐる記事であります。日本割賦協会の新年会に行きまして、こゝであいさつをしてゐるんですが、これは大きな見出しで、景気回復の原動力にぞひクレジット産業がなつてほしい、こういうような言い方をしているわけでありま

す。一方では大変消費者の側、購入者の側では多重債務の問題や苦情が非常に起こつております。こういうような状況の中で、あたかもどんだんやれ、こういうようなことを意味し、それがまた我が国のことしの経済を引っ張る原動力になるというふうな唆しに近いようなごあいさつをしてゐる記事が載つておるんですが、これは消費者、購入者を、国民をちょっと愚弄しているような私はとらえ方をしたのでありますが、この点について最初にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小此木彦三郎君) クレジット産業は近年急速な拡大を示しております。割賦関連取引の取り扱い高が昭和四十八年には約四兆四千億円でありましたが、昭和五十七年におきましては約十三兆六千億に達しておるのでござい

ます。そういう中でも割賦購入あつせんが飛躍的な伸びを示しております。昭和四十八年には割賦関連取引全体の八割を占めるにすぎなかったのが昭和五十七年には四一割を占めるに至つておるのでござい

ます。今回の法改正によりまして基本的な法制あるいは信用情報機関の整備が進めば、割賦関連取引がより一層国民生活に浸透していくものと予測されるものと考えます。

五十八年度等の数字につきましては政府委員から答弁させますが、なお今委員お示しの、何でござい

ますか、パンフレットに、通産省の幹部があるところでのそのようなあいさつをしたということ

でございますが、それを私見ておりませんけれども、私に善意に解釈していただければ、このような方法を善利用して、いわば内需の拡大に資すればという真心を示したものであると私は考へておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘の五十八年度のクレジット会社の決算状況でございますが、実は手元にその資料は現在有しておりませんが、即

刻また調べた上で御報告をさせていただきますと思ひます。ただ、全体の傾向といたしましてこの信販業界につきましてはかなり過当競争が激しい状況でございますので、一般的な収益状況というものはむしろ悪化の方向にあるのではないかと

いふに推測をしております。

○福岡知事 次に移りますが、大臣が、先ほど通産省幹部の発言が、善意に解釈して、善利用して真心でと、こういうことのようにありますが、ぜひそのような姿勢でやはり消費者、購入者保護の立場に立つた通産省の姿勢を大臣からびしと一本通していただきますように心からお願ひするものであります。

次に、総合的な包括規制法のようなものの制定、この件について若干質問してみたいと思ひ

ます。読売新聞の三月の十四日の社説に出ております——これは衆議院の商工委員会でも多分質問が出たのではないかと——思ひますが、「消費者信用法」に一本化を」といふ社説であります。ここに書いてある内容については省略をいたしますが、いづれにしても通産省、大蔵省サイドからいへば法律を次々につくっていくと。そして近年における信用供与の形態が次々に新しい商品が出てきて、それを後から個別に法律をつくつて追いついていけるような状況だと。こういうことに対して、例えばイギリスの消費者信用法の、トータルでひくくめたる信用法のようなものをひとつ考へたらどうか、こういう提言であります。私もまさにそう思ふのであります。次から次に法律が

出て、なかなか専門家じゃないとわからないような状況でありまして、この点について通産省の今後の中長期の考え方についてお考えを聞かせていただきたい。

○政府委員(小長啓一君) 先ほど大臣からの説明にもございましたように、割賦関係取引というのは近年急速な拡大を遂げておるわけでございまして、その一方で、割賦購入あっせんのように消費者利益の保護のための法的手当てがないものにつ

きましてトラブルが急増しておる。そういう問題に緊急に対処するためにということで今回割賦販売法の改正を御提案申し上げておるわけでござい

ますけれども、なお先ほど先生の御指摘になりました包括的な消費者保護的なものについての考

え方でございますが、そうした声がマスコミを初めといたしまして存在しておるということは私も十分承知はしておるわけでござい

ます。ただ、いずれにいたしましてもこの問題につきましては将来の課題といたしまして関係各省とも十分に相談をいたしまして慎重に検討してまいりたい

というふうに考えておるわけでござい

ます。○梶原敬義君 局長、将来各省庁で話をすると

いうことですから、ぜひこの場限りじゃなくて今言われたとおり本気に取り組んでいただきたいと思

います。次に、抗弁権の接続に際して若干意見を申し上げて答弁をお願いしたいと思

います。抗弁権の接続の内容についてありますが、その範囲を支払い停止というような消極的なものに限定を

するの、そうじゃなくて割賦購入あっせん業者に対して売り主と同一の共同責任を負わせるのか、この改正法案ではどうもはつきりしないのであります。この点についてどのように考

えておられるのか。また、消費者トラブルを処理する上で、事実上販売店と一体となつて信販会社が相互依存をして

いる以上、信販会社、与信業者に対して直接の権利を否定する理由は認められないと思うのであり

ます。したがって、具体的に以下三点について当然消費者の保護の観点からこの法案の運用をすべ

きではないかと思うのであります。すなわちその三点とは、一つは瑕疵の補修及び瑕疵のない商品

の供給義務、次に製品の欠陥に起因する拡大被害の損害賠償義務、それから三番目に過払い購入者

への返還義務、この点について通産省のお考えを、異論はないと思

います。○政府委員(小長啓一君) 改正案では購入者は販売業者に対して主張できる事由をもちまして割賦

購入あっせん業者からの代金の支払い請求に対抗することができるということになっておるわけでござい

ます。具体的には、商品の引き渡しがない場合とかあるいはその商品に瑕疵があるといったような場合、さらには販売契約の錯誤、無効、あるいは詐欺等を理由とする契約取り消しのような場合

にも購入者はあっせん業者からの支払い請求を拒むことができるということになっておるわけでござい

ます。ただ、割賦購入あっせん業者に対する損害賠償請求については、改正法ではこれは認め

ていないわけでござい

ます。これはあっせん業者が与信の側面からのみ取引に参加しているという

ことが一つの理由で、また購入者はそもそも販売業者に対して損害賠償請求を行うことができ

き、あっせん業者に対しては請求を認めることといたしまして、いわゆる自社割賦に比べま

してより多くの利益を購入者に与えることになるのではないかと

いう点もございまして、直接その損害賠償請求を認めることは認めていないとい

うことであるわけでござい

ます。ただ、改正法におけるこのような考え方の整理をしておるわけでござい

ますけれども、個別の事案ごとに裁判所が損害賠償請求権を購入者に与えるという

ことを排除していただくかと思

うことではござい

ます。それから過払いの点でござい

ますけれども、この点に

ついては購入者は販売業者に対し

て売買契約を解除することによりまして既払い金

の返還請求を行うことができるわけでござい

ます。もちろん販売業者が倒産しているような場合などにつきま

して購入者により多くの利益を与えるということになるので適当ではないとい

うふうに考えておるわけでござい

ます。しかし、全体といたしま

して、私どもは消費者保護とい

うことはこの法律の改正の基本的な理念とい

うことになっておるわけ

でござい

ますので、その理念を踏ま

えまして現実には対処して

まいりたいと考えておるわけ

うことも指摘されるわけでございます。したがいます。今後とも手続の簡便性は維持しつつも購入者に対して意思の確認を厳格かつ確実に行うよう徹底を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか電話は便利ではありませんが、内容がよくわからぬのを仕事しているところへ電話かけられて、ああそうかというところとかというように中身もわからぬままやっぱりやっていると例だつてたくさんあると思ひます。特に私どものところも、たくさん地域が重なつて、塾つきの教材で百五十世帯ぐらひ一緒にひかかつたのが出ておるんですが、そういう場合でも、家内が言っているならそれはよからうというふうな形で、中身も見ないままやっているケースが大部分多いと聞いておるんですね。

ですから、このところは確かに電話で確認という問題は事実なんです。ですから、そこを一体どうするかという問題については真剣に考えてもらいたいんですよ。いいでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、一方において手続の簡便性を維持しながらそして他方において意思の確認を厳格かつ確実にを行うという二つのある意味では矛盾した要請をどういうふうに解決していくかという問題であるわけでございまして。したがひまして、私もといひましたし、契約意思の確認を厳格に行うよう関係業界に対して指導はしておるわけでございますけれども、その徹底を一層図ってまいりたいというふうな思つておるわけでございます。

○梶原敬義君 もう時間ありませんから先にいきますが、先般、私はそういうことで地元に戻つて地元の信販会社と話をしておりましたら、この名義貸しの問題で大部分事件が起きております。自動車会社が最終的にはかく印鑑と、車を買つたようにしてくれというふうなことで、ざあつと買つたような形にして信販会社に報告をして、これの確認もいかなんかものでしたんですけれど

も、結局はどこかに夜逃げをするような形で問題になる。そして信販会社と名義を貸した一般の消費者との間で今裁判されたにまつておるんですが、こういうような悪質な販売店、こういうクレジットにかかわる販売に対する何というか、罰則規定みたいなものを考えたことはないか、あるいは考えられないか、僕はやっぱりこれは当然厳しくやるべきだ、こう思ふんですが、善意の第三者を守る立場に立つてもぜひやっていただきたいんですが、いかがでしよう。

○政府委員(小長啓一君) 通産省といひましては、従来から信販会社に対してたゞいまして先生御指摘のような名義貸し等により悪質な販売業者等を加盟店にしないよう指導を行つてきたところでございます。今回の改正法案にも拒否権の接続規定というのが設けられておるわけでございまして、この接続規定が設けられた反射の効果といひまして、加盟店審査がより厳しく行われることになるんではないか、そういう形で悪質な販売業者が結果的に排除されることになるんではないかという点を期待している面もあるわけでございまして、今後とも加盟店に対する審査、指導を充実をいたしますとともに、いやくも加盟店の悪質な商法に加盟することのないよう厳重に信販会社を指導してまいりたいというふうに考えております。

○梶原敬義君 経済企画庁おいでですか、何かあつて時間の関係で先にやつてもらいたいということですので経済企画庁の方に質問したいと思ひますが、苦情相談について、国民生活センターのオンライン化といひますか、端末機を入れて、現在岩手、東京、石川、奈良、兵庫、大阪、神戸市、宮城、この三つに端末機でつないでもう各地の状況がすぐわかるようにやつて、そして将来これは全国各県にそれを網の目を張つていこうという方針のようでありまして、その点はいかがでしよう。現状とお考えですね。

○政府委員(及川昭伍君) 全国の消費生活センターは現在二百五十九カ所に及んでおりますが、そ

こで一年間に扱つております消費者の苦情相談は、五十七年度で二十三万件になっております。それらの情報を相互に交流することが非常に大事だと思つておりました。既に数年前からファクシミリ網は設置しておるわけでございまして、情報化に対応しましてコンピュータ・オンライン・システムを使つてさらに情報の交流を確実、迅速にしたいと思つておりました。五十九年度から、御指摘がありましたような形の消費生活センターとモデル的にオンラインシステムを始めたいと思つておるわけでございます。両三年中には全国にそれを張りめぐらしたいと思つております。

○梶原敬義君 ちょっともう一度聞きますが、両三年中ということですか。——そうするとその後、三年後には全国二百五十九カ所の消費生活センターにはもう全部端末、オンラインでつながることになるということですか。

○政府委員(及川昭伍君) 当面第一次的に政府側として考えておりますのは、全国の二百五十九の消費生活センターといひますと、都道府県のサブセンターや市町村立センターや全部含めたものでございまして、私も私どもとしては都道府県のメインセンターまでは私どもの補助金やその他を活用して結びたいと思つております。都道府県内のそれぞれのセンターまではあるいはオンラインシステムによつて結ぶことが効率的なのかあるいは電話によるものが効率的なのか、それぞれの県内の判断があると思ひますし、事務量の問題もあると思ひますし、事務量とコストとスピードの問題があるかと思ひますから、そのところは各県にお任せしたいと思ひますが、少なくとも都道府県メインセンターとの間では、そのような形で国側の支援も含めてシステムをつくりたいと考えております。

○梶原敬義君 もう一度、くどいようですが、それは全国の各県に所在する中心のセンターには国の経費で一応計画するということですね。

○政府委員(及川昭伍君) 全国国の経費といひますよりは、国の補助金を使ひまして計画してい

たいというふうに考えております。

○梶原敬義君 その補助金の内訳といひますかね、割合は大體どのくらいになるんですか。例えば地元負担ですね。

○政府委員(及川昭伍君) 二分の一補助金でございます。

○梶原敬義君 それは二分の一の補助金といひますと、二分の一地方自治体が出すということにならなければ、向こう三年にこれは全部入るといふことにならないわけですね。そのところは地方自治体に対して企画庁の方は大體合意は取りつけているんですか。

○政府委員(及川昭伍君) 消費者行政の総額の予算の中でこのネットワークに振り向ける予算はそれほど多額のものにはならないというふうに考えておりました。コンピュータを国民生活センターに既に設置しております。端末機の導入の代金でございまして、各都道府県それぞれ合意を得ておりました。むしろある公共団体等では全額自分の経費でやりたいから早急にやつてくれというところもありまして、そういうところにはそういうところで応じているという状況でございます。

○梶原敬義君 そうだと思ひます。それは問題が多し、東京で起こつたのがもうあの田舎の大分で九州で起こる、事例が非常に似ている。だから、やっぱり早く情報は知りたい、処理のやり方も知りたい、こういうことですからね。地方自治体としては、自力でも早くやりたいという考え方も出ると思ひます。ですから、こういういいことですから、お金は生きたように、限られたお金をどう使うか、これは問題ですから、ぜひ早く、二分の一とは言わずもう少しやるから早くせよと言うぐらゐの姿勢をとつていただきたいんですが、もう一度企画庁の決意を聞いて次に移りたいと思ひます。

○政府委員(及川昭伍君) 消費者行政を担当している私も、できるだけ早くオンラインシステムを全国に張りめぐらしたいと考えております。ただ、今、今年度は実験的に申しました

のは、物理的な、コンピュータは仮にあるとしても、そのソフトシステムを一方で用意していかねばならないわけでございまして、例えば相談にしても、相談の事例をどういうキーワードで選び出すようにするかとかあるいはインプットの仕方をどうするか、それをコンピュータのソフトシステムとどうするかということが、実験をしながら開発していかねばならないということでありまして、当面は今年度は八つか九つのところにはいたしますが、いずれ今年度中にはそういうシステムは完成すると思っておりますので、その後早急に、できるだけ早く全国にネットワークが組めるようにしたいと考えております。

○梶原敬義君 では、ちよっともとに返ります。局長、割賦債権がこれからどんどん横行してきますと、これが転売をされて悪い整理屋みたいな、あるいは悪いところにそれが回っていく。そうすると、やっぱりそれをもとにして購入者、消費者に不測の不利が生じるような、こういうことというものがこれから心配をされるんですが、この点についてやはり何らかの形の規制を早目に考えておいた方がいいんではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 割賦関連取引において、先生御指摘のような割賦債権が転売されることにより購入者が過酷な取り立てに苦しむといったような事態の発生を、これまでのところまだ私どもは把握をしてないわけでございまして、今後かかる事態が発生するようであれば、その事態を調査の上、適正化のための所要の指導を行ってまいりたいと考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 事態の把握というのはいないかと思ひますが、非常に似たケースですね、整理屋がかんだりいろんなそういうサラ金の債権の取り立てに似たケースというのがやっぱりたくさん出ておりますよね。ですから、当然これはほとんどんそういうことが横行してくる、出る可能性が非常に強い、出ていると思ひますが、ぜひこの点について鋭く注意をして問題の起こらないように処

理をしていただきたいと思ひます。

次に、文部省おいでですから、ちよっと一点質問をいたしますが、アメリカでは消費者信用、クレジットに関して中学校、高等学校、義務教育段階である程度、高等学校段階でやっぱり知識を植えつけるために教育がなされているやに聞いておりますが、ほとんど、先ほどもちよっと申しましたように、我が国では、普通うまい話を持ってこられれば、子供を持つお母さん方というのは一回で引かかるケースというのは非常に多い。特に子供の教育に關した問題とか、こういうケースもありまして、全体の消費者信用の問題がほとんどこれから進んでいきますと、これは国民がもう少しこの問題について知識がないと、なかなか生活を守れない。先ほども言いましたように、とにかく書面をつくるにしてもなかなか、もうめんどくさいわというふうな、そこまで消費者信用、クレジットの問題について生活がついていってないわけですから、もちろん社会教育の場でもこれから通産省もやってもらわなきゃいけないんですが、子供の教育の場でもこのクレジット教育をもう少し取り上げてもらうことはできないか、この点について伺いたいと思ひます。

○説明員(遠山敦子君) 消費者保護とか正しい消費のあり方などの消費者教育につきましては、学校教育では小学校、中学校、高等学校におきまして、それぞれ社会科とか家庭科を中心にいたしまして、児童生徒の発達段階に応じて適切な指導を行っているところでございます。一方、義務教育でございまして小中学校段階では、国民として必要な基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせるということが必要でございまして、教育内容の精選ということが今取り組んでいるところでございます。

小中学校の教育の中でもいろんな事例を教えてほしいと各方面から御要請があることも事実でございます。他方、申しましたような学校教育のあり方という角度で精選を行うという両面の要請にどうこたえていくかということは大変大事でござ

います。

そうした中でクレジットカードに関する知識を正課として学習させていくことにつきましては、この時期の子供の発達段階でございまして、あるいは義務教育としての教育内容のあり方など広く検討しなくてはならないことがございまして、困難な面が多いというふうには考えます。しかしながら、高等学校におきましては、このクレジットカードを含めました現代の社会にふさわしい健全な消費生活に関する知識を、主として商業科等の職業教育の中で指導しているところでございます。

○梶原敬義君 現状はわかりましたが、子供の教育の場でもいろんなことを詰め込んでおりますが、しかし一体どう人間が生きていくか、どう生活をするか、家庭を守るか、ここが基本でありますから、やはりそこを抜きにした教育なんというの、やっぱり生きることを抜きにした教育はあり得ないと思ひます。ほかの知識を幾ら入れたって家庭がばらばらになれば、それでおいしまいですからね。ですから、今の答弁の内容をもう少し突っ込んで、正課の中で必ずきちっと教えていくように取り組んでいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○説明員(遠山敦子君) 冒頭にも申し上げましたように、消費者教育の基本的な事例につきましては教育を十分やっているわけでございます。ですからクレジットカードという特定の事例についてはさらに詳しくということになりますと、これはなかなか難しいというふうに申し上げます。これはないです。

○梶原敬義君 ちよっと時間が来て申しわけありませんが、クレジットカードと言わなくて、これからの消費者信用が、先ほど大臣が冒頭に言われましたようにもう十三兆円産業、それがほとんど伸びてくる、こういうことでどんどん追っかけてくるわけですね。ですからアメリカでも正課の中で取り入れたということを聞いておるわけなんです。ですからクレジットだけ、要するに消費者信

用の問題全体について時代を先取りをするというか、まあ先取りじゃありませんが、やっぱりそのことについて知識を広めるために取り入れてもらう、こういうことですから、これはいいでしょう。

○説明員(遠山敦子君) 御趣旨は大変よくわかります。そしてまた、その角度での消費者教育という面で、学校教育の中に社会科とか家庭科を通じて指導してまいりたいという方面を一層前向きに指導してまいりたいという面では先生の御趣旨と同じでございますが、一層詳しくとか、あるいは内容についてのさらに突っ込んだということになりますと、これはなかなか検討を要する問題であるというふうには考えます。

○梶原敬義君 いいですか、もう難しいことを考える必要はないと思ひます。私にも中学校や高等学校を卒業した子がおりますけれども、全然知りませんよ、普通、学校でやったかどうかかわからない。要するにいろんなことを頭で知識を、学校の勉強、数学がどうだ英語がどうだとかを覚える前に、これは生活に直結している問題ですからね。クレジットもそう、金利、サラ金の問題もそうなんです。こういう問題、金利が一体何分、どのくらいに高利貸しの金利はどうなっている、そういう問題なんかも全然知らない。だからぼろぼろ引かかかって、今大変な悲劇が出ておるわけなんです。だから、言っていることはよくわかるがなかなか検討してみなきゃわからないという言っておりますが、現実には非常に厳しい状況になっておりますから、これはもう余り検討を時間かけてしないで、今、実社会の中にぼろとあなたが飛び込んでいって、そしてそこで文部省が判断をすれば早く結論出さると思ひます。だから現実に対応した物の考え方、教育の仕方をぜひ取り入れていただきたい、こういうことをお願いしておるわけです。

○説明員(遠山敦子君) 各学校段階におきまして、発達段階に応じた教育の内容というものを精選して取り組んでいくという大きな要請がござい

ます。繰り返しになりますけれども、そのような要請と、それから現実の社会でのいろいろな問題点をどういうふうな教育の中で実現していくかという大きな問題になるかと思われまします。

しかしながら、この問題につきましては金融の問題でありますとか、経済、社会の問題、あるいは市場の状況とか、非常に広い角度の知識をバックとして、そういうものを教えていかななくてはならない。では、そういう知識をバックとしたいという中身を小学校段階、中学校段階というところまで本当にきっちり教えていくことができるかというようなことも考えなくてはならないと思ひますので、御意思、御主張の点はよくわかりましますけれども、私どもとしては、今そういうふうな考へてゐる次第でございます。

○梶原敬義君　もうわかつたらひとつそのとおり、わかつた趣旨に沿つてやつて下さい。検討をまじめにしてください。

最後に大臣、冒頭にもちよつと言ひましたが、消費者保護行政が各省庁、特に大蔵省、通産省絡んでばらばらなところもちよつとあるようです、大臣が中心になつて消費者保護の観点から、そういう大きな観点から行政一丸となつてやつていただきたいんですが、大臣の決意を最後にお尋ねして終わりたいと思ひます。

○國務大臣(小此木三郎君)　通産省といたしましては、従来から消費者保護、この充實を図るために取引関係の適正化、製品の安全性の確保、あるいは品質表示の適正化等を図るとともに、消費者の啓蒙、苦情処理等を行つてまいつたところでございます。

消費者保護につきましては、御指摘のとおり、政府全体が整合性をとりながら推進していくべきでございます。今後とも関係各省と十分な連絡をとりながらその推進を図つてまいりたいと存じます。

○田代富士男君　最初に、私は金融、物販を含めました消費者信用伸展の現状と、それから将来の展望、また現在ばらばらに行われております消費

者信用の統一、規制につきましてまとめてお尋ねをいたします。

○政府委員(小長啓一君)　消費者信用の取扱高は昭和五十年に十兆円であつたわけでございまして、昭和五十七年には二十六兆円となつております。大変急速な伸びを示しておるわけでございまして、その中で物販の取扱高は昭和四十八年には約四兆四千億円でございまして、昭和五十七年には約十三兆六千億円というふうになつておるわけでございまして、急速にその規模の拡大を示しておるわけでございまして、

中でも割賦購入あつせんが飛躍的な伸びを示しておるわけでございまして、昭和四十八年には割賦関連取引全体の八割を占めるにすぎなかつたわけでございまして、昭和五十七年には四一％という大きなシェアを占めるに至つておるわけでございまして、

今回の法改正によりまして基本的な法制あるいは信用情報機関の整備が進むことになるわけでございまして、物販はより一層国民生活に浸透していくのではないかと私も予測しておるわけでございまして、

なお、御指摘の消費者信用に關します包括的な立法についてでございますが、そういうような声の一部にあることは十分承知しておるわけでございまして、本件につきましては将来の課題といたしまして慎重に検討する必要があるのではないかと考へておるわけでございまして、

○田代富士男君　午前中からも質問がなされておる中で、消費者による苦情相談が相当数に上つてゐる、このように思ふわけでございまして、まあ、これは思ふだけじゃなくて、これが実態でございまして、そういうところから、その苦情の実態の中で、特にクレジット関係ではどうであるのか、また、さらに信用問題も一番基本になつておりますが、この販売信用にかかわる消費者トラブルとしてどのような事例があるのか、あわせてお答

えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(小長啓一君)　通産省の消費者相談室におきます相談件数によりますと、契約関係のトラブルは昭和五十三年に約千九百件であつたわけでございまして、昭和五十七年には約三千九百件と倍増しておるわけでございまして、これらのうちでもクレジット関係のトラブルが大きな割合を占めておるわけでございまして、このような動向は経済企画庁関係の国民生活センターで行つた調査結果からも認められるわけでございまして、

それから第二に、先生の御質問の販売信用にかかわる消費者トラブルの例でございますが、信販会社の介入する取引において、商品の引き渡しがなとか、あるいは商品の修補がなされてないにもかかわらず信販会社から支払い請求がされるといったトラブル、あるいは支払い能力を顧みない購入の結果といたしまして支払い不能に陥つた事例など数々あるわけでございまして、今回の改正ではそのような問題についての法的措置が講ぜられたものでございまして、

○田代富士男君　今お答えいただきましたとおり、いろいろなトラブルが多発している中におきまして、御承知のとおりに通産省の消費態、また産権審の答申におきまして規制の対象として指摘されてきたにもかかわらず、今議題に供されておりますこの改正案には取り込まれなかつた契約形態があります。

御承知のとおり、ローン提携の販売における契約の解除等の制限、またその損害賠償等の額の制限、そして支払い遅滞のときの損害賠償等の額の制限、また抗弁権の接続、またマンスリーカードにおける抗弁権の接続などが規制対象とならなかつた。これはどういふことでこれが規制対象にならなかつたのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(小長啓一君)　まず、ローン提携販売につきまして契約の解除等の制限の規定が及ばないという形になつたわけでございまして、その理由といたしましては、ローン提携販売におきま

す金融機関と購入者との関係は、金銭消費貸借契約に基づく関係なわけでございまして、したがひまして、この分野につきましては、銀行法とかあるいは貸金業法等の業法や、あるいは利息制限法、出資法等が存在しておるわけでございまして、このような金融秩序の中で当該貸金業務の適正化が図られてゐるという現状から、この本法の対象とすることにはしなかつたわけでございまして、

それから、第二の抗弁権の接続規定につきましては、ローン提携販売を適用しないということにいたしましたのは二つの理由があるわけでございまして、第一は抗弁権の接続をめぐるトラブルは、ローン提携販売につきましてはほとんど起こつていないということが第一でございます。

それから第二といたしまして、その販売店が購入者による金銭の借入れを保証しておるわけでございまして、購入者が支払いをしない場合、貸付業者は保証債務の履行をその販売店に求めるといふことになるわけでございまして、その場合にはその販売店と購入者との間の二者関係が復活をするといふことになるわけでございまして、したがひまして、抗弁権の切断をめぐる問題は少ないのではないかと考へられるわけでございまして、以上二つの理由から、抗弁権の接続規定をローン提携販売には適用しないということにしたわけでございまして、

○田代富士男君　今度は、産権審の答申におきまして触れられない割賦購入あつせんにおけるリボルビング方式のカードの債務充当のみなし規定が消費者保護の立場から設けられなかつたけれども、消費者保護の立場を言うのであるならば、私今も質問いたしましたとおり、ローン提携販売やこのマンスリーカードの規定の方が大切ではないかと思ふわけでございまして、いろいろな理由を言われなかつたけれども、本当に消費者保護という立場であるならば大切じゃないか、これ改めて私は申し上げておきたいと思ひます。そこで、今さらのことではありますけれども一応

す。

○田代富士男君 この問題は特にお願いをしておきたいと思います。

引き続き、あつせん業者は販売店における個々の売買には全く関与しているわけではないわけでございます。ともかくこの消費者保護の観点から抗弁の接続が認められたわけでございますが、この際、無過失責任の追及を含め消費者と信販の利益の均衡をいかに実現していくのか、これはやはり指導官庁が通産省でございますけれども、具体策をお伺いしたいと思います。

また、それに関連しまして購入者の正当な権利の主張というものは当然保障されなければなりませんけれども、同時に購入者の抗弁の乱用、これも慎んでいかなければならないのではないかと思います。抗弁の乱用が多発することになりますと、かえってあつせん業者であります信販会社は消費者対策を強めることになる、そういうおそれがあると思いますけれども、これもあわせて通産省の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(小長啓一君) 抗弁権の接続の規定におきまして、消費者とあつせん業者の利益の均衡をいかにして図り実現していくかというのが大きな課題なわけでございます。したがいまして、今回の抗弁権の接続規定を設けるに際しまして、私も考えましたのは、あつせん業者は売買契約の直接の当事者ではなくて、与信の側面においてのみ取引に関与をしておるということでございますので、結論的には購入者は割賦購入あつせん業者からの代金の支払い請求を拒むことができるという抗弁権の接続規定をこの本法の中で設けることにしたわけでございます。したがいまして、そのあつせん業者に対します瑕疵修補請求等の請求を行い得ることにはしていいわけでございます。

また先生も御指摘のように、購入者が抗弁を主張する際には、それがまた権利の乱用ということ

になつてもいけないわけでございますので、あつせん業者からの求めに應じまして抗弁事由を記載した書面の提出に努めるべき旨を規定しておるわけでございます。購入者となつせん業者との間での問題の迅速かつ円滑な解決が図られるよう配慮しておるわけでございます。また、その購入者が確実にこの書面を提出するよう今後関係消費者団体等を通じて指導、啓発を図つてまいりたいと思つておるわけでございます。

それからもう一つ、バランスをとる話といたしまして、少額の取引につきまして抗弁権の接続を認めるというようにいたしますと、いたずらに社会的コストの増大をさせるということにもつながる点がございまして、購入者保護の必要性和社会的コストを考慮いたしまして、抗弁の接続規定の適用につきまして一定の金額の下限を設けることにしておるわけでございます。

以上、三つのような観点から両者につきましてのある種のバランスをとる努力をしておるわけでございます。

○田代富士男君 抗弁の接続内容につきましては、契約を締結する上で明らかな事項のみに限定をしないで、消費者トラブルの原因となつてゐる、いわゆるセールのストークを含めることにしたことが、消費者保護という立場から評価できるわけでございますが、私はこのセールのストークのゆえに、かえつて紛争をこじらせるのではなからうかと心配する一面もあるわけなんです。そういう意味で今回の法改正を機にセールのストークのあり方や、あるいは契約書や、あるいは説明書のあり方が消費者に理解されるように改善されることを期待したいと思つていますが、通産省としてどのように取り組んでいかれるのか、お答えいただきたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(小長啓一君) 今回の法改正によりまして信販会社、販売会社ともにクレジット販売の適正化について一層の自覚が望まれることになつておるわけでございますけれども、通産省といたしましても改正割販法の厳正な運用を行うとともに、

セールのスマン登録制度の充実あるいは資質の向上のための教育などを通じてセールのスマンの資質の向上、販売業者による消費者に対するクレジット契約についての説明等の指導を通じてクレジット販売の適正化に努めていく所存でございます。

○田代富士男君 そこで、通産省の、同僚議員の質問にもお答えされておりましたけれども、口頭でも契約は契約である、そういう意味で、書面でも契約は契約である、というように、そういう答弁も聞いておりましたけれども、立証が可能な限り購入者が抗弁できるというのが通産省の考え方ではないかと、私はそのように理解をしておりますけれども、立証可能なセールのストークというのはどういうことを言うのであるか、購入者の立場でどうすることができるとか、ここらあたり、ちょっと突っ込んだ質問でございますけれども、お答えいただきたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(小長啓一君) 購入者は抗弁する際に販売業者との間で生じておる事由を記載した書面を求めるといふ努力義務といたしまして、訓示規定がこの本法で設けられておるわけでございますが、この書面の提出を徹底させることによりまして、抗弁権の乱用というものは相当抑止することができるとは思つておるわけでございます。

それから、先生御指摘の、具体的なセールのストークの問題でございますが、その辺の実際の準証責任というものは結局購入者側にあるわけでございます。その購入者側が不当な抗弁の主張をするというふうなことがもしあるといたしました場合には、結果的には抗弁をした当初からの遅延損害金というふうなものを徴収されることにもなるわけでございます。したがつて、おのづから歯どめがあるのではないかと、おのづから歯どめがあるわけでございます。

○田代富士男君 次に、指定商品についてお尋ね

をいたしますけれども、指定商品について、その指定が行われるまでにどのくらいの時間が費やされていくのか、一つの問題であるんじゃないかと思つておるわけでございます。例えば、自動販売機につきまして、第一号のトラブルが発生してから指定までにどれだけの日数が費やされるのか、また、指定された時点でどれくらいのトラブルが発生しているのか、まずここらあたりをお答えいただきたいと思つておるわけでございます。そのような状態で指定されているのではないかと、私も遅きに失するのではないかと思つておるわけでございます。これは一つの場合として自動販売機を出したわけでございますが、自動販売機に限らず、指定商品の指定というのを迅速に行うよう心がけるべきではないかと思つておるわけでございます。あわせてお答えいただきたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(小長啓一君) 先生は自動販売機の例を御引用になつたわけでございますが、自動販売機につきまして、最初のトラブルの発生から指定までの間にどれだけの日数がかつたかということにつきましては、これは私も完全に掌握してゐるわけではございません。ただ、割賦販売が行われていた実績があり、かつ昭和五十三年の一月から十月までの間に八百件を超えるトラブルが発生したというふうなことから、昭和五十四年に割賦販売法の対象として指定したという事実はあるわけでございます。

それから、その指定商品の政令指定の問題でございます。その指定商品が割賦で取引されておる状態とかあるいはトラブルの発生状況を勘案しながら、今後とも迅速に政令指定を行つていく所存でございます。

○田代富士男君 消費懸念あるいは産権のそれぞれの答申におきまして、いずれも最近トラブルが急増しております。御承知のとおり、学習塾あるいは美容あるいは旅行、こういうものの役務関係取引も規制の対象に加えるよう求めてきたんでありますが、改正案ではこれが全く無視された形になつております。御存じのとおりだと思つておるわけでございます。

その理由としては、役務といってもその態様はさまざまであり、共通要因を取り出して割賦販売法で規制することは難しいと感ぜられたということのようでありまして、その無視した実態は何であつたのか、ちょっと詳しくお答えいただきたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のとおり、産権の具体的な議論の過程で、役務は対象にすべきであるという有力な意見が存在しておつたことは事実でございます。したがつて、それを踏まえて通産省といたしましては役務を法律の対象に追加することを検討してきたわけでございますけれども、御指摘のように、役務につきましてはさまざまな形態の取引が存在しておつて、さらにその実態を解明する必要があるということが第一点。

それから第二点といたしまして、役務に関連したその消費者トラブルは、支払い方法のあり方というよりはむしろ提供される役務の内容に関連して発生している場合が多いということ。その二つの理由によりまして、今回改正の対象としては見送つた次第でございます。

さらに、先生がちょっと個別の役務の内容について詳しくとおっしゃいますので、もうちょっと敷衍をさせていただきますと、今後さらに実態を解明しながら検討する必要がある点は次の三つぐらいではないかと考えておるわけでございます。

一つはスポーツクラブ等のように役務の提供者と購入者との間に媒介業者、取次業者等が介在するものにつきましてどのように対応すべきかという点が第一点。

それから第二点といたしまして、会員権のように預託金が存在するものにつきまして、その価格をどうとらえ、また手数料率をどのように算定すべきかという点。

それから第三点は、会員権あるいは継続的役務については前受金保全措置のような前払取引にかかわる規制が必要なものがあるのではないかと

ったような点につきましてさらに詰める必要があるという点、その以上三点でございます。

それからまた、役務につきましては、全般的にその支払い方法のあり方というよりも、むしろ提供される役務の内容に関連してトラブルが発生しておるのではないかと指摘があるわけでございまして、その具体的な事例をいたしましては、例えばゴルフ場が当初の契約どおりにオープンされてないというようなこと。それから総合美容におきまして効果がないばかりか、逆に肌を痛めてしまったというようなトラブルがあるわけでございまして、そういう問題に対してどう対応していくかというものがこれから検討課題というところでございまして、少し時間をかけてその実態を踏まえ、そしてその規制のあり方について詰めを行ってまいりたいと考えておるわけでございます。

○田代富士男君 これは、努力されている通産省に私がこういうことを言っていることに失礼かと思ひますけれども、同僚議員の質問に対しては、この役務の関連取引が規制の対象に加えられなかったことに対して、法制局との内部調整の段階で見送られたと、こういう御答弁がされておりました、今局長からいろいろ御説明をいただきましたけれども、私はこれ、少なくとも法制局との打ち合わせの段階というものは、まだ煮詰まらない段階で法制局との打ち合わせも個々にあるでしょうけれども、そうじゃなくて煮詰まったものを法制局との打ち合わせと、我々も議員である立場から推測をいたしますれば、我々自身の作業をやっている関係からしても推測はつくわけでござい

ますけれども、ここで役務、役務という言葉ばかりが先行をしております、そして最後の段階まで勉強してきたと言われるけれども、見送りをしたということ自身が、これは努力をされている通産省に対して申しわけないけれども、これこそ後手後手の対策ではないかと私は思うんです、これは失礼な言い方であるかわかりませんが、これだからこらあたりは、小此木通産大臣が大臣に

就任される前から作業が進められていたから、大臣自身としてはこらあたりの作業の実態ということをおぼろげなところだと思ひますけれども、私は、役務の中身について十分に通産省段階で把握をし対処してなかったということは、怠慢と言え失礼かわかりませんが、努力が足りないなかつた、それがまだ今回この改正案に盛り込むことができなかったという、これだけは認めざるを得ないと思うんですけれども、だからこらあたり、私まことに申し上げにくいことだと前もって言っておりますけれども、いかがでございましょうか、大臣。

○国務大臣(小此木三郎君) 田代委員いろいろ御意見ございまして、今、小長局長が説明いたしましたように、事務当局としてはいろいろとこれを盛り込むことに努力したと思うのでございまして、結果的には、この法案の中に入れないというところは甚だ残念なことだと思ひます。

しかし、通産省といたしましては、今後この問題は十分検討することにしておりまして、役務取引においても早急に消費者保護を図られるように、私といたしましては事務当局を今後大いに督促してまいりたいと思ひます。

○田代富士男君 そこで、役務の問題が先送りになつたということ、これは定義づけといひますか、そういうものが難しい面もあつたろうと思ひますけれども、役務を規制の対象にしないで済まされる現在の段階ではないと思ひます。まず、局長一言どうですか、これは対象外にしていくけれども、それで許される段階であるか段階でないか、一言。

○政府委員(小長啓一君) もう先生御指摘のように、役務に関連してさまざまなトラブルが発生しているというところは、先ほど大臣の御説明におおきいところでございまして、今後さらに実態を調査をしながら、どのような規制を行うのが妥当かにつきまして引き続き産業構造審議会等の適切な場

で検討をすることにしてまいりたいと思ひておるわけでございまして。

○田代富士男君 今、申されたとおりに、この問題は放置するわけにはまいりませんし、産権等で検討すると言われますけれども、これは放置できない現段階ですから、見直しとするならば、いつごろまでに大体見直しができるのか、可能性だけでもお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(小長啓一君) 抜本的な規制のあり方について今の産業構造審議会等の場で検討するわけでございますが、当面、緊急に措置すべき事項といたしましては、役務に関連する消費者トラブル、これは教材と塾のように商品に役務が附帯しておるといったような場合に多発しておるわけでございます。したがって、こういう緊急の課題につきましては、今後、附帯役務を明確に契約書面に記載させること等によりまして取引の明確化を図るとともに、業者に対しては取引の適正化のための指導を徹底するというようなことで当面対応してまいりたいと思ひておるわけでございまして。

○田代富士男君 おおむねいつごろ。

○政府委員(小長啓一君) 基本的な方向につきましては、これから鋭意努力かつ精力的に検討を続けてまいりたいと思ひます。

○田代富士男君 これ以上言つてもむだだと思ひますので……

そこで、通産省の考えには、商品と役務が付随する場合に附帯役務を契約者に明記させることによつて役務について契約履行が行われることを期待しているようでありまして、この役務だけの場合にはどうするか、問題が残るのではないかと思ひます。まずこのことをお答えいただきたいと思ひます。

これはどこに問題があるかといへば、役務関連トラブルが多発しているわけでございますから、この割賦販売法の改正と並行いたしまして、別個、それはそれで消費者保護という目的も示されておりますとおりに、保護のための立法を検討し

ていくというふうな、そういう何といひますか、複眼的な視点を忘れたからであります、まさに木を見て森を見ざるのたぐひではないかと思ひてございまして。

そこでこの際、この割賦販売法とは離れるけれども、役務について言うならば、一々の役務を事細かに法律で書くことが難しいということであるならば、観点を變えて、法定品質表示制と同じように、役務の共通の要素というものがあつた。そのような共通の要素を抽出いたしまして、一般的な定義を定めて、法定役務の具体的な内容は個個の販売会社が契約書などで明示することとしまして、あるいは、さらにできるかどうかは検討することとして、それを通産省などに登録をさせることとするようなことをすれば、ある程度どのような問題でも対応できるのではなからうか。それが一応法律で、どんな多様な形態の役務でも法律でこれは押さえることができるのではないかなという、これは一つの私の私案の、トラブル起きている問題解決のための解決策はこういうものではないものだろうかという一つの考えなんですけれども、これに対して指導官庁として、通産省としてお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小長啓一君) 役務に関連した消費者トラブルというのは、先生も御指摘のように支払い方法のあり方というよりは、むしろ提供される役務の内容に関連して発生しておるというものが多くいわれてございまして。したがって、御指摘の役務の共通の要素を抽出して一般的な定義を定め、法定役務の具体的な内容は個々の販売業者が契約書などに明示するといったような先生の御指摘は、大変貴重な御指摘ではないかと思ひます。

したがって、その御指摘の点も踏まえまして今後さらに検討を続けてまいりたいと思ひます次第でございます。

○田代富士男君 ここで関連をいたしましてちょっとお尋ねをしたいと思ひますが、詐欺まがいの悪質な手口で、強引で巧妙な勧誘で商品を押し売りすることが問題になっております訪問販売、ま

た羊頭肉の批判が強い通信販売、これを規制しておきます訪問販売法の強化、改正についてお尋ねをしたいと思います。今、議題に供されている法案とこれは関連がございますからお尋ねをしたいと思いますけれども、まず、トラブル多発の状況はどういう状況であるのかお答えいただきたいと思ひますし、その中で特に割賦販売にも見られる役務に関するトラブルの現状はどうなっているのか、これをお答えいただきたいと思ひます。この点どうでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 訪問販売、通信販売にかかわりますトラブルを防止し、購入者等の保護を図るために、昭和五十一年に訪問販売等に関する法律を制定いたしました。その厳格な運用を図ってきたことは御承知のとおりでございますが、しかし、訪問販売につきましては、近年、取引量の増大もございまして、消費者トラブルが増加しております。また、通信販売につきましても、横ばい傾向というふうな数字でございまして、ちなみにちょっと数字を述べさせていただきますと、通産省の消費者相談室への苦情相談案件の推移で見ますと、昭和五十一年の段階では全体の相談案件が四千七百三十三件であったわけですが、訪問販売に關します相談案件は百九十二件ということで全体の四・七%ということであつたわけでございます。五十八年度の数字で見ますと、全体の相談案件が七千八百五十二件でございますが、そのうち訪問販売に關するものが千六百二十件ということで全体の二〇%のウエイトを占めておるわけでございます。この数字からもわかりますことは、訪問販売に關します消費者トラブルが増大をしておるということでございます。

他方、通信販売の方でございますが、五十一年の段階では全体の四千七百三十三件の中で通信販売に關する割合は二十八件でございましたが、五十八年の段階では全体の七千八百五十二件のうち八十八件ということでございまして、全体の中の一・一%程度のウエイトということでございます。

こちらの方は横ばいというぐらゐの感じではないかと思つてございまして。

なお、このうち役務についてのトラブルはどうかという先生の御指摘でございますが、これにつきましては現在のところまだ実数を把握していませんが、現状でございます。今後把握に努めてまいりたいと思ひます。

○田代富士男君 この役務の問題についてもこれは大いに關係がございまして、これは早急に掌握をお願いしたいと思ひます。こうしたトラブルの解消のために、訪問販売というこれは一つの特性でございまして、特性から現金取引についてのクーリングオフの適用の可能性について、こういう問題も含めまして、今回、今改正をされる割賦販売法と同程度の強化、改正を行うべきではないかと、そうしなければこの問題もさらに大きな問題に、今訪問販売の方は増大をきていてというところでございまして、この問題も看過できない問題であります。それで関連してお尋ねをしたわけでございますけれども、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(小長啓一君) 現金取引へのクーリングオフの適用につきましては、取引の安定性を著しく阻害するおそれ強いという問題がございまして、したがって、私どもといたしましては、現金取引へのクーリングオフの適用は大変問題ではないかと考えておるわけでございます。ただ、いづれにいたしましても消費者が不測の損害をこうむることのないように現金取引にはクーリングオフが適用されないんだということを周知徹底をしておくことが必要なわけでございますので、その面におきまして消費者啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

○田代富士男君 次に、クレジット産業のための基盤整備についてお尋ねをしたいと思います。通産省として個人情報情報機関の整備の必要は認めていらっしゃるけれども、具体的にどのようなものか、特に御承知のとおりに社団法人日本割賦協会、株式会社日本信用情報センター、

また社団法人全国信販協会の三者間の合意についてこの三月中に一応実現するはずの約束になっていたということを私は聞いておりますけれども、現在どこまで進展をしたのか、いつまでに実現する予定であるのか、またその場合にプライバシー保護についてどのように配慮していくのか、特に信用状況の登録に際しまして購入者の承諾を得る必要があることは通産省としても認めているようでありまして、具体的にどう対応するかができると考えていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(小長啓一君) 昨年の七月、産業政策局長の私的諮問機関でございまして消費者信用産業懇談会が、多重債務者の発生を未然に防ぐためには与信の際に申し込み者の信用状況を十分に調査をする必要があり、そのためには既存の情報機関を統合する方向で整備を進めていくことが望ましいという旨の報告をしておるわけでございます。その報告を受けまして通産省といたしましては、先生も御指摘の既存の情報機関でございます日本割賦協会及び日本信用情報センター並びに関連業界に対して信用情報機関整備のための体制づくりを進めるよう要請を行ったところでございまして、その結果といたしまして、二つの機関及び現在独自の情報機関を持たない全国信販協会が、販売信用分野における信用情報機関の整備統一を図ることで基本的に合意に達したわけでございます。

これは昨年の十一月の時点のお話でございますが、その基本的な合意を踏まえまして、現在その実現化への具体的な話し合いが進められておる状況でございます。したがって、近々そのための具体策について合意する見込みであると私どもは聞いておるわけでございます。まあ五、六月ごろには合意するんではないかというのを期待しておるわけでございます。

それから、もう一つのプライバシーの保護の点でございますが、業者が購入者の信用情報を信用情報機関に登録する際には、当該購入者の承諾を得るようになると、それからまた、業者及び信

用情報機関は信用情報に關連のない第三者に漏れることのないよう適切な管理を行うべきことなどを通産省といたしまして、関係業者、関係団体に対して指導をしていく所存でございます。

○田代富士男君 さらに、その場合に信用情報のリンク対策につきましては罰則規定がないけれども、これに対してはどのように対処されますか。

○政府委員(小長啓一君) 御指摘のように、信用情報の適正な使用等のための規定が改正法上訓示規定となっておりますことは御指摘のとおりでございます。ただ、制裁措置を設けて厳しく規制をいたしますと信用情報の円滑な蓄積がかえつて妨げられる結果になると、これはひいては別の法目的でございまして多重債務者の発生を未然防止を図れなくなるおそれもあるのではないかと、このこととございまして、したがって、私どもは訓示規定というものが当面の最も望ましい解決策ではないかというふうに考えておるわけでございますが、ただ、信用情報の適正な使用を図ることはもちろん重要な問題であるわけでございます。例えばプライバシー保護の問題に關しましては、先ほども御説明しましたような二つの点を踏まえて具体的な指導を続けてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

なお、ちなみに貸金業の規制等に關する法律につきましても同様な訓示規定があるわけでございます。○田代富士男君 これは午前中にも、午後でございましたが、ちょっと同僚議員からも質問が出ておりましたけれども、新しい業界のこれは常といたしまして、割賦販売業界も経理が統一でないために、例えば投資とか金融などの面からもおくれおきまして、経理基準の統一を急ぐべきであると思ひます。同僚議員の質問は、有価証券の報告書がばらばらであるというふうな、それに対する質問でありましたけれども、内容的には同じような趣旨のものでございまして、内容的にはやはりこれは今さっきも消費者保護の立場からいいますと、何人もわかりやすいように統一す

べきではないかと思ひますけれども、こゝろあたりに対するお考えはどうでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 先生の御指摘のとおりでございます。経理基準の標準化を図ることが資金調達の円滑化を今後図っていく上からも大変重要な課題ではないかと考えておる次第でございます。したがって、当省といたしまして、昨年十月以来割賦販売審議会におきまして、この問題につきまして慎重審議をいたしておるところでございますけれども、この答申を得次第経理基準の標準化が図られるよう関連業界を指導してまいりたいと考えておるわけでございます。

○田代富士男君 それから、クレジット産業の健全発展のためには、やはり一つは、小売業者の、小売商業といいますが、小型のそういう小売商業の育成、特に中小小売商の育成というものが、必要ではないかと思ひますが、これは、私が言うまでもありませんが、少なくとも割賦販売法の強化、改正に伴ひまして加盟店の審査基準の強化が図られると思ひますけれども、それに合致する中小小売商の育成等がなければ、これはまた手落ちが出てくるのではないかと思います。こゝろあたりに対する育成、また通産省としての配慮に対する対策といいますが、そういうもののはどのようにしてやっていただければよろしいか。

○政府委員(中澤忠義君) クレジット産業の健全な発展に関連いたしまして、先生ただいま御指摘のように、中小小売商の育成が非常に重要な地位を占めておるということは、まことに私も同感に思つております。

五十九年度予算におきましても、中小商業施策全般につきまして抜本的な強化を行つておりますが、特に地域社会のニーズに応じた新しい商店街づくり、これを行うためのいわゆるコミュニティマーケット構想につきましても、商店街の組織化の推進と並行いたしまして重点施策に取り上げております。予算額にいたしますと三五%強のアップ率になっておるわけでございます。

また、中小小売商業の場合には、その担い手と

なつております従業員、資質向上が非常に重要でございます。したがって、五十八年度から既に若手後継者体験研修という事業を通じまして、販売に当たります若手の従業員の能力アップを行つておりますけれども、これをさらに五十九年度から業種別に研修事業を実施することにいたしまして、すぐれた販売員を育成することに力をを入れてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○田代富士男君 もう一つは、中小クレジット団体の育成ではないかと思ひます。そこで、五十九年度の中小小売商業新業態開発調査研究事業では、具体的にはどういふことを行われるのか。このクレジット団体との関連ではどうなのか。御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(中澤忠義君) クレジット団体に対する強化策といたしましては、従来金融面につきまして商工中金の組合金融の助成を行つております。これに加えまして、新たに五十九年度から、先生がただいま御指摘になりました新業態の強化対策、新業態の開発調査研究という事業を中小小売商業につきまして行うこととしております。

この具体的な中身でございますけれども、小売業の場合におきましては、新しい情報化の進展に伴ひまして小売業全体の健全な発展のためにいわゆるニューメディアを用ひましたホームショッピングでございますとか、あるいはクレジット事業、これがどのような形で展開するか。現状の中小小売商業者の実態調査を行いますと同時に、将来の計画につきまして具体的な提示を行う、このための調査研究を行うこととしておるわけでございます。

中小クレジット団体の情報化進展のための環境変化に的確に対応するために基本的な調査研究を行うということが今回の調査の眼目でございます。

○田代富士男君 この中小クレジット団体保護に関連をいたしまして、衆議院、参議院の商工委員会でそれぞれ過日附帯決議がなされております。まず、衆議院の商工委員会では「銀行系のクレ

ジット・カード会社の割賦購入あつせん事業への進出については本法」といふのは、五十二年の分野調整法「の趣旨に則り適切な措置を講ずること」と、それに対して参議院の商工委員会におきましては「中小企業業者等の割賦購入あつせん事業が、銀行及び銀行系クレジットカード会社の同事業への進出により悪影響を受けることのないよう、必要な対策を講ずること」、通産省としてこの附帯決議について尊重していく決意を持つていらつしやうと思ひますけれども、この点に対しての決意はいかがでございますか。

○政府委員(小長啓一君) 私も同様にいたしました。これは、昭和三十二年に中小企業分野調整法が成立した際の国会の附帯決議の精神を踏まえまして具体的な対応を考えておるわけでございますけれども、現在御承知のように、銀行系クレジット会社には分割払い認められていないわけでございまして、これは、まさにこの附帯決議の精神に基づいてとられた措置ということになっておるわけでございます。

このような経緯から、当省といたしましては、既存クレジット業界の過当競争、中小クレジット団体への配慮等から、銀行系クレジット会社の割賦購入あつせんへの進出につきましては、今後、割賦販売審議会での検討に際しまして、十分慎重に対処してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○田代富士男君 ではこれは最後に大臣にお答えいただきたいと思ひますが、今も、五十二年春の衆参の商工委員会におきまして附帯決議が提出されたわけでございます。これは、このことを今局長も尊重してやつていくということでございます。すし、割賦販売法の施行、運用とその周知徹底ということがこれ大事でありますし、そして商業モラルの高揚を図つていかなければなりませんし、そして消費の回復に伴う景気振興に持つていかなければならないと思ひますけれども、これもあわせて大臣の決意をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(小此木彦三郎君) このたびの割賦販売法の改正を機会といたしまして、消費者保護の一層の充実が図られることはもちろんのこと、信販会社としては、よりよい加盟店を選挙するよう努め、また販売店としても、よい品物を供給するよう努めることによりまして、商業モラルの一層の高揚が図られるものと考えてるのでございます。

通産省といたしましては、改正法案が期待された効果を十分に果たしますように、関連事業者及び消費者に対しまして、この周知徹底に努めるように努力をいたす所存でございます。

○市川正一君 去年の五月十七日の本委員会において、私は、消費者保護の上から割賦販売法の改正が緊急に必要であり、重大問題であるということとを指摘いたしました。政府も、六月の懇談会の結論を受けて、改正案を提出することを約束されました。で、今回こうして本改正案が提出されたことに對しまして、大いに我が意を得たものであると同時に、関係方面の御努力を多としながらも、その内容、運営において一層充実を図る立場から若干の質問を行うものであります。

本法案に入る前に、まず私、前払式特定取引として本法による規制の対象となつておりますいわゆる冠婚葬祭互助会の問題ですね、これについて伺いたいのであります。

互助会は御承知のようにことしの四月一日から新しい標準約款、これに基づいて営業をいたしておりますが、これは去年の九月二十日の割賦販売審議会の答申を受けて、従来の標準約款に基づく営業に問題があつた点を改めて、そして消費者保護の立場から実施されたものと、私はこう理解しておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) そのとおりでございます。昨年二月、割賦販売審議会の下に消費者代表も加えられた約款問題分科会を設置いたしまして、九月、その答申をいただきました。その答申を受けて、業界において、標準約款を改正いたしました。本年三月末から実施をしておると

いうことになっておる次第でございます。

○市川正一君　そうしますと、新しいこの標準約款は前払式特定取引における消費者保護の徹底を図る上で効果がある、こう通産省も認められたもの、言いかえれば俗に言えば通産省がお墨つきを与えたものと、こう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(小長啓一君)　互助会につきましては、解約が制限的になっていったようなトラブルが起きておりました、契約約款の適正化が求められておったわけでございます。したがって今回の改正約款におきましては解約の自由化、それから役務表示の明確化、その二つの点を中心といたしまして、消費者保護の徹底を図ったところでございますので、消費者保護の面では相当な前進があったんではないかと我々も思っております。

○市川正一君　そうしますと、相当の前進があった、そうするとなお前進すべき余地、もつと言いかえれば、なお改善すべき点もあるとすればなお改善すべきである、こういうお立場として以下お話を伺いたいと思うんですが、よろしゅうございませうか。

○政府委員(小長啓一君)　個別具体的なお話を伺った上で考えたいと思います。

○市川正一君　この新しい標準約款によりまして、これまでの消費者トラブルの経験を踏まえて、これを防止する立場からつくられたと、こうされております、今局長も触れられたのであります。

そこで、まずその運用についてなんですけれども、今のいわゆる互助会の企業数とその法人の種類別の内訳及び契約件数、前受金の残高、こういうところで結構ですから、業界の概況をごく簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(小長啓一君)　互助会の業者数でございますが、昭和五十九年三月末の段階で四百八十八社でございます。そのうち株式会社が三百十六社、有限会社が七十六社、合資会社が三社、その他十

三ということになっております。

それから、契約件数は五十八年の九月末現在でございますが、千四百六十六万件、前受金の残高は五千八百億円でございます。

○市川正一君　今お答えがありましたように、私も若干細目調べてみましたが、いわば四百八社のうち圧倒的多数が、ほとんどすべてと言っていいほど株式会社ないしは有限会社でございます。言わねば利潤の追求を目的とする営利会社そのものと云わなければならぬ。これは私実際の営業の活動内容を見ましても、冠婚葬祭請負業というべき実態でありまして、互助会というのは、戦後いろいろの歴史があるようだけれども、発足の当初は確かに力の弱い者が相互扶助の立場から力を合わせていく性格があったとしても、今ではそれとかけ離れたものになってきておるわけですね。そう見ますと、互助会という紛らわしい名称は解消すべきじゃないかという世論も耳にいたします。例えば、前払式冠婚葬祭請負約款というふうな約款を変えた方が実態に合うんじゃないか。無用の誤解や無用の期待をここに抱かせないで済むんじゃないかという声も聞きます。さらにまた、企業の性格からして互助会という表示は外すように指導した方が私は適切でないかと思うのですけれども、こういうあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(小長啓一君)　確かに先生の御指摘のような側面もあるわけでございますけれども、互助会につきましては、昭和四十七年の割賦販売法の改正によりまして前払式の特定取引業としての許可を要することとされたわけでございます。それから十数年が経過をしておるわけでございます。営利企業としての認識はほぼ世間に定着してきたのではないかと、私どもは考えておるわけでございます。ただ以前から○県○○互助会というふうな県というふうな言葉が入つておるために、公益事業的な錯覚を与えるような名称を使つておる互助会が一部にあったことも事実でございます。したがってその点につきまして

は、そういう名称の適正化を指導しております。現在ではそのような○県という、県というふうな言葉を使つておる互助会はないという現状でございますので、相当改善されておるのではないかと考えておるわけでございます。

ただ当省といたしましては、消費者が互助会の性格とか契約の仕組み等について正しい認識をもつことができるように消費者の啓発に努めてきておるわけでございますけれども、今後ともこのための努力は続けてまいりたいと考えておるわけでございます。

○市川正一君　営利会社であるという認識は定着しつつあると言われども、そうじゃないと思ふんです。やはり看板に偽りありという意見もあながち私は間違いじゃないと思ふんです。この点は今局長は指導に当たりたいというふうにおっしゃつたので、私そういう立場で今後の指導のあり方を注目したいと思ひます。

内容に入りたいたんですけれども、今回の約款改定の目玉の一つが先ほどおっしゃつたように、役務内容の明確化ということにございませう。

ところが標準約款の第七条を見ますと、役務の内容について記載することになっておりますが、「別記」ということだけで、その後、どこにも「別記」がないんですけれども、この「別記」はどうなっておりますか。

○政府委員(小長啓一君)　御指摘のような役務表示につきましてはその明確化を図るよう従来から指導をしておるところでございますし、また、昨年九月に出されました割賦販売審議会の答申でも「消費者が、提供される役務について、十分理解し得るよう配慮すべきである。」という指摘がされておるわけでございます。その答申を踏まえてより明確な表示がなされるよう業界を指導しておるところでございます。

この役務表示の方法の標準化の問題でございますけれども、標準約款にもその基本的な事項を盛り込むことにつきましては今後の課題として取り組むよう業界を指導しておるところでございます。

○市川正一君　業界を指導すると言ふのだけれども、「別記」できちん示さぬことには指導にならしまへん。それあなた業者任せというところに実際なりますよ。

それでこの審議会の答申はこう書いています。

1の(1)のところでありまして、「約款に契約の対象となつてゐる役務の内容を明確に記載することとはもちろんであるが、加えて別紙(パンフレット等)に、一般的に冠婚葬祭に必要なすべての役務を表にし、(○契約役務)と(○契約外役務)で明確に表示する等により消費者が、提供される役務について、十分理解し得るよう配慮するべきである。」と、こう述べております。また、その(2)でも「提供される役務の具体的内容を、各企業ごとに一定のランク付けに従ひ明確にし、これを約款、パンフレット等に表示する必要がある。」と述べております。ですから、標準約款でどうしてこれを具体化しなかつたのかということをお聞きしているわけなんです。

○政府委員(小長啓一君)　消費者サイドからの要望に緊急に対応するというところで、この四月から実施をしております新しい標準約款におきましては、まさにその解約の自由化というところが一番要望の強いところなんです。それを踏まえてやつたということでございます。したがって、今先生の御指摘の問題につきましてはまだまだ検討すべき課題が残つておるわけでございます。

したがって、私どもは、役務の内容の標準化につきまして、具体的に少し検討をいたしました。それを具体化してまいりたいと思つておるわけでございますが、ただ、審議会の答申でも、この標準約款の中に必ずしもはつきり書けというところまでは言つておるわけではないわけでございます。標準につきましては必ずやるわけでございますが、それは標準約款の中に具体的に書くのか、あるいは別の行政指導の中でそういうことを

指導していくのか、その辺のやり方につきまして今後さらに検討していきたいというふうに思っているわけでございます。

○市川正一君 小長さん非常に率直にお答えになったので、要するに緊急にやっただと、いろいろまたこれから充実させるんだと、そういう意味で、今の役務の提供の問題についてもその一つだというふうにおっしゃって、充実していただくことを、私、今お答えいただいたので結構でございますけれども、ただ、私が言っているのは、別紙と、こう書いてあるので、その別紙のところをきっちり出してくださいますと、

〔委員長退席、理事降矢敬義君着席〕

消費者トラブルの最大の中心の一つがこの問題にあるんですから。ほかにもこれからお聞きする解約の問題いろいろありますから、そう慌てずにお答え願いたいんですが、だから、そういうふうには、これはぜひ充実をお願いしたい。

また、答申の1の(4)で、お手元にあると思うんですが、指摘しております「施行時には、契約時における実質的に同等の役務を提供することが必要である」というこの部分の具体化は標準約款の中には何も触れてないんですが、これはどうなっているんでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、「施行時には、契約時における実質的に同等の役務を提供することが必要である」というその文言は入っておりますけれども、私どもの理解では、この八条の「役務提供の時期」の中に「取決めの日に契約に従って役務を提供します」というふうになっておられることは今の考え方を敷衍したものではないかというふうに理解をしておるわけでございます。

○市川正一君 ではないかと、こういうふうにおっしゃるんじゃないに、私はこれ非常に大事な問題だと思っております。

例えば、互助会の契約の多くの場合は、契約直後に役務の提供があるというケースよりも、五年なり、場合によっては十年後にわたって役務の提

供を予想して契約するケースが圧倒的です。そうしますと、実質的に同等というのは、例えば今十円相当の商品や役務もインフレの激しい時代には十年後には二十万円を支払う必要に迫られるかもしれない。そういう場合には、施行の際に、その時点での十万円相当になるのか、あるいは二十万円になった価値のものを提供するのかというものは消費者にとって非常に深刻な問題なんです。ですから、これは当然後者でなければならぬのですが、私は、局長おっしゃるような、かと思うというんじやなしに、やっぱりきっちり実質的に同等の役務の提供を約款に明記をすべきだと、こう思うんですが、そのように処理なさっていただきたいと思っております。

○政府委員(小長啓一君) 互助会が契約時と実質的に同等の役務を提供することは当然のことではないかと思っております。これは、具体的にはあらかじめ契約時に定められた役務内容を何年後であっても提供をするということを意味するわけでございます。まして、このことは約款上も明記されていることであると考えております。言葉は違いますが、これも、明記されておると考えております。

ただ、消費者にとりまして実質的に同等なかどうか必ずしも評価できない面があるわけでございます。まして、そういう意味では役務表示のより一層の明確化を図ること、それから、表示方法の標準化を進めるということが重要でございます。それから、その点につきましては、具体的な対象になっております役務の内容を十分理解し得るよう消費者の保護の充実を図ることとしておるわけでございます。

○市川正一君 私、聞いたのは、やっぱり標準約款にきちっと書いておかねといかないと。それは常識だと言われども、そんなもの常識だったから何でトラブルを今までやっただんですか。やっぱりそれは明記してないから後でこたえが起るんです。

だから、ついでにもう一つお聞きしますけれども、明記する必要がある問題として、答申の中に

は施行時の見積書提出の問題があります。御承知だと思っておりますけれども。施行が契約時から見ると相当期間経過していることもあって、契約時に内容をきっちりすると同時に、施行時に改めてその内容を確認するとともに、例えばオプション費用ですね、これは説明はいたしません。それからグレードアップ費用ですね、そういうことを明示することを内容とした見積書の提出を義務づけることが消費者とのトラブルを避けるし、また納得のいく役務の提供を保証することにつながると思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 見積書の提示というのは施行という事実行為のためのことであるわけでございます。まして、私法上の権利義務関係を定めます約款にはなじまないんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。ただ、施行後の精算の際の明細書を提示するということもあわせて、確実にこれらが提示されるよう業界を指導してまいりたいということにしたいと思っております。

○市川正一君 私、やっぱり標準約款に明記をしておかないと、それはいかぬということを重ねて主張したいと思うんです。

もう一つ、重ねて聞きますが、提供される役務に含まれてはいるが、消費者が不要な役務、こういうようなものがあります。また提供される役務には含まれていないが、消費者が必要とする役務があります。これを交換することができるようにしてほしいというのは、これまた切実な要求なんです。いろんなケースの説明は私、省きますけれども、また、これもトラブルの原因の一つになっておるので、これを改善する必要があると思うんですが、首かしげておられるけれども、説明しないでもわかりますでしょう、花嫁衣装がどうだ、こうだというのは。

○政府委員(小長啓一君) 御指摘のようなニーズが存在していることにつきましては我々も認識をしておるつもりでございます。

かどうか、消費者の利便のために指導をすべき内容なのかどうか、その辺についてはさらに検討を要するんじゃないかと思っております。

○市川正一君 一番最後の問題については検討なさるということですが、

〔理事降矢敬義君退席、委員長着席〕

その前の二つの問題については、これは私は標準約款でぜひ明記していく方向で御検討願いたいと思います。

いずれにせよ、こういう役務内容の明確化という点では、標準約款の第七条から第九条にかけてはかなり私が指摘したような問題を消費者サイドから見ると、国民の間にはいろいろやっぱり関心と要望が強まっているということを指摘した上で、もう一つの言うならば目玉になっております解約の問題でお聞きしたいと思っております。

新しい標準約款の第十四条の(2)で「加入者の申出により解約することができ」るようになったという点は確かに一歩前進であります。この点は午前中の同僚議員からも質問があつて、局長は、これは自由に解約できるということなんだというふうにいえば言明をなすつたわけでありまして、そういうふうな理解をしようと思っております。

○政府委員(小長啓一君) これはまさにそういうことでございますが、ただ、一つ御注意をいただきたいのは、改正前の約款による契約につきましては新しい約款を適及させることはできないわけでございますので、その点は別だということが第一点。

ただ、今回の約款改正に至った背景から見ましても、改正約款の趣旨に沿って解約を認めていくよう指導してまいりたいということで御理解をいただきたいと思っております。

○市川正一君 後者に述べられた点については後でもう一度お聞きするつもりです。

そこで、解約の問題に関連してであります。まず、(1)の前段によりまして四月六日プラス二十日、そうしますと最短百四十日で失効する、契約解除になるという第十四条の(1)の前段の部分で

す、標準約款の、質問の趣旨は御理解いただけますか。標準約款の第十四条の「解約及び払戻金」の部分でございます。そうしますと、これは必ずしも消費者が失効することについて明確な認識を持っているとは言いがたい状況があります。もちろん約款をよく読めばわかるじゃないかというふうなこともありますけれども、なかなか読みづらいという面もあるわけですね、理解しがた

い。で消費者の身になって考えますと、ここでは民法の原則、つまり催告してもなお支払いがないときには、次に解除の通知をし、これが到着して契約が失効することにすべきではないか。現在使われている約款ここにありますけれども、例えば関西の、固有名詞は挙げませんが、有力な企業でも、(1)の前段に加えて失効するときは改めて通知することを明示しております。そうしますと、こういうケースから言うと、現状よりも後退するることになってしまふんですね。ですから、私はこの十四条の(1)の前段の部分は民法原則のように修正すべきでないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 現行私法の考え方から言いまして、一方の当事者に債務不履行があった場合に、他方の当事者がそれを理由として契約を解除し得るとするのは当然なわけでございます。このことから考えまして、標準約款の条項としましてはこの十四条の一項の規定で妥当ではないかかというふうに考えておるわけでございますが、ただ、現実の問題といたしまして、互助会と契約を締結しておる消費者は互助会にとって役務を提供する相手方であるわけでございますから、互助会としては契約を継続させる方が有利であり、簡単に失効させるといふようなことは通常考えられないんじゃないかということが事実関係としてはあるのではないかと私どもは思っております。

○市川正一君 いろんなケースがありますから、その事実関係のあのケース、このケースというふうに言つと際限がないわけですから、やっぱりこの点では民法原則に基づく段取りを踏むべきだと

いう点を重ねて主張したいと思うんです。

まだ大分ありますので先へ進みますが、催告書の場合でも解除通知の場合でもいづれもそうであります。契約が解除された場合に消費者に幾ら戻されるのかという、その金額を明示して、受取期限がいつまでかを明らかにする必要があると思うんですが、そういう点はどうでしょう。

○政府委員（小長啓一君） 今先生御指摘の問題につきましては、標準約款上は具体的な明文規定というのはいわけてございますけれども、これは個々の約款の中では、その問題は具体的に明文規定として掲記をされておるわけでございます。

○市川正一君 私、第十四条に幾つか問題を感じるものですから引き続きお伺いいたしますが、もしこの第十四条の(1)をこのままにしておきますと、最短で百二十プラス二十で百四十日で失効するわけですが、消費者の方は、いついつまでに支払ってくださいという通知だけでは、その日から失効して、十四条の(1)の下段で定める失効期間が始まるなどということにわかに理解しがたく、結局請求する権利が消滅してしまっておそれがあるという懸念を持つわけがあります。その結果、今度は、従来のように一定の中断期間があったとしてもまた掛金を払えば復活するという、いわば継続措置をとる契約ができなくなってしまうという、そういう不合理さがこれに伴ってほこないか。

そうしますと、これは今までというか現行やっていたやつよりも後退してしまふことになる。ですから、その復活を認める必要があるんじゃないかと、こう思うんですが、その点は御検討いただいているでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) たいだいま先生の御指摘の問題は標準約款に記載すべき事項かどうかという点につきましてはさらに検討が必要ではないかと思ひますけれども、現実には復活は認められる場合がもう大半ということになっております。

○市川正一君 そうすると、私はそういうことを

明記しておくべきだという意見ですけれども、明記しなくても実際には復活しているという理解でよろしゅうございますね。

○政府委員(小長啓一君) その御理解で結構でございます。

○市川正一君　そうしますと、五年間の消滅時効の問題ですが、結局、一方の当事者は消費者である加入者です。ところが、時効による利益を享受するのが互助会の企業であるというふうな

ことを考えてみますと、消滅時効は民法の言っている十年とする必要があるんじゃないかという考え方も成り立つんですが、この点はどうお考えでしょう。

○政府委員(小長啓一君) この時効の点につきましては、改正前の標準約款では明示されてなかったわけですが、約款上明示しない場合に於いてもこの契約には商法が適用されるといふ

ことでございますので、商法の五年の時効ということになるわけでございます。今回の改正でこれをはっきり明示をいたしましたのは、消費者にこのことをあらかじめ知らせるべきであるというふ

うに考えたからでございます。

先生御指摘の、民法の時効である十年を適用すべきであるということでございますが、これはやはり契約の性質から申ししましても、商法を適用することに問題はないんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○市川正一君 やっぱり一般消費者になるんです

すね。そしてこれがもう五年を経過すると互助会企業の利益として、雑収入として取り込まれてしまふんです。これはまさに企業本位、消費者犠牲の条項と私は言わざるを得ぬと思うんですが、やはりこの部分は改正の必要がある、こう私考えます。ぜひこの問題についてひとつ指導監督官庁である通産省として、ぜひメスといいますか、光を当てていただきたいと思いますが、いかがでしうか。

○政府委員（小長啓二君） 時刻の問題は、結局一方における消費者保護の観点と、一方における取引秩序の安定維持という問題との接点をどの辺に見出すかという問題だと思うわけでございますが、私どもとしては、その点に関しましては商法上の取り扱いというのが適切ではないかというふうに考えておりまして、五年という時刻を言っておるわけでございます。

先生のせつかくの御指摘でございますが、その点につきましてはやはり商法原則に従つて対処するのが適當ではないかと思つておるわけでございますが、冒頭申しましたように、今回の約款改正

というのは、互助会をめぐります現下の最大の課題でございました。解約の自由化というのをやったこと。それから役務表示の適正化を一步進めたこと。ということと評価をいただけるんじゃないかと思つてゐるわけでございますけれども、なお、その役務表示の方法の標準化といったような問題に關しましては、役務表示の明確化の一環といたしま

聞ぐらしいの期間に返すべきだと思ふんですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) この点につきましては、実際の商取引の実態等を踏まえて標準約款上は六十日以内原則としてお返ししますというふうに書いておられるわけですが、最近では実際には即刻返されてる事例の方がふえてきている現状にあるようにございます。

○市川正一君 もう一点伺いますが、第十四条(4)の規定に「加入者本人以外の解約の申出、及び取立委任については、云々」という規定がございまして、これは何を意味しているのか、この規定が動くときはどういふときで、また、なぜその必要性があるのかという点ではどういふ御理解でしょうか。

○政府委員(小長啓一君) これは現実には互助会相互の過当競争なんかの一環といたしまして、互助会が他の互助会に属してある権利の買取りをやるといったような場合が想定をされておられるわけですが、その場合には本会の加入者、つまり消費者の意思を十分確認した上でないと事を誤るおそれがあるというふうな事態を想定いたしまして書いておられるわけでございます。

○市川正一君 その点は「互助会通信」というのがございまして、これの三月十日号を見ますと、この互助会協会の基本問題検討委員会の委員長である平田正彦氏が業界内部のシェア争いの防止策だと本音を述べているんですね。今上品というか、局長おっしゃったけれども、そういうことなんですよ。だから企業と消費者との間の契約の問題に企業同士間の争いの言うならばとばかりを持ってくるというの、私は消費者不在の互助会の企業エゴの最たるものと言わざるを得ぬのです。ですから、この条項があるために本人に確認することを理由に解約に手間取ったり、あるいは払戻金の支払いがおくれたりすることがあつてはならぬと思うのでありますが、こういう条文は改善するか、あるいはまたいっせ削除した方がいんじゃないかと思うのですが、この点はどうでしょうか。

か。

○政府委員(小長啓一君) これはその審議会の具体的な議論の中でも消費者サイドの御意見といたしましてそういう業者間の過当競争、その結果として消費者の方に迷惑がかかる点については指摘もあつたわけですが、消費者委員から具体的にひんしゅくを買つた事実もあるわけでございますけれども、現実そのような事態も存在しておられるわけでございますので、今この段階でこの標準約款からなくしてしまうのもいかにという感じがしておる次第でございます。

○市川正一君 最後でありますけれども、適用時期の問題です。先ほど触れられましたが、例えば旧約款に基づく加入者には適用しないということになりますと、では何のための改定なのかと言わざるを得ぬのです。ですから私は、やはり消費者保護の根本の立場に立つならば、旧約款による契約でも今度の新約款で消費者に有利な部分は適用すべきではないか。例えば先ほど大見えを切られた自由に解約できるといふあれをここに適用すべきです。そうでないならば何のために、今までのような問題があらたから今度はよく改善したと、それはもう今までのものには及ばないというならば、私はやっぱり仏つて現入れずやと思います。この点はぜひ、先ほどのようにただ書き条項みたいなことは言わずにちゃんと適用するように努力をしていただきたいと思います。

○政府委員(小長啓一君) これは契約上の問題でございますので、その新しい改正約款の中でそういうことを具体的に書き込むことは非常に問題でございますけれども、今回の約款改正に至つた背景からいいたしましても、改正約款の趣旨に沿つていて解約を認めていくよう指導してまいりたいと考えております。

○市川正一君 私、非常に細かく各論的にお伺ひしたゆえんは、この互助会の問題についてはかつて本委員会を取り上げたこともございまして、全国各地で多くのトラブルが続出しておるんです。

私、きょうここに持つてまいりましたのは、京都の弁護士会が実際に手がけた事件を踏まえ、そしてまた法律的にも詰めた上で体系的な意見書として出しております。通産省の方にも届いておると思いますが、これもその一つであります。そして、きょう提起されております法案ともかわり合ひがありますので、あえて各論的に詳しくやりとりをさせていただきます。あえて各論的に詳しくやりとりをさせていただきます。あえて各論的に詳しくやりとりをさせていただきます。あえて各論的に詳しくやりとりをさせていただきます。

○國務大臣(小此木三郎君) いろいろ御議論を承りまして、今後役務表示の方法の標準化については、役務表示の明確化の一環として、引き続き御議論を踏まえて業界と連絡を綿密にとりながら検討していきたいと存じます。

○市川正一君 残された時間で、改正案そのものについて、今までも同僚議員がいろいろ御質問ありましたので、ダブらない形でお聞きしたいんですが、まず、抗弁権の接続の問題であります。

これについては、政令によって結局金額の足切り、先ほどの局長の答弁によりますと、一定の金額の下限を設けたというふうになっておりますが、私はこれは抗弁権の接続を事実上骨抜きにするものであるというふうに考えますが、これは撤廃すべきだというのが私の意見なんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、法案では下限額を設けることとしておられるわけでございます。これは、その割賦購入あつせん業者は売買契約の直接の当事者ではないわけでございますから、購入者から受けた抗弁につきましてそれが妥当であるかどうかの調査を行う必要があるわけでございます。少額な取引について抗弁権の接続を認めた場合には、いたずらに社会的コストを増大させることになるという業界側の事情があるわけでございます。

他方、購入者の側におきましても、一定の金額以上の取引について抗弁権が接続されることを強く期待しているのではないかとすることもございまして、その両者の事情を総合的に勘案した結果といたしまして、抗弁権の接続についても下限を設けたということに相なつておられるわけでございます。ただ、その下限を設けることによりまして、この抗弁権の接続そのものが骨抜きになるといふようなことには絶対ならないと私どもは確信をしております。

○市川正一君 私は絶対になるおそれがある。消費者の身になって考えますと、やっぱり金額の多少にかかわらず期待したものが入手できないという点では変わりがないんですね。さらに割賦販売したものが全部トラブルになるわけじゃないんです。先ほど抗弁権の乱用云々というやりとりがありましたが、私には抗弁権を行使されて困るほどというトラブルがあるならば、そのトラブルの発生しやすい品物を売っている販売店を加盟店にしている信販会社自身の問題だと思ふんです。だから、この点では私は第一号の規定は削除すべきであるというふうに重ねて主張します。

もう一つの問題は、信用情報の適正な利用の問題であります。この問題とプライバシーの保護との関連であります。法案では第四十二条の四で規定がありますが、この規定は訓示規定といえますか、あるいは業者のモラルの問題としての域を超えておられないと思ふんです。これでプライバシーが守られる保障があるのかどうか、私ははなはだ疑問であります。この点はどうか、私ははなはだ疑問であります。

○政府委員(小長啓一君) プライバシー保護の問題に関しましては、当省といたしましても大変重大な問題というふうにとらえておられるわけでございます。まして、改正法案第四十二条の四の規定に基づきまして、業者が購入者の信用情報を信用情報機関に登録する際には、当該購入者の承諾を得るようになつて、それからまたその業者及び信用情報機関は信用情報が関連のない第三者に漏れること

のないよう適切な管理を行うべきことなどにつきまして指導をしましる所存でございます。

○市川正一君 それでいけるんですかと言つて私は聞いています。それは書いてあるんです。書いてあるのはいけませんと言つています。これね、朝日新聞の去年の四月七日ですが、サラ金業界のトップ企業である武富士が、業界でつくっている信用情報機関のデータを悪用して、自分のところの営業拡大に不当に利用したことが明るみに出て大問題になりました。ですから、これはもう理論的可能性でなしに、現実のそういう事態が起こつておるんです。ですから、今局長が読まれたあの条項の、言うならば訓示的、精神的な定めだけで効果は上がらぬというおそれを私は感ずるんです。局長は先ほども同僚議員の質問に對して、これは衆議院でも同じ答弁をお読みになったか、お答えになつておりますが、厳しく規制をいたしますと逆に信用情報の円滑な蓄積が妨げられる、こうおっしゃつておる。もちろん罰則さえ強化すればそれで利用が避けられるというわけでもありませんけれども、しかし信用情報の円滑な蓄積がこれでは目的化されて、プライバシーが多少侵されてもそれはやむを得ぬというふうな趣旨に受け取れる先ほどの答弁は私は問題だと思ふ。私はその真意をたしたい。

○政府委員(小長啓一君) プライバシーの保護というのは大変重要な課題、問題であるわけでございますし、一方、多重債務者を防止するためにも適切な信用情報の蓄積が必要なのでございまして、その信用情報が円滑に供給されるスキームも考へていく必要があるわけでございます。その辺のニーズをどの辺で調和を図っていくかということが課題ではないかと思ふわけでございます。したがうしまして、具体的には本法に規定しておりますこの程度の訓示規定でもって両様の目的を達し得るんではないかというふうに私も考へておる次第でございます。

○市川正一君 繰り返しますけれども、実際にそういうケースが全国で続発しているわけですね。

これも去年の十一月十七日の朝日新聞であります。ミス情報が一歩歩きして、そして「覚えのない請求・ブラックリスト入り」クレジット紛争が続発しているという事件が出ておるんです。ですから私は、率直に言つて、今の局長の答弁というのは円滑な蓄積という名のもとにプライバシーに對する厳格な取り決め、これをやっぱりないがしろにする姿勢と言わざるを得ぬのです。

最後に、私も一問お聞きしたいのは、先ほども同僚議員から質問のありました債務関連取引の問題ですね、これが審議会の答申にあるにもかかわらず入つてないと、もちろん拙速は慎むべきでありますけれども、先ほど局長は鋭意精神的に取組むと、こうおっしゃつておる。その鋭意精神的に取組むと、大体内にはこれはめどをつけるといふ御意思なんですか、それとも先のことはやつてみるとわからねぬということなんですか、そこらをはつきりしてほしいんです。

○政府委員(小長啓一君) その問題に關しましては、先ほどもちょっと説明もさせていただきましたように、債務に關連した内容というのはかなり複雑多岐にわたつておりますので、実態調査も並行して行ひ必要もございまして、それを踏まえた規制のあり方につきまして具体的な検討をしていくことになるわけでございます。この時点におきまして何月何日までということとはちょっと申し上げかねるわけでございますけれども、私どもといたしましては、消費者保護の観点からもこの問題については精力的に取り組んでまいりたいと考へております。

○市川正一君 私が本改正案について去年質問したときは、六月の答申を受けて、それで次の国会を目指して云々という御答弁をいただいているんですよ。そして、これ出てきたわけでしょう。今もつと火急の債務関連取引については、せめてこの秋にはめどをつけたいぐらゐのところは大臣どうですか、やっぱり秋には一定のめどをつけるというところまでひとつ追ひ詰めると、我々もその協力、援助、激励しますが、というあたりで決

意を承りたいんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 今後も引き続き検討するということで私先ほどお答えしたわけでございますが、なるべく早くめどをつけるように事務当局を督促いたします。

○市川正一君 最後です。なるべく早くという、大体秋ごろめどにひとつ頑張るといふことですか、そう理解してよろしうございしますか。

○國務大臣(小此木彦三郎君) なるべく早くめどをつけるように事務当局を督促いたします。

○市川正一君 終わります。

○井上計君 午前から同僚議員の大変活発な質疑が展開されました。同僚議員はまことによく勉強しておられる、よく調査しておられると非常に敬服をしております。同時に、あわせて大臣また政府委員側も的確な御答弁がなされておりました。もう問題点はほとんど説明をされたと思ひますので、私は質問というより、むしろ若干の意見を加えてひとつ、二お伺いをしたいと、こう思ひます。

先ほどからずっと伺つておりました改めて感じたこととありますけれども、物品販売というのは古来物々交換から発生をしておるわけでありまして、したがって、必要な物をいわば正当な対価で交換をする、これが通貨に変わったわけでありまして、本来物を買うというものは、自分が欲しい物あるいは気に入つた物、これに對して正当な対価を直ちに払つて買うというものは、これはもう本来物品購入の本筋であるわけでありまして、それが近代になってクレジットあるいは割賦販売という形で金が必要なくても必要な物を買えるようになって、そこいらいろいろの問題が発生をしておるといふことであると思ひます。もちろん、これはある意味では大変いいことでありますから、これが消費を伸ばしておりますから、私はこれがだめだといふことじゃありません。ただ、しかし、この割賦販売法にいたしまして、あるいは同僚議員と大臣、政府委員の質疑を聞いておりました感じますことは、この割賦販売法の制定あるいは改

正あるいは質疑の中にも多く感じられますのは、余りにも消費者保護というものが強く出過ぎておつて、消費者が全部善で企業は悪は悪が多いと、こういうふうな前提があるんではなからうかという実は懸念がするわけなんです。私はあえて率直に申し上げますけれども、消費者が、もちろん多くの消費者は善です。しかし、消費者の中にも実は悪があるんです。それから企業も全部が善だとは言いません。企業の中にも悪質な者がおります。その辺のことを考へていかないと消費者保護が行き過ぎになると、逆にまた消費者の大変なマイナスが起きるおそれがある、これを強く感じるわけですね。

先ほど、なぜこのように割賦販売あるいは貸金業等が伸びたかということも局長からも御答弁が同僚議員の質問に對してありました。いただいてる表を見ましても特にこの数年は異常な伸び方である。五十年と五十七年を對比しますと、物販については伸び率が五十年単位で八・七%ですが、平均して、年平均一・二・五%伸びておるといふことは、恐らくこの二、三年は一五、六%の平均年率伸び率ではなからうかと、こう推定をされる。供与額の十三兆六千億と云うのは、五十七年の十三兆六千億と云うのはGNPの約五%程度を占めておると、膨大な金額になっておるわけですから、これがいよいよ悪いは別にして、さらに消費者保護が行き過ぎてこれからこれらのものがさらにこういう伸びが続いたとすると、これは逆にまた大きな悲劇を埋藏していく原因になるんではなからうかと懸念もいささかするわけですね。

先ほど、こういうふうな伸びた原因について局長の御答弁がありましたけれども、可処分所得が将来的にやっぱ計画立っていくようになった、あるいは消費者のこういうふうな借り入れ、あるいは割賦販売ということについての抵抗感が薄らいだ、あるいは業者の企業努力があった、同時に高額商品が非常にそれによって手に入りやすくなつた、こういう御答弁がありました。それから、大臣の御答弁の中に私は本当に同感であつたんで

すが、便利さが進んだと、こういう御答弁がありました。便利さが逆に消費者のそのようないけば悲劇を生み出したということも言えないでなからう、こう思うんですね。私は、これらのほかにやはり何となくも業界の過当競争が非常に強くなった、これがいわば無計画な気がします。事情を特に説明しない、あるいは事情をわからない消費者にどんどん押しつける、売りつけるというふうな傾向も強くなっていると思いますし、それからさらにもっと無計画な、いわば最初から支払いの計画等全く持たないような、能力を持たないような消費者がこの数年急速にふえていることも事実なんです。サラ金地獄、随分最近悲劇が方々で言われておりますが、サラ金でいろいろな悲劇を起こしておる人たちは全部実はクレジットを利用してゐるんですね。だから、そこにやはりそういう問題も今後考えていかなくちゃいかぬであらうと、これは私の要望でありますし、また私の意見でありますけれども、消費者保護はもちろ十分に考えていかなくちゃならないが、余り行き過ぎたいわけでは安易に買えるように、あるいはもっと簡単に買えるようにということになつてくると、ますますそういうふうな知識のない、あるいはまたそういうふうなことを全く考えない消費者が無理にそういうふうな悲劇を起こすような、そういうふうな要因をつくるんではないか、こういう懸念もしながら今後特に行政指導等を行つていただきたい、こう思いますけれども、これ意見でありますから、まあ御答弁あつてもなくても結構であります、大臣あるいは局長はどうお考えでありますか。

○国務大臣(小此木三郎君) 確かに健全なクレジット社会というものを實現させるためには、すべての人の良識が必要だと思ふでございまして。井上委員おっしゃるような、確かに消費者が善で、企業の方が悪であるという考え方は多少はあるようでございまして。あたかも「これはあるいは問題発言になる」といけませんから言つていいかどうかあれですが、皆様方の中にはそういうこと

はないけれども、社会のごく一部には政治倫理の上でもって与党が悪で野党が善だと考えがちな向きもないとは言えないのでございまして。それとこれとは別でございましてけれども、消費者と企業との関係はやはりそのような多少似通った感じがなるとは言えませんが、しかしながら、このようなクレジット社会を健全に發展させるためには、お互いの良識、お互いの倫理が何となく必要でございまして、こういう中で今後、好むと好まざるにかかわらず、このようなクレジット社会というものはますます倍増していくと思ふんです。そのためには、先ほど申し上げたような意味での社会教育あるいは、学校教育といふものもがさらに一層必要であると思ふのでございまして。

○井上計君 大臣が今おっしゃつた野党がすべて善で与党が全部悪だと私は思つておりませんけれども、いわばこの問題等について企業と消費者との間に一般的な風潮としてそういうふうな何か通念があり過ぎるような気がするんです。私は、やはりこれはお互いが心していかなくてはいかぬであらうというふうに思います。

私は、個人的なことを申して恐縮であります、もう三十年近く前になりますけれども、信販の協同組合に実は関係をしたことがあります。そのころの経験から考へて、現在と違つてこういうふうなクレジット社会がもたらした未成熟のときでありますからいろいろな問題がございましたが、その当時の記憶を呼び起こすと悪質な消費者がその当時もいたんですね。全く現金で買えない、買ひ力がない、しかしクレジットなら買える。それで、返すことも全く考えないで買つて、中には買つてすぐまた質入れをするというふうな人もおりましたし、あるいはおくれで払わない、外務員が集金に何回行つても会えない、金がないから払えないと断る、何回行つても留守なので隣の家にこうこうで集金に来ましたと、おられぬから連絡をしてくださいという言づけをしたら、隣へそんなことを言つて名譽を棄損したと、けしからぬ

と、こういうふうなことで大変な抗議が来て、名譽を傷つけたのだから支払いをもっとまけるだとか、実はこんな人もいたんです、その当時から。だから、そういう人が多いとは言いませんけれども、ブライバシーとかいろいろと言われまして、けれども、それらの問題も、必ずしもブライバシーを守ることに逆にならうというふうな消費者を守ることとはすべてが一致しないということもあらうと、こう思ふんですね。

それからもう一つ、大体この物販等については、高額商品を一度に買えないから分割で買つて、というのがそもそもの形なんです、筋から言つて。ところが、最近では、ただ単に耐久消費財等の高額商品だけでなく、実は安い金額の日用品までクレジットで買つてゐる人が非常に多くなつたんです。そこにやはりクレジット販売の、またそういうふうな問題点も起きておると、こう思ふんです。

そこで考えなくちゃいけないのは、先ほど来、同僚委員からいろいろと質疑が行われておりますのは、役務の問題を、役務関連の事業を同じようにやれば消費者保護ということで考へていくと、私は功罪相半ばする結果になるのではなからうか。物というものは買つて残りますからやはり支払いという義務が生じていますけれども、常にありますけれども、旅行だとかあるいはその他のサービス等で、いわば一瞬のうちにそれがなくなつて、実は払ふことがばかきいと言つておかしなものでありますけれども、形がないわけですから払ふのが難になるようなことがあるわけですから、人間というものは、そういうふうなものを考へると、先ほどからいろいろと、特に市川委員から同じように早く消費者保護の観点から秋まで云々というところがあつたんですが、これはぜひ慎重にひとつお考へになるべきであらう。だから、もちろん役務の問題等についても考へなさいと言つておくれども、余り行き過ぎた消費者保護はかえつて消費者を困らす結果になるのではなからうか、大きな社会問題に進展をするのではなからうかという懸念

をしますけれども、これは局長、いかがですか。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘の中で、最近特に消費者トラブルの面で問題になつております役務というのは、商品に付随した役務、例えば教材と塾といったような関係で問題が生じている場合が多いわけではございません。したがつて、こういう問題に關しましては、商品に關連した役務というところでございまして、現行法の体系の中で省令の改正等を通じて緊急に対応してまいりたいというふうに思つておるわけでございまして、役務トラブルの問題に關しましては、先ほど述べさせていただきましたように、割賦販売法のいわゆる支払い条件だけの問題ではなくて、むしろその役務の内容自体に關連した問題というのもあるわけでございまして、さらに先生御指摘のいわゆる無形財産的な性格というのにも別途あるわけではございませんので、そういう問題も踏まえまして、今後、規制のあり方につきましまして早急に結論を出すべく努力をしてまいりたいということでございます。

○井上計君 そこで、これはひとつ重ねて確認のためのお伺いなんです、先ほど来行われました質疑の中でやはり抗弁権の問題がありました。これについては、書面で抗弁権は提出する、これはもうわかります。それから、接続の問題であります。これもわかります。

そこで問題は、抗弁権の主張できる期間がある程度限定する必要があるんじゃないかと思ふんです。ある程度限定をしないと、相当古くなつて云々ということになつた場合に、実は事実関係を証明できないとか、そういうふうな問題が起きるので、抗弁権の主張する期間を限定しておかないと逆にまたトラブルの原因になるのではなからうかと思ふんですが、これについてはどうお考へなんでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 抗弁権の接続の規定をそもそも設けましたのは、あつせん業者と販売業者との間に密接な取引関係が存在をして、したがつて購入者は商品の引き渡しがない等の場合

には通常の割賦販売と同様に商品代金の支払いを拒むことができるというふうな期待を持っているにもかかわらず、形式的にはあつせん業者は売買契約の直接の当事者ではないというこのため、現行私法上は購入者は支払いには応じざるを得ないという危険から購入者を保護しようという観点でこの新しい改正案の条項ができておるといふこととありますが、先生御指摘の期間を限定するといふことは、やはり法の建前からいふと、ずと問題ではないかというふうなことを考えるわけでございます。

と申しますのは、販売業者との間で問題となるべき事由が生じており、またその購入者が当該事由に關して正当に自己の権利を主張し得て、さらにまたその立証もなし得ることができない以上は、その事由があつせん業者に主張することに對して期間の限定を設けるというのはいくらも適當ではないんではないか、妥當ではないんではないかというふうなことを考えるわけでございます。

これは、欧米におきましても抗弁権の接統というのの認めておるわけでございますけれども、同様な考え方から、抗弁権の接統に關しましては期間の限定を設けていないのが現状でございます。

○井上計君 了解いたしました。

ここに關連をいたします、先ほども同僚委員からやはり質問がありましたけれども、まずまずこのようないわばクレジット、割賦販売等々の信用産業分野が今後とも発展をしていくであらうことはこれは當然だ、こう思います。そのために、このような分野の発展のためにいろんなことを考えていかなきゃいけません、同時に、何といひましてこれらのものが発展をするといふことは、どちらかというとやっぱり大企業のアプローチがどうしたって広がっていくことになつていくと思ふんですね。したがって、中小の小売商に對する今後の振興政策、振興施策というものが従来以上に必要ではなからうか、このように考えるわけですが、中小の小売商というのは団体によつてクレジット等々行つておりますけれども、

も、やはり中小小売商の本質は何といつても対面現金販売にあるわけなんです。したがって、これらの施策を通産省として、中小企業庁として、特にお考えいただいておりますけれども、今後さらに積極的にひとつお考えをいただかなくちゃいかぬ、このように思ふわけですが、大臣あるいは中小企業庁長官からひとつ抱負等についてお聞かせをいただきたい、こう思います。

○政府委員(中澤忠義君) 先生御指摘のように、中小小売商を取り巻く環境は非常に厳しい状況にございます。一つは、ただいま先生が御指摘になりましたクレジット販売、信用供与に伴います大きな流通革命でございます、もう一つは高度情報化革命と申しますか、ニューメディア等に代表されます無店舗販売もこの中小小売商の販売に對して大きな新しい波になつておるといふふうに考えております。

中小小売商が商業段階で占めますウエイトが非常に大きいだけにこういう新しい変革に對して中小小売商がどのように対応していくかということとはまさに新たな課題でございます、中小企業政策の中でもこの商業政策が特に緊要であり、また大きなウエイトを占めつつあるといふふうに考えております。

私もどなたもいたしましては、一つはこのような新しい流通段階に對しまして中小小売商が集團化あるいは共同化という形で新しい商店街づくりをするといふことも一つの方法でございますし、またニューメディア等の問題に對しましては、この及ぼす影響を的確に把握しましてどのような対応策をとるべきか、これ自体が非常に流動的な問題でございます、この調査研究がまず必要であるといふふうに考えております。

また、信用供与面につきましても、クレジット団体等を通じて中小企業施策あるいはその組織化という面から見ましても非常に重要でございますので、できる限りの手当てをしていくといふような形で総合的な小売商業政策、中小小売商業政策を展開してまいるといふ所存でございます。

○井上計君 今、長官お答えいただきましたけれども、今おっしゃつたように今後ともいろんな情報網の拡大あるいはニューメディア時代等々から無店舗販売がもう必然的にふえるわけですから、それらになかなか対応するようないふことがなつてまいりますから、格段のやはり指導が必要であらうといふふうに思います。

そこで、私は、これは個人的な全くの持論というか、感じでありましてけれども、今後三次産業の中で、中小小売商のものと発展策を考えていかなければ、ただ単にこれは中小小売商という問題だけであつて、国家的に大変なことが起きるんではないかと、こういう感じがしておるわけであります。

なぜかと申しますと、簡単に申し上げますと、一つはますます高齢化社会が進んでいく中で、仮に六十歳で企業を定年で退職しても、年金等によつての生活は不可能でありますから、どうしても第二の職場を求めなくちゃいけないわけですね、十一年ぐらゐ。第二の職場をどこに求めるかといふことと、どうしてもやはり中小、特にサービス業あるいは小売商業という分野になつていくであらう、こう思います。

それからもう一つは、ロボット等による省力化がますます進んでいくであらうと思ひますが、仮に十年後、これは通産省、中小企業庁がどのような推定をされておられるかわかりませんが、私のこれは推定では、大体十年後、二次産業に入るロボットは大体一千万体ぐらゐになるのではなからうか、こう考えるんです。一千万体としますと、一体のロボットの労働力換算がどの程度かわかりませんが、仮に三人としても三千万人の労働力に換算される。現在の二次産業の全労働力よりも実は多いわけですね。そうはならぬでしょうけれども、ラフな言い方ですが、数字から言つて今後高齢化社会の到来によるいわば老齡、高齢の労働力、それからロボットによつて二次産業から実

は排除されるといひますか、過剰となつてくる若年労働力、そのようなものをどこに吸収していくかという大きな雇用問題、これも考えた場合にやはり三次産業における中小の分野というものを発展をさしていかななくちゃいかぬ、こう考えるんです。

そういうふうな長期的な、やはりいへば三次産業あるいは流通産業あるいはサービス産業といふふうな面の今後の政策をぜひひとつ、——もうお立てになつておると思ひますけれども、積極的に立てていただくことが現在いろいろ論議しておる当面の問題のまた解決の一つの方法であらうと、こう考えるんですが、これらのことについては大臣や長官はお考えでありまして、御答弁いただければ結構でございます、まあひとつ私見として申し上げておきますので、今後のまた大いに検討していただく中の何かの一つの足しにしていただければ、こう思います。これは希望であります。

そこで、商店街等の今後の問題等でありましてけれども、今年度予算で中小企業庁、特に画期的な政策として出しておられますのはコミュニティマートの問題等ありますけれども、これも大いに結構ですが、数としてはまだこれは試験的な方法で少ない。これは當然ですが、同じ条件の商店街といふのは、全国に何千、何万という商店街がありますけれども、実際は少ないんですね。全部違つておるわけですね。仮に五万の商店街があれば大体五万とおり条件が違つて、こう考えていいと思ふんですね。したがって、その地域に合つた、あるいはその周囲の条件に合つたそういうふうな商店街の発展政策というものを考えていかななくちゃいかぬであらう。従来とかく政府の指導というのは画一的になつておりましたから、そういう面でも、大変いい政策でありいい指導であるけれども、しかし商店街はこれは適用しないんだ、これはだめなんだといふこともあつたわけですね。このようにケスなことがひとつ指導をお願いしたい、こう

と、こう考えております。

意見だけになりましたが、お答えいただければ結構ですし、またお答えなくても今後のひとつ通産行政、中小企業対策の中で十分そのお考えをいただきたい。

御指摘のように、最近は単に物を売る商店街であるいは小売という段階から、非常にニーズが多様化しておりますので、顧客がその場所で憩いあるいは買い物を楽しむという施設が重要になっております。そういう施設を含めたところの商店街計ります。

にはいわゆる販売をやっている人たちの商業道徳というものがそこに裏づけられていく、その期間が保証期間というか、あるいはまた責任期間というものがそういう形の中に保証されているというところは、正常かどうかは別として、ある意味におお

○衆議院議員（渡辺秀次君） 国民生活審議会消費者政策部会というのがございまして、そこで答申が昨年の十二月の九日に行われているのです。

その中で私どもは参考にあしりていただきましたが、その審議会の答申でも延長するように検討す

る必要があるというように結論づけられておりますし、それから東京弁護士会でもクーリングオフ期間を七日間とすべきであるというふうにおっしゃっております。

ちよつと例を申し上げますが、東京都の知事さんもおっしゃる延長したらどうかというようにおっしゃるおっしゃるのですね。しかも生活を守る都民会議というのがあるのですか、ここでもそういう七日間とおっしゃっておりますが、期間延長を求めておられます。最後に日本消費生活コンサルタント協会というのをごさいますして、ここでも七日間というふうに明確に御要望しておられる。これらのことを考えてみまして私どもとしては七日間という案をとつたわけであります。

○本平八郎君 雰囲気としてそういう雰囲気があることは私もよくわかるのです。ちよつと通産省へお聞きしたいのですが、七日という根拠、これは外国が七日間とがなんとかいう、そういう漠然としたことじゃなくて法律改正するわけですから、例えば今までの四日間かどうか五日目に駆け込んだケースが非常に多いとかあるいは二日目、三日目、四日目の解約状況うだと、ミスしたのがこれだとか、あるいはシミュレーションやってみたらどうか知りませんけれども、シミュレーションをやってみるとやはり七日が妥当であるとかいう、何かそういうデータがおりになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(小長啓一君) 私どももいたしまして四日という場合に、最近休日が非常にふえておる、特に土曜日が休日になるようなところも相当ふえておるというようにございまして、四日目が最終日になるような場合にそれが翌日が休日であるということになりますと、郵便局から反対の意見を出そうとしてももう閉まっておりますというようにございまして、四日は事実上かなり問題があるなという感じは私どもは認識としては持っていたわけでございます。

ただ具体的に七日がいいのか、もうちよつと長い方がいいのかということになりますと、結局消費者保護の観点と取引秩序の安定ということとの接点をどの辺に見つけ出すかということになるわけでございます。そこで諸外国の実例等も参考にしたわけでございますが、先ほど渡辺先生からお話もございましたように、一部十四日といううな長いところもございまして、大体が七日であるというふうな事例も頭に置まして衆議院側の御修正に結論的には賛成ということになったわけでございます。

○本平八郎君 その四日間ですね、連続して休みになるというケースは日本ではないと思うのです。土曜日日曜日が仮にあつたとしても、月曜日には間に合う。大体クーリングオフというのは文字どおり頭を冷やすわけでしょう。買つてあつたと思つて気がついて、四日間が気がつかないのが七日だったら気がつくということはおよそ考えられないわけですね。これ外国の場合先ほど渡辺先生がちよつとおっしゃいましたけれども、外国の場合は日本と違って、これは女性の方もおられるので余り何ですけれども、大被害者は女性の方が多いわけですね。私の経験でも日本の女性というのは世界一優秀だと思つてますよ。というのは、財布を握つていられるのは日本の女性だけですね。一部ユダヤ人の人もありますが、華僑の奥さんもありまして、外国で、欧米では少なくとも女性に財布を渡しているというケースはないわけですよ。ということは、女性の衝動買いをみんな信用してないからなんです。アメリカ人もそうですよ。日本人だけなんです。だからこれだけ高学歴で、それだけしつかりして経済観念のある女性を相手にわざわざ七日にする必要はない。私は外国の場合はやっぱり女性の能力のなさという点から七日とか十四日——いや、これは裏切っているんですよ。日本の女性は優秀だから必要ないんじゃないかと思うんです。その辺はいかがですか。

○政府委員(小長啓一君) 私どもの消費者相談室に持ち込まれておりますいろいろな相談件数など

の実例で見ますと、クーリングオフ関係の申し立ては、昭和五十七年でございますが全体の件数百三十一件ばかりでございます。その中で十日以内というのが九十九件ということでございまして、そのうち四日以内というものは八十七件というところでございまして、ただ、これは四日以内ということになっておりますのは法律が今四日以内でございまして、特にこれは有意的な別の意味を持つて四日だと思つてございまして、したがつて、十日以内というところで九十九件ぐらいある種の相談があるというところは、先ほどおっしゃつた優秀な優秀でないかという点についてのコメントは差し控えていただきますけれども、御勘案いただく必要はあるんじゃないかと思つた次第でございます。

○本平八郎君 それでは肝心のところに入りまされども、要するに四日間と七日間というのは極めて私の今了解している範囲ではエモーションナールに決まつたという感じがするんで、これ四日と七日とどこがこれは皆さん取引余り御存じないんじゃないかと思つてございまして、これ四日と七日とというのは、大変な取引の、いわゆる商人としてのコスト計算は大変な差が出てくるんですよ。ちよつと御説明しますと、例えばクーリングオフが七日間ありますと、セールスマンにしても営業部にしても、これ売買報告書を社内ですくれないわけですね。販売報になつちゃうわけですね。それから書類上の手続も社内の手続も全部ペンディングになつちゃうと。今コンピュータありますね。コンピュータにも入れられないという問題があるわけですね。それから受け渡しが自分でリスクをとつて早目にやる人、会社があるかもしれませんけれども、普通は七日間様子を見ていて大丈夫だといつてからしか渡さないわけですね。その受け渡しというのは取引上の大体四大条件の一つなんです。御承知だと思つてございまして、値段と、支払い条件と、それからもちろんスペックありまして、仕様書、仕様とそれから受け渡し条件というのが大変なんです。例えば皆さん買い物さ

れるときにも、一年後にラジオ渡しますと言われたらよほどの特殊な国じゃない限り買わないですね、今の日本じゃ。普通は物によって違ひますけれども、例えば十日なら十日、きょうから十日以内に納品しますということになるわけですね。これは売方の都合で、あつた、普通は二、三日のうちに全部納品するんでございまして、余裕を見て十日ということをやつていられるわけですね。四日間のクーリングオフだつたらあと六日あるわけですよ。割合に余裕があるんですよ。ところがこれが七日になりますとあと三日しかないわけですよ。デリバリーの期間が半分になつちゃうんですよ。そうしますとメーカーとか販売業者の方は常に在庫を持っておかなきゃいかぬという問題があるわけですね。そうすると、金利も倉庫料もかかってくる。それから三日間で間違ひなくさつとデリバリーするためにはそれだけのやつぱり態勢を整えなきゃいかぬわけですよ。トラックとかなんとかさつといるいろいろなものを置いておかなきゃいかぬ。こういう問題もある。それで、これは私のこれ想像なんですけれども、どうもそういうクーリングオフを四日から七日に延ばされるという営業部長なら多分二割ぐらいコストをアップするでしょう。そうしますと、先ほど百三十四件あるとおっしゃつたけれども、聞いてもだめだと思つてございまして、大体、総契約件数全体の中でこのクーリングオフが発生しているのは、解約は何割ぐらいかということをお聞きしたい。と思つてございまして、これは多分だめでしょう。まあそれはいいですわ。それで、私は本当にわづかこの〇・一割ぐらいだと思つてございまして、せいぜいあつて。〇・一割の人を救済するために、九九・九割の消費者が二割ずつコストアップになるんですよ。これは十二兆円ぐらいでしょう、今、十三兆円ですか、その二割というのは二千六百億でしょう。去年あれだけ騒いで減税したのが千五百億ぐらいですね。それよりも倍近いものが、これは、ぱつと国民経済から消えちゃうんですよ。こういうことを考えればこの七日にされた

の事例で見ますと、クーリングオフ関係の申し立ては、昭和五十七年でございますが全体の件数百三十一件ばかりでございます。その中で十日以内というのが九十九件ということでございまして、そのうち四日以内というものは八十七件というところでございまして、ただ、これは四日以内ということになっておりますのは法律が今四日以内でございまして、特にこれは有意的な別の意味を持つて四日だと思つてございまして、したがつて、十日以内というところで九十九件ぐらいある種の相談があるというところは、先ほどおっしゃつた優秀な優秀でないかという点についてのコメントは差し控えていただきますけれども、御勘案いただく必要はあるんじゃないかと思つた次第でございます。

○本平八郎君 それでは肝心のところに入りまされども、要するに四日間と七日間というのは極めて私の今了解している範囲ではエモーションナールに決まつたという感じがするんで、これ四日と七日とどこがこれは皆さん取引余り御存じないんじゃないかと思つてございまして、これ四日と七日とというのは、大変な取引の、いわゆる商人としてのコスト計算は大変な差が出てくるんですよ。ちよつと御説明しますと、例えばクーリングオフが七日間ありますと、セールスマンにしても営業部にしても、これ売買報告書を社内ですくれないわけですね。販売報になつちゃうわけですね。それから書類上の手続も社内の手続も全部ペンディングになつちゃうと。今コンピュータありますね。コンピュータにも入れられないという問題があるわけですね。それから受け渡しが自分でリスクをとつて早目にやる人、会社があるかもしれませんけれども、普通は七日間様子を見ていて大丈夫だといつてからしか渡さないわけですね。その受け渡しというのは取引上の大体四大条件の一つなんです。御承知だと思つてございまして、値段と、支払い条件と、それからもちろんスペックありまして、仕様書、仕様とそれから受け渡し条件というのが大変なんです。例えば皆さん買い物さ

れるときにも、一年後にラジオ渡しますと言われたらよほどの特殊な国じゃない限り買わないですね、今の日本じゃ。普通は物によって違ひますけれども、例えば十日なら十日、きょうから十日以内に納品しますということになるわけですね。これは売方の都合で、あつた、普通は二、三日のうちに全部納品するんでございまして、余裕を見て十日ということをやつていられるわけですね。四日間のクーリングオフだつたらあと六日あるわけですよ。割合に余裕があるんですよ。ところがこれが七日になりますとあと三日しかないわけですよ。デリバリーの期間が半分になつちゃうんですよ。そうしますとメーカーとか販売業者の方は常に在庫を持っておかなきゃいかぬという問題があるわけですね。そうすると、金利も倉庫料もかかってくる。それから三日間で間違ひなくさつとデリバリーするためにはそれだけのやつぱり態勢を整えなきゃいかぬわけですよ。トラックとかなんとかさつといるいろいろなものを置いておかなきゃいかぬ。こういう問題もある。それで、これは私のこれ想像なんですけれども、どうもそういうクーリングオフを四日から七日に延ばされるという営業部長なら多分二割ぐらいコストをアップするでしょう。そうしますと、先ほど百三十四件あるとおっしゃつたけれども、聞いてもだめだと思つてございまして、大体、総契約件数全体の中でこのクーリングオフが発生しているのは、解約は何割ぐらいかということをお聞きしたい。と思つてございまして、これは多分だめでしょう。まあそれはいいですわ。それで、私は本当にわづかこの〇・一割ぐらいだと思つてございまして、せいぜいあつて。〇・一割の人を救済するために、九九・九割の消費者が二割ずつコストアップになるんですよ。これは十二兆円ぐらいでしょう、今、十三兆円ですか、その二割というのは二千六百億でしょう。去年あれだけ騒いで減税したのが千五百億ぐらいですね。それよりも倍近いものが、これは、ぱつと国民経済から消えちゃうんですよ。こういうことを考えればこの七日にされた

○政府委員（小長啓一君）その点につきまして

は、私どももいたしましてそのクーリングオフの延長に伴いますコスト要因というものを全く考えなかったわけではないわけでございますけれども、衆議院サイドでこういう御提案が内々ありますしたときに、私どもも関連業界とは内々すぐ相談をしたわけでございます。その議論の中で、業界の皆様方は、コスト要因ということよりも、むしろ消費者保護の観点とそれから取引秩序の維持という観点とでどの辺で接点を見つけるのかということでの議論はあったわけでございますけれども、諸外国の実例等から見まして七日ということがある種の既定事実としてあるわけでございますから、七日に収れんすることにつきましては格別反対議論というのとはなかったという経緯でございます。

○木本平八郎君　それから、七日というのは、事實上に取引をやって見たらわかりますけれども、皆さん買い物をしたときにわかるんですけれども、人間というのは四日か五日たってきますと心も変わりがしてくるんですね。購買意欲がなくなってくるということもあるし、それからほかの要因で、例えばステレオを買おうと思っていた、ところが何か娘がピアノを習うと言い出したんでついでにそっちに金が必要なんでこっちをキャンセルしてこっちだということだつて起こってくるわけですね。それからもう一つは、例えばオリンピックの場合、極端ですけれども、オリンピックがあるからテレビが欲しい、テレビを買いかえようというわけですね。ところが、それが一週間後ということになりますとやっぱりやめたということにもなりかねないですな。そういう商習慣で人間の微妙な購買心理というものを考えますと、こういうことをやることによって私は取引が減るんじゃないか。減ることは構わないということかも知れませんが、減ることは構わないということかも知れませんが、やはりひとつのこういうクレ

○政府委員(小長啓一君) 結局、クーリングオフ

の期間の問題というのは、重ね重ね申し上げておるわけですが、消費者保護の観点と流通秩序の確立維持の観点とどの辺で妥協させて接点を求めるかということに尽きるわけですが、確かに、購買心理の側面から言ひまして、ただらとクーリングオフの期間が延びておりますとその購買意欲が減殺する面というものもあるわけでございます。ただ、それが四日が七日になったことによつてどれだけマイナスになるかという点につきましては、私も、これは画一的なデータを持って申し上げておるわけではないんでございますけれども、四日が七日になる程度の話でございましたら流通秩序の維持の観点から見て非常に大きなマイナスがあるということにはならないんでないだらうか。むしろ、消費者保護の観点から見てその辺が適当であるということでございますと、長い目で見たクレジット社会の構築という点から見ました場合には、むしろプラスの要因として働く要素の方が大きいんじゃないかというふうな判断をしておるわけでございます。

○木本平八郎君　　こういう水かけ論みたいな議論になつちやうんで幾らやつてもこれはしょうがなないんですけれども、ただ、これは、私はぜひ通産省としてフォローしていただきたいと思うのは、これはやかましう言っているように、日本の場合は諸外国とちよつと違ふと思うんですよ。日本では割合に情報も徹底しておりまして、例えばクーリングオフの制度があるということを知っているのは半数以上おるわけですね。そうすると家庭内では二人おればどつちかが知っているということなんです。しかもこういう解約の何を見ても、なくても、要するに値段が高かつたとか、不必要な物を買われたとか、いろいろなことがあつて、気がつかなくつたとか、そういう申し出するのを忘

それで、それではこの問題につきましては、次

に移りまして、次の問題もやはりコストに關する問題なんですけれども、先ほど井上議員からもありましたけれども、抗弁権の接続の問題その他、同僚議員からも朝から大分質問があつたわけですが、これもやはり先ほど期限は設ける必要ない、こうおっしゃつてましたけれども、これは私、業界に聞いたわけじゃないですけれども、私の営業感覚としては、こういう制度を設けられると信販会社というのは必ずリスクを見込むわけですよ。これはいつ来るかわからない。リボルビ

ングなんかの場合だったら五年後にまたやられるかもしれないということになりますと、やはりリスクを採算に見込んでやるわけですね。まあこれだけのぐらいい見込むか業種によって違うと思いますがけれども、少なくとも一％、二％じゃないだろうと思うんですね。こういうふうなことが行われると、やっぱりクレジット取引というのは縮減の方向で、決して拡大の方向には向かないと思うんですね。その辺はどういうふうにお考えでしょうね。

○政府委員（小長啓一君） その点に關しましては、先ほど井上先生の御質問に対してもお答えを

○木本平八郎君　欧米というのは非常に結構なん

ですけれども、しかし、現在日本が経済とが取引ではもう世界一進んでいるんですよ、特にこういう商品の部門につきましてはね。いつまでも舶来思想じゃやっぱりどうしようもないんじゃないか。欧米との差ですね。きのうもデンマークの人に聞かれたんですけれども、なぜ日本の経済がこんなに発展したんだと。みんな驚異なんですね。トッパンナーが後からついてくるランナーのまねをする必要ないと思うんですよ。その辺がどうも何か、まあはつきり言つてこの件については、そこまで突つ込んでお考えになってないんじゃないかという私は非常に懸念するわけですね。

まあこれは、またこういうことを繰り返してもしょうがないので、また次に移ります。

次もまたコストの問題なんですけれども、支払

い遅延の損害金のペナルティーを六％というふう
に設定されましたね。これは一体どういう根拠で
されたのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○政府委員（小長啓一君） 六％というのは、い
ゆる法定利率を採用したわけでございますけれど
も、これは金銭にかかわる果実を考慮する必要が
ある場合には原則として利用されるものでござい
ますので、その点から見て妥当ではないかという
ふうに考えたわけでございます。

○本平八郎君 この六％というのは、業者が調
達する調達金利以下なんです。大体七％とか八
％ぐらいの資金コストがかかっている業者も相当

あるわけですね。そうすると、六分というのはコスト割れになるというのが一つと、それからどうももう一回低いコストに設定するということ、一見消費者保護のように見えるんですけど、実際は悪徳消費者を助長するということだけで、決してプラスにはならないという感じがするわけですね。

これちょっと適当な例じゃないんですけど、簡単にさっさとやっただけで、これ計算は多少間違っているかもしれないけれども、例として申し上げるんですけど、例えば、ここに年利一八分で二十回払いで十萬円の品物を買ったとします。この場合、ちゃんと二十回払いまじに毎月払っていくと、その支払う金利は一万六千五百円になるわけですね。ところが、非常に頭のいい悪徳業者がおりましてね、十回払いの契約にしておくと、一万円ずつ払いますという十回払いにしておいて、それで全然払わないわけですね。払わずにずっと督促されても知らぬ顔をしていて、二十九月目にほんと全部払っちゃった。そうしますと、ここで手数料というか、一八分の金利分と延滞金が六分ですね、遅延金。これを合わせますと、両方合わせて一万六千三百円にしかならないんです。さっきの一万六千五百円に対して二百円安くなるんですね。こういう計算が成り立つわけですね。

これは例ですから、余り数字にこだわってもちや困るんですけど、これはやはり遅延金が安過ぎるからこういうことが起こるんですね、この点はどういふふうに通産省としては検討されてますか。

○政府委員(小長啓一君) ちょっと前提として少しお答えをさせていただきたいわけでございますが、契約解除等の場合におきます損害賠償の請求額でございますが、請求額の場合のベースは、割賦販売価格ということがベースになるわけでございます。割賦販売価格というのは資金調達コストとか、あるいは利潤等がもう含まれる価格でございます。

いまして、それをベースといたしましてそれに六分の遅延金利が上乗せをされるということでございます。それから、制限額としてはそんな低過ぎるということでもございませぬし、また一方貸金業法の対象になるような高過ぎるということでもない、ちょうどどほどのところではないかなという感じが私どもしておるわけでございます。

○本平八郎君 いや、そういうベースであれば六分でも三分でもいいんでしょけれども、どう考えても、例えばローン提携の場合は三〇%取れるわけですね。ペナルティーが三〇%でしよ、今法的には、そういうものに比べて、片一方は三〇%取って、片一方は六分と、これは管轄が違つて大蔵省は高くって通産省安いというところかもしれないけれども、どうもこれはおかしいんじゃないかという感じがするんですが、その辺いかがですかね。

○政府委員(小長啓一君) 先ほどの割賦販売価格の中に盛り込まれるべき割賦販売手数料というものは、これが実は制限がないことになっておりまして、そちらの方でまあ調整可能といいますが、ある種の計算というものは行われるわけでございます。で、表面から見ると両者にアンバランスがあるというところではないというふうに考えております。

○本平八郎君 その手数料が青天井だと、これ消費者保護にならないと思うんですけど、ここまで非常にきめ細かいいろいろな規制されるのなら、その辺もやはり限度をお決めになった方がいいんじゃないですかね。

○政府委員(小長啓一君) もちろん消費者保護の観点から行つて考えなきゃいかぬわけでございますが、現実には青天井とは言ひませんが、非常に競争の激しい分野でございますので、現実にはそんなに高いことにはなっていないわけでございます。○本平八郎君 ぜひそういうふうな指導していただきたいと思います。それで、これ私ね、なぜこういうことをしつこく申し上げているかというと、これ実際にビジネスをやっている人間の感覚では、こういうものを

見ますとすぐリスクヘッジを考へるわけですね。リスクヘッジというのはコストを上げちゃうわけですよ、多分、私具体的に聞いていませぬけれども、信販会社を呼んで聞けば、みんなもう今そらばんはじいて何%アップにしてやろうかという、やっていると決まっています。これはコストが上がる、必ず上がるわけですね。で、コストと

いうのは一過上りなものです。下がっていくのには、今の日本の経済構造だと特に、やはり時間がかかるといふことですね、下がっていくのには、やっぱりそれから競争があると、これで徐々にしか下がらない。ところが上がる方は簡単に上がります。衆議院でこればつと決められると、すぐそれでばつと二、三%すぐ上がっちゃうんで、その辺をよくやばつと考へていただかないと、消費者保護とか何とかという美名に隠れて決して消費者のためにならないですね。その辺はぜひ考へていただきたいと思います。

○政府委員(小長啓一君) 本平先生のコメントをお読みいただきました。消費者保護の観点、大変私も傾聴させていただきました。それで、具体的にこれから法の施行に入るわけでございますけれども、クーリングオフの問題につきましても現実の動きというのをフォローアップをよくやまして、それがコストに対してどういふはね返りになっていくのかということにつきましても勉強しながら今後の対応を考へてまいりたいと思ひます。

○本平八郎君 ほかにまだ例があつて、どうしてコスト高になるかということ、これに關していろいろあるんですね。ちょっと簡単に申し上げますと、例えばサラ金業者が、私わないと借り主に販売会社と空契約をして、それから信販の方にたぐわけてすね、それで信販会社がその販売会社に売った代金はサラ金業者がさつと結託して持つていく。サラ金業者と販売会社とそれから

のサラ金を借りていた三者が結託して信販会社を陥れるという手法が、これは現実に起こっているんですけれども、こういうものも今度の抗弁権の接続でもっともとどんどん起こってくる可能性があるわけですね。そうすると、信販会社としてはそのリスクを見込まなきゃいかぬ。現実には例えば百貨店のクレジットで百貨店から物を買わせておいて、それを何というんですか、キャンセル屋が後ろへ回つてキャンセルしてそれでサラ金の方を払っていくというふうなことがあるわけですね。こういう問題が全部コストにはね返ってくるわけですね。したがって、しつこいようだけれども、ぜひその辺のことを含んでいただいで、今後行政を指導していただきたいと思うわけ

です。それで、なるべく時間を早く終われということですから、簡単に最後に行きますけれども、もう一点、ちょっと釈法に説法になりますけれども、要するに皆さん御存じのように、経済というのは統制されたらされるほど供給側が強くなるわけですね。今で言えれば販売、売方がやばつと強くなっちゃうんですね。結果的には統制があると、消費者保護のようなことも、統制というものがあるとどうしても消費者が損するというのが経済原則なんです。この辺はやはりよほど考へていただかないと、消費者のためだと思つていても、統制というものが自身が高に上っていくと、したがって、競争というものは自由なほうがいいというのは当然のことなんです。したがって、行政指導とか法規制というのは市場機能の不完全性を補完するという最低限度にとどめるべきだということなんです。ところが、これ非常に不謹慎な言い方をしますけれども、私国会へ来て非常に感じるのは、国会全体にそういうコストアップとかエフィシエンスという考へ方が非常に少ないです。それで何か正義の味方みたいなものがさつと通っちゃうというふうな感じがして非常に不安なんですけれども、そういう統制されている方ですけれども、通産省は非常に統制が少ない方だと思

いますけれども、その辺は、統制するかどうかというも、つちへ供給側が強くなるということについては何か感觸をお持ちだったらちよつと御意見伺いたいですがね。

○政府委員(小長啓一君) 通産行政の基本的な視点といたしましては、自由経済社会の中において競争原理をできるだけ發揮をさせまして、その中において民間活力をどう發揮させていくかというところに行政の基本的な視点というのがあるわけでございます。ただ、消費者行政の分野につきましましては必要最小限の規制というものはやむを得ないものと考えておるわけでございまして、今回考えております四つばかりの割賦販売法の改正の視点につきましても必要最小限の、しかも緊急を要する規制措置ということで消費者保護の観点から考えようとしておるわけでございまして、基本的な考え方は自由競争原理、その中において民間活力の發揮というのを通産行政のポイントとしておることをぜひ御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○本平八郎君 それでは、最後にちよつと意見を交えて御意見あればお伺いしたいんですけれども、要するに最近の日本の家計というのは、日立たないようですけれども、極めて家計の借金の内容といえますか、家計の内容が義務的だとか、あるいは既に契約してもう払わざるを得ないと、固定的な貯蓄——これは国民経済的に言えば貯蓄ですね。そういうようなものがどんどんふえて、自由裁量的というか任意に貯蓄できるというものを上回っちゃったわけですね。したがって、家計が極めて硬化化している。しかも住宅ローンとか消費者ローンがどんどんふえてきて家計にほとんど弾力性がなくなっている。したがって、ちよつと不況になる、あるいはちよつと給料が遅延する、ちよつと不測の支出がでるとすぐ家計が回らなくなってしまう。私は多分これがサラ金地獄の一番の発端じゃないかという気がするんです。こういうふうな極めて流動性が低下してきて、しかもそういう流動性に対する抵抗力を家計

が失っているわけですね。しかも、今後とも日本のクレジット業界というのは五十兆円ぐらいまでふえていくだろうと言われてるわけですね。これはアメリカ的なもの、どんどんふえていくわけですね。アメリカのように長い伝統があつて、そして順調に徐々に成長していった業界というのはいいんですけれども、日本のようにこういうふうにもう今でもアンバランスを持ちながらこれで五十兆円まで伸びていくということになると、どこかで大きな破綻が来るんじゃないか。しかもまだ、先ほど日本人の奥さん非常に優秀だと言いましたけれども、やはりクレジット生活、ローン生活に余り経験がないわけですね。それであつて、かりしていてもついついこれ衝動買いに入つてしまふというところもあるわけですね。その辺、やはり先ほどとは逆に日本の経済、社会、家計の特殊性といふものを考えて行政をやつていっていただかないと、下手なことをすると日本の家計というのは非常に危機にあるというふうに私は感じるんですがね。まあ御意見があればお答ええたいので私の質問を終わります。

○説明員(長沢哲夫君) 今先生が御指摘になりましたような問題は同様な分析を五十八年度の国民生活白書でやつておりまして、確かに御指摘のようには貯蓄を自由裁量的な貯蓄とそれから義務的な貯蓄に分けて推移を見てみますと、平均的な勤労者家計の場合ですけれども、ここ三年義務的貯蓄の方が上回るようになっておるんです。さらに最近の動きとしては、クレジットとか月賦とかそういう消費者信用を非常に活発に利用されるようになって一部の家計ではやはり借り過ぎという状態、それがサラ金問題、いろいろな社会問題にもなつておるというのはおっしゃるとおりだと思いますが、こうした状況に対処して消費者保護の観点からは、一面ではたまたまお話がありましたように、いろいろ法規制を通じて消費者保護を図つていくという仕事が大変だと思ひます。もう一つの柱は消費者教育、消費者に対する普及啓発活動がもう一つの柱になっております。こうした家

計の状況に対処していくのには一番大事なことは、やはり消費者自身が家計の運営や行動に当たつて、もう少しバランスや合理性を考へるようになることだと思ひますので、私どもとしては消費者教育の面でクレジットの問題等を強化していくというふうな対処が一番大事ではないかというふうな考へております。

○委員長(斎藤栄三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、佐藤栄佐久君が委員を辞任され、その補欠として内藤健君が選任されました。

○委員長(斎藤栄三郎君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(斎藤栄三郎君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。
割賦販売法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(斎藤栄三郎君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉建忠君 私は、ただいま可決されました割賦販売法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、マンスリー・クリア方式などによる信用販売については、その契約形態、経済的効果、割賦購入あつせんと類似していることにかんがみ、これら取引についても消費者保護の観点から適切な対応に努めること。

二、役務関連取引における消費者トラブルが多発していることにかんがみ、役務附帯商品について取引の対象を明確化する等消費者保護に必要な当面の措置を講ずるとともに、役務については、所要の検討を早急に行うこと。

三、割賦販売業者等が、強制執行認諾文言付公正証書作成に関する委任状を購入者から取得する場合、購入者がその内容を十分理解できるように説明等を行うよう指導すること。

四、中小企業者等の割賦購入あつせん事業の振興を図り、銀行及び銀行系クレジットカード会社の同事業への進出により、中小割賦購入あつせん業者が悪影響を受けることのないよう、必要な対策を講ずること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(斎藤栄三郎君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(斎藤栄三郎君) 全会一致と認めます。

よつて、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小此木通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小此木通商産業大臣。

○国務大臣(小此木彦三郎君) ただいま御決議の

ありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいる所存であります。

○委員長(斎藤栄三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤栄三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、武器等の輸出の禁止等に関する法律案(衆)

武器等の輸出の禁止等に関する法律案
武器等の輸出の禁止等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、戦争を放棄し、恒久の平和を念願する日本国憲法の精神にのっとり、武器等の輸出を禁止する等の措置を講じ、もつて国際的な平和及び安全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「武器等」とは、次に掲げる物をいう。

一 銃砲(産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供されるものを除く)及びこれに用いる銃砲弾並びに銃剣

二 爆弾、魚雷、爆雷その他の爆発物(信管等の起爆装置により作用する爆発物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供されるもの以外のものをいい、銃砲弾を除く。第四号において同じ。及びこれを投下し、又は発射する装置

三 火炎発射機

四 火薬類(銃砲弾及び爆発物を除く)及び爆薬安定剤であつて軍用のもの(専ら軍隊が使用するものであつて、その構造、機能等から戦闘の用に供されるものと認められるものをいう。以下同じ。として政令で定めるもの

五 戦車、装甲車その他車両であつて軍用のものとして政令で定めるもの

六 駆逐艦、潜水艦、魚雷艇その他船舶であつて軍用のものとして政令で定めるもの

七 戦闘機、偵察機その他航空機であつて軍用のものとして政令で定めるもの

八 防潜網及び魚雷防網並びに磁気機雷掃海用の浮揚性電らん

九 装甲板、鉄かぶと(軍用のものに限り。及び防弾衣

十 探照灯(軍用のものに限り。及びその制御装置

十一 無線遠隔測定装置及び無線遠隔制御装置(軍用のものに限り。並びにその他電子機器であつて軍用のものとして政令で定めるもの

十二 細菌製剤、化学製剤及び放射性製剤並びにこれらの散布、防護、探知又は識別のための装置であつて軍用のものとして政令で定めるもの

十三 専ら前各号に掲げる物に使用される部品又は附属品であつて政令で定めるもの(半製品であつて、その形状、材質等から当該部品又は附属品となると認められるものを含む。第十五号において同じ。)

十四 専ら前各号に掲げる物の製造(改造、加工及び修理を含む。以下同じ。又は試験の用に供される機械、装置その他の設備であつて政令で定めるもの

十五 専ら前号の設備に使用される部品又は附属品であつて政令で定めるもの

(輸出の禁止)

第三条 何人も、武器等を輸出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 武器等を外国において修理し、又は加工し

てこれを再輸入する目的で輸出する場合

二 品質又は数量等が契約の内容と相違するため、輸入された武器等を返送する目的で輸出する場合

三 船舶の遭難その他政令で定めるやむを得ない事故により我が国に到着した武器等を輸出する場合

(技術提供の禁止)

第四条 何人も、武器等の製造(設計を含む)の技術(武器等についての専用の技術に限る)を、外国において利用させるために提供してはならない。

(武器等の製造業者の責務)

第五条 武器等の製造の事業を行う者は、その事業を行うに当たっては、輸出の用に供される武器等の製造を行わないよう十分に留意しなければならない。

(政府の責務)

第六条 政府は、武器等の輸出等を防止するため、輸出業者、武器等の製造の事業を行う者その他の関係者に対し必要な指導を行う等適切な措置を講じなければならない。

(罰則)

第七条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価額の三倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価額の三倍以下とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 前二項(第四条に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者若しくは日本国内に住所を有する人又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であつて、日本国外においてその法人又は人の業務に関し前二項の違反行為をしたものにも、適用する。

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)及びこれに基づく命令の規定により認められ、又は許可若しくは承認を受けた武器等の輸出その他の行為については、なお従前の例による。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、有明鉱の坑内火災対策に関する請願(第二六二七号)

一、官公需に関する中小企業者の受注増大に関する請願(第二六二八号)

第二六二七号 昭和五十九年四月十八日受理

有明鉱の坑内火災対策に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町滴水四九六

小村孝

紹介議員 田代由紀男君

昭和五十九年一月十八日、三井三池有明鉱において坑内火災が発生し、死者八十三人、負傷者十六人という大惨事となつた。有明鉱は、我が国最大の炭坑であり、今回の事故は、国産エネルギー確保の観点からも深刻な影響を与え、ともに、保安体制の確立について抜本的に見直しを要請されているものと判断される。よつて、被災者に対する支援及び保安体制の確立について、早急に次の措置を講ぜられたい。

一、被災者補償の万全を期するために必要な援助措置を講ずること。

二、保安体制の整備確立を図ること。

三、災害対策に要した経費等に対する財政援助措

置を講ずること。

第二六二八号 昭和五十九年四月十八日受理
官公需に関する中小企業者の受注増大に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町滴水四九六

小村学

紹介議員 田代由紀男君

我が国経済は、最近になつてようやく好転の兆しが見えはじめたものの、中小企業の経営は、長期にわたる不況の影響を受け、なお厳しい状況にあり、いかに仕事を確保するかが最大の関心事である。特に、中小企業者の国及び地方公共団体などの官公需に対する期待は大きい。よつて、国等の官公需の中小企業向け発注枠については、可能な限り中小企業者の受注機会の増大を促進し、また、中小企業が受注しうる物件については、中小企業官公需特定品目制度の一層の活用を図り、中小企業者の受注機会の増大を促進されたい。

昭和五十九年五月二十三日印刷

昭和五十九年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局